

武蔵野音楽大学

自己評価報告書・本編

〔日本高等教育評価機構〕

平成 20 年 6 月

武蔵野音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 武蔵野音楽大学の建学の精神・基本理念	1
2. 武蔵野音楽大学の使命・目的	1
3. 武蔵野音楽大学の個性・特色	2

II. 武蔵野音楽大学の沿革と現況

1. 武蔵野音楽大学の沿革	5
2. 武蔵野音楽大学の現況	6

III. 「基準」ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	7
基準2. 教育研究組織	10
基準3. 教育課程	18
基準4. 学生	32
基準5. 教員	49
基準6. 職員	59
基準7. 管理運営	65
基準8. 財務	71
基準9. 教育研究環境	77
基準10. 社会連携	86
基準11. 社会的責務	95

IV. 特記事項

1. 多面的な企画を展開する「国際交流」	102
2. 教育職員免許法に定める「免許法認定講習」	106
3. 学生の自主的活動を育成するための学生支援と「人間形成」教育	108
4. わが国最大規模の所蔵資料を誇る「武蔵野音楽大学楽器博物館」	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 武蔵野音楽大学の建学の精神・基本理念

武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）は、建学の精神を「和」と定め、「音楽芸術美の探究」を基本理念とし、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校は、各種学校として武蔵野の地（現在：東京都練馬区）に昭和4(1929)年に創設された。

創立者福井直秋は西欧音楽の美に深く感動し、この音楽の美の探求には西欧の歴史、文化そして思想を含めた音楽の正しい理解が不可欠であると確信した。それまで長年にわたり音楽教育に従事してきた創立者にとって、音楽芸術の研鑽ならびに教養に裏付けられた人間形成すなわち人格と感性の陶冶は、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ち続けたが、当時はそのような理想的な教育を実践する場は極めてまれであった。

本学の開設には、創立者による学校の設立を強く懇請した多くの学生たちと創立者の熱意に共鳴する教職員が深く関わっており、さらに善意ある無私の協力と共通理念の具現化を願う一人一人の物心両面にわたる「和」により、本学の創設が現実のものになったのである。

創立時には学生たちが率先協力して校地の選択から校名や校章の決定、そして校舎建設用地の整地作業までも自らの手で行ったと記録されており、「和」の心があらゆる活動の原動力となるとの信念から、これを建学の精神と定めたのである。

創立時の各種学校から専門学校を経て大学へと発展し続けた80年にもおよぶ校史の中で、この建学の精神は、本学の原点として現在に至るまで脈々と受け継がれ、また本学が直面したさまざまな困難をも克服し発展し続ける源となっている。

建学の精神は、教員同士あるいは職員同士だけでなく、教員と職員との相互の信頼関係の中にもしっかりと根付いており、本学での教学面ならびに管理運営面での力強い推進力になっている。今日、高等教育の場では教育の質の保証が求められており、特に本学の教育方針の一つである「人間形成」に関しては、教員と職員との連携・協調に基づく教育活動が不可欠となる。「和」の心は、創立以来本学における教員と職員のゆるぎない信頼関係の礎にもなっており、このような信頼関係が教員と職員との強固な連携・協調活動を担保しているのである。

2. 武蔵野音楽大学の使命・目的

本学では、建学の精神を「和」とし、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、真に音楽芸術美を究める人間性豊かな人材を育成し、広くわが国の文化芸術の振興に寄与することを使命・目的にしている。本学学則第1条では「本大学は、建学の精神「和」の心を尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及びその応用的能力を展開して社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。」と定めている。本学大学院学則第4条1項では「修士課程は、音楽

芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は研究者として必要な高度の能力を養うことを目的とする。」、同条2項では「博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、その理論及び技術をさらに深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家並びに研究者を養成することを目的とする。」と定めている。

加えて、上記の使命・目的を達成するために備えなければならない徳目として、礼儀 (Propriety)、清潔 (Purity)、時間厳守 (Punctuality) の3つの励行を「**3P主義**」と呼び、本学関係者が日々実践すべき生活の規範としている。

3. 武蔵野音楽大学の個性・特色

ここで I-1 および I-2 に述べた本学の建学の精神と基本理念に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」そして実践的規範である「3P主義」を改めて取り上げ、いかなる観点から人材の育成を行っているかについて説明し、本学の個性および特色を明らかにしたい。

(1) 「音楽芸術の研鑽」

「音楽芸術の研鑽」の特色は、音楽の技術的修練だけでなく音楽芸術の正しい理解を伴ったものでなければならないという点にある。本学での「音楽芸術の研鑽」とは、知性と感性そして技術をともに磨き、真の芸術としての音楽の美を探究することにはほかならない。

具体的には、音楽芸術の研鑽過程で、①演奏または創作に関わる専門技術ならびにそれを支える高度な音感などの専門能力の修得を図ること、②専門に関わる音楽理論、音楽史などの基礎的知識を適切に教授すること、③音楽の美の探究には、広い視点からの考察が必要であることから、教養科目、外国語科目、体育科目などを積極的に教授すること、④以上の芸術的研鑽を通し、学生の芸術的想像力と思考力とを十分に育むこと、⑤芸術の研鑽の厳しさをよく理解し、専門家を目指し真摯に音楽に取り組む学習意欲をひき出すことなどが必要である。

また、専門教育での学習過程においても、大学設置基準に則った教育課程を基礎に工夫・改善を加えながらそれらを真摯に実施した上で、コンサートやオーディションなどの実践活動への積極的な取り組みを奨励し、また校外学習などの音楽活動の実体験を積み重ねることが不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、音楽教育家、研究者、コンサートなどの企画・運営を志す者などもまた同様に、さまざまな志を抱いた学生たちが集い、それぞれの頂点を目指して互いに切磋琢磨しながら知性と技術を磨き、真の芸術としての音楽美の探究に真剣に取り組んでいる。これら学生たちが学園を巣立ち実社会に出て、さまざまな分野において互いに協力・協調することにより、わが国の音楽文化の質の向上とそれを支える強い基盤と広い土壌の形成に大きく寄与していくものと確信している。両者をともに追求することが本学の建学の精神と教育理念を、現時点だけでなく将来に生かす道であると考えている。

（２）「人間形成」

「人間形成」は、前述の「音楽芸術の研鑽」と表裏一体の関係にある。ジョン ラスキン（1819－1900 英、美術評論家）は「芸術の基礎は道徳的人格に存する」と述べ、ウィリアム ジェームス（1842－1910 米、心理学者、哲学者）は「芸術は人間性の影にほかならない」と述べるなど、多くの先人や識者が述べるように芸術の探求は高潔な人格と結びつくものであり、究極のところ「人間形成」と一致すると言えることができる。

しかしこれはあくまでもあるべき理想の姿であり、大学教育が成長段階にある学生への専門的能力の教授研究ならびに高い教養を培い人格の完成を目指すものとするなら、本学では専門教育としての「音楽芸術の研鑽」と人格の完成を目指す「人間形成」とを便宜上分け、それぞれに相応の具体的な教育、指導上の施策を講ずることが、より現実的かつ妥当な方策であると考ええる。

「人間形成」について創立者は、「芸術の深さはこれを生み出すものの人間性に影響されることは、今さら言うまでもない。この人間性が裏付けされるのは、多くは一般教育であることを考えれば、音楽するものがこの一般教育をいかに重視すべきかは、自ら明瞭となるであろう。なるほど音楽大学である以上音楽を第一義的に考えるのは申すまでもないが、しかし一般教育を無視した音楽第一主義であってはならない」と述べている。ここでの一般教育を、美学、哲学、倫理学、外国語など現行の教養教育と読みかえれば、これが本学の「人間形成」教育の一つの重要な柱をなすことは明らかである。

しかし「人間形成」教育は教育課程の中でのみ完結するものではなく、むしろ学校行事、部・同好会活動などの課外活動、あるいは学生の自主的活動など、平素の大学生活の一端一端からも学ぶべき多くのものがある。本学では課外活動、学校行事、そして学友会の活動などを積極的に振興・支援し、これらの活動を通して指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い知識と教養そして豊かな感性と品格を備えた人材を育成し、わが国の文化芸術の向上と、その豊かな基盤の形成に寄与することを願っている。

実際これら広範な活動を支えるには施設設備などの整備が極めて重要である。限られた財政的基盤の中で、本学では大学設置基準に対しこれを大きく超えてその充足を図り、同基準に含まれている演奏活動の実践の場としての大小4つのコンサートホール、加えて博物館相当施設として指定された武蔵野音楽大学楽器博物館、教育目的をもって設置する男女の学生寮、軽井沢の中心地に位置する軽井沢高原研修センター（福利厚生施設）、外国人教授のための居住施設など多くの附帯施設を備えている。さらに芸術活動が自然から多くのインスピレーションや示唆を受けるものであることを考慮し、入間キャンパスの43万㎡余の校地に可能な限りの自然を保持して、理想とする教育環境を実現している。みどりの環境保全は、現在の地球温暖化対策の必要性からして今後ともますます重要であると考えている。

（３）「3P主義」

I-2 で述べたとおり、本学では、建学の精神「和」に基づく教育方針「人間形成」に即した教育を進めるにあたり、人間相互の理解と尊重とを重視するとともに、平素の身近な生活において礼儀（Propriety）、清潔（Purity）、時間厳守（Punctuality）の3つを「3P主義」と呼び、学生のみならず教職員にも学園生活の規範として実践することを求

めている。「礼儀」とは日々の挨拶から始まりマナーの徹底を図ることであり、「清潔」とは環境面だけでなく精神面での清潔を求めるもので、さらに「時間厳守」とは実生活上での約束事の遵守の第一歩であると位置付けている。

平成14(2002)年の中央教育審議会の答申「新しい時代における教養教育の在り方について」では、新しい時代に求められる教養の一つの要素として、礼儀作法をはじめとした型から入ることによって、身体感覚として身に付けられる「修養的教養」が重要な意義を持つとしている。これら身体感覚として身に付けられる「修養的教養」が一般に言われるところの教養教育と同じかどうかは、議論の分かれるところである。創立者は「この三つの実践目標だけで直ちに教養云々と口にすべきではない」と語っているが、本学では比較的容易な実践面から入り、これを学生生活の中で習慣とし品性化することが、やがて音楽するものの人格完成への第一歩であると信じ、日々これに努力を傾けているところである。

Ⅱ. 武蔵野音楽大学の沿革と現況

1. 武蔵野音楽大学の沿革

昭和 4(1929)年 2月25日	武蔵野音楽学校 設立認可 、福井直秋校長に就任
昭和 7(1932)年 5月 2日	財団法人および専門学校令による武蔵野音楽学校 設立認可、 福井直秋理事長に就任
昭和18(1943)年 1月12日	教員無試験検定取扱いの許可学校に指定
昭和24(1949)年 2月21日	武蔵野音楽大学音楽学部 設置認可 、福井直秋学長に就任
昭和25(1950)年 3月14日	短期大学部第2部 設置認可、福井直弘短期大学部学長に就任
昭和26(1951)年 2月28日	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織 変更、福井直秋理事長に就任
5月 4日	大学別科 設置認可
昭和27(1952)年 2月20日	短期大学部第1部 設置認可
昭和28(1953)年 3月31日	大学および短期大学部に専攻科 設置認可
昭和29(1954)年11月26日	教育職員免許法に定める課程（教職課程）認定
昭和33(1958)年 1月10日	音楽学部第2部 設置認可
昭和35(1960)年10月15日	江古田キャンパスに コンサートホール「ベートーヴェンホール」竣工
昭和37(1962)年 5月15日	福井直弘学長に就任
昭和39(1964)年 3月31日	大学院音楽研究科修士課程（器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻） 設置認可
4月 1日	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科修士課程 開設
昭和40(1965)年 1月19日	音楽学部に音楽学学科および音楽教育学科 増設認可
昭和41(1966)年10月 1日	福井直弘理事長に就任
昭和42(1967)年 3月23日	江古田キャンパスに コンサートホール「モーツァルトホール」竣工
10月 4日	江古田キャンパスに「楽器博物館」開設
昭和44(1969)年 3月27日	大学院音楽研究科修士課程に音楽学専攻、音楽教育専攻 増設認可
昭和46(1971)年 7月 8日	入間キャンパス 開設
昭和51(1976)年 4月 1日	音楽学部入間キャンパスにて授業開始
12月30日	入間キャンパスに「図書館・楽器博物館棟」竣工
昭和54(1979)年10月14日	入間キャンパスにコンサートホール「バッハザール」竣工
昭和56(1981)年10月 3日	福井直俊理事長に就任、福井直敬学長・校長に就任
昭和58(1983)年 1月17日	音楽学部第1部収容定員 変更認可
3月31日	短期大学部音楽教育学科第2部 廃止認可
昭和60(1985)年 3月23日	大学院音楽研究科修士課程収容定員 変更認可
昭和61(1986)年 3月18日	短期大学部音楽学科第1部 廃止認可

武蔵野音楽大学

平成元(1989)年 3月31日	音楽学部第2部 廃止認可
平成 5(1993)年 1月22日	武蔵野音楽大学パルナソス多摩（教育研修施設）開設 コンサートホール「シューベルトホール」竣工
平成 6(1994)年 4月25日	パルナソス エミネンス（特修科）開講
平成10(1998)年 2月24日	福井直敬理事長に就任
平成12(2000)年 2月16日	教育職員免許法に定める課程（教職課程）「再課程認定」
平成15(2003)年 4月 1日	大学院音楽研究科修士課程収容定員 変更認可
11月27日	大学院音楽研究科博士後期課程 設置認可
平成16(2004)年 4月 1日	武蔵野音楽大学大学院音楽研究科博士後期課程 開設
7月30日	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科 設置届出 音楽学部収容定員 変更届出
平成17(2005)年11月15日	音楽学部音楽環境運営学科 設置届出 音楽学部学科定員 変更届出
平成18(2006)年 1月17日	学芸員課程 設置届出
4月 1日	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科 開設
4月 7日	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定 （東京都教育委員会）
平成19(2007)年 4月 1日	音楽学部音楽環境運営学科 開設、学芸員課程 開設
12月27日	音楽学部収容定員 変更届出

2. 武蔵野音楽大学の現況（平成 20(2008)年 5 月 1 日現在）

大 学 名： 武蔵野音楽大学

所 在 地： 江古田キャンパス 〒176-8521 東京都練馬区羽沢 1-13-1
入間キャンパス 〒358-8521 埼玉県入間市中神 728
パルナソス多摩 〒206-0033 東京都多摩市落合 5-7-1

学 部 名： 音楽学部 学生数：1,759 人

学 部 の 構 成： 器楽学科、声楽学科、作曲学科、音楽学学科、音楽教育学科、
ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科

大 学 院 名： 大学院音楽研究科

大学院の構成： 博士前期課程（修士課程） 学生数：144 人

・器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻、音楽学専攻、音楽教育専攻

博士後期課程 学生数：21 人

・音楽専攻（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の 5 研究領域）

教 職 員： 教員数 375 人

教授：74 人、准教授：49 人、講師：42 人、特任教授：2 人、
非常勤講師：208 人

職員数 148 人

専任：138 人、嘱託：5 人、パート：5 人

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

<<1-1の視点>>

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明（現状）

A. 建学の精神・大学の基本理念の学内外への周知

「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」（以下すべての基準において「巻頭文」という。）のⅠ-1 で述べた本学の建学の精神・大学の基本理念は、下記に述べるような方法、手段により学内外に周知している。

a. 教職員

毎年、3月実施の職員研修会、4月実施の「全教員（専任・兼任）・主任（事務・技術職員）以上会議」（以下「全教員・主任以上会議」という。）における理事長・学長講話において、重要事項として本学の建学の精神・大学の基本理念に必ず言及し、その徹底を期している。特に職員研修会においては、管理運営者である各部長および図書館・楽器博物館長（以下「部館長」という。）の統括のもとに部署別研修を行い、その際にも、建学の精神・大学の基本理念の理解を深めるよう徹底を図っている。

また、原則として毎年実施する「職階別職員研修会」においても、建学の精神・大学の基本理念を一つの重要課題として、それを基本とする業務のあり方等について考察させている。

b. 学生

入学式、年度初頭のガイダンス、卒業式等の学校行事また授業の際に、建学の精神・大学の基本理念について説明し周知を図っている。さらに、学友会活動、課外活動、寮生活等を通して常にこのことに触れるとともに、実践すべき生活規範としての「3P主義」（礼儀、清潔、時間厳守）の指導に努めている。

その他、印刷物による手段として、学則を掲載している学生便覧、大学要覧、入学試験要項、シラバス、これに加えて学生の生活ガイド冊子「学生生活」（資料編【資料F-9-(1)】参照）、広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」（資料編【資料F-9-(2)】参照）、「武蔵野音楽大学Q&A」（資料編【資料F-9-(3)、資料編F-9-(4)】参照）、文藝春秋の広報欄などに掲載し、さらにウェブサイト上の学長メッセージなどで周知を図っている。

c. 保護者、卒業生等

保護者、卒業生を含む学外関係者への周知については、上記b に示した印刷物の送付やウェブサイトによる他、保護者には後援会役員会および個別の印刷物により、また卒業生には「武蔵野音楽大学同窓会」各道府県支部総会に大学教職員が出席し周知を図っている。

(2) 1-1の自己評価

建学の精神・大学の基本理念については、基準1-1の事実の説明で述べたとおり、学内外関係者に対し、さまざまな方法や媒体により周知している。また、基準6-2の事実の説明で述べているとおり、平成16(2004)年度から職員研修会に部署別研修の機会を設け、建学の精神・大学の基本理念を基礎として、職員のあるべき姿について討議し、レポートの提出を義務付けたことは、その周知のために大きな効果を上げることができた。

一方学生に対し、建学の精神・大学の基本理念の意味するところや、設定の由来を広く理解させることは容易ではないが、おおむねその周知は図られている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

学生の建学の精神・大学の基本理念に対する周知度を測る方法として、アンケート調査に新たな調査項目を取り入れる。そしてその結果に基づいて、より深い理解を与えるための新たな方策について検討する。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

<<1-2の視点>>

- 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。**
- 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。**
- 1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。**

(1) 1-2の事実の説明（現状）

A. 大学の使命・目的の設定

本学の使命・目的の内容は、「武蔵野音楽大学学則」第1条および「武蔵野音楽大学大学院学則」第4条1項、2項で定めているとおりであり、具体的内容は巻頭文Ⅰ-2で述べたとおり、人格豊かな、すぐれた音楽家、音楽教育者、研究者等を育成して、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的としている。

B. 学生、教職員への周知および学外への公表

大学の使命・目的は、基準1-1の事実の説明で述べたと同様の取り組みや方法、手段によって、学生、教職員に周知するとともに学外へ公表している。

(2) 1-2の自己評価

本学の使命・目的は、学則に明確に定めており、学内外への周知はさまざまな方策また媒体を通して図られている。すなわち、教職員について言えば、基準1-1-A-aで述べているとおり、近年職員研修会、全教員・主任以上会議、職階別職員研修会等の場において、常に建学の精神・大学の基本理念が研修の対象として盛り込まれ、これにより全教職員がこの理念を自己の職務に生かしていくという気運が高まってきている。

在学生について言えば、基準1-1-A-bで述べているように、「和」の精神の周知が図られており、特に演奏会の場において、課外活動の場において、また学生寮の生活の場においてこの精神が強く生かされている。

卒業生について言えば、音楽芸術の技術的修練のみに偏ることなく、「人間形成」教育を通して広い知識と教養を学び、人格豊かな人材として巣立った多くの卒業生たちが、音楽家としてのみならず、教育界その他さまざまな分野において互いに協力・協調することにより幅広く活躍している。さらに、全国各道府県に「武蔵野音楽大学同窓会」の支部を組織し、それを基盤として多くの卒業生が交流を図り、各地の文化活動に貢献している。

（３）１－２の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の学内外への周知は、学則を始めとするさまざまな媒体を通して徹底しているところであるが、現代社会の発達したメディアシステムを念頭におき、さらに効果的かつ効果的な方法による周知の方策を検討する。そのために本学のウェブサイトの全面改定を実施していく計画である。

また、学生が大学の使命・目的をどのように理解しているかについて、今後アンケート調査により、その実態の把握に努める。

〔基準１の自己評価〕

本学は、昭和4(1929)年の創立以来、建学の精神「和」のもとに、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げており、この基本理念は、在学生はもとより卒業生の中にも脈々と息づいている。また、教育・事務・技術職員の枠を越えた協調の精神は伝統として確立されており、この「和」の心が教学・運営活動に資するところは誠に大きい。

本学が平素の生活の中で遵守を求めている徳目「3P主義」は、教職員、学生に深く浸透しており、品格、礼節を貴ぶ明朗な校風の基礎となっている。

〔基準１の改善・向上方策（将来計画）〕

建学の精神は、学校法人が学校を設置するにあたり、教育運営上の拠りどころとするための確固たる基盤である。

本学の建学の精神とこれに基づく理念や、大学の使命・目的の設定は、その創設期における創立者の強い思いや設立に向けての学生たちの願い、建学に携わってきた多くの教職員たちの献身的な努力などが凝集された結果として成立したもので、今日まで着実に継承されている。すなわち、この精神を実践できる学生を社会に送り出すことが本学の使命であり、その結果が本学のブランドの構築につながるものと考えている。

変化の激しい現代社会においては、この精神と理念の確実な保持は決してたやすいものではなく、今後さらに、その時々の変化に即した具体的な方策によって、確実な伝承と発展に努めていく。

基準2 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

<<2-1の視点>>

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

A. 教育研究上の組織および構成

本学の使命・目的は、巻頭文I-2で述べたとおりであるが、それを達成するための教育研究組織は、学部として音楽学部、大学院として音楽研究科、および附属機関としての図書館、楽器博物館で構成されている。また、学部および大学院を横断する組織として、共通教育および共通基礎専門教育の組織を置いている。細部は図2-1-1のとおりである。

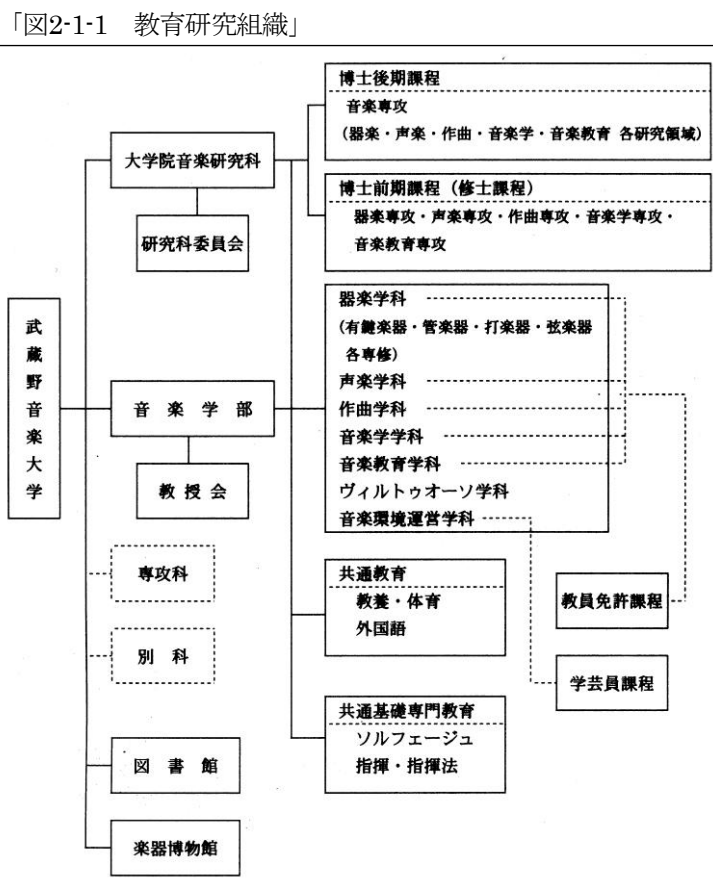
学部は7学科、大学院の博士前期課程（修士課程）は5専攻、博士後期課程は1専攻5研究領域で構成されている。これらの学部および大学院は、江古田および入間の2つのキャンパスで

教育研究を行っている。また、この2つのキャンパスそれぞれに図書館および楽器博物館を置いている。

なお、本学の専攻科、別科は、現在学生募集を停止している。

a. 学部

本学は、昭和24(1949)年、音楽学部単一の大学として設置認可を受け、器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科の組織でスタートした。その後、昭和40(1965)年、音楽学学科と、音楽教育学科の2学科の増設が認可され、以来約40年にわたり器楽（有鍵



楽器専修・管楽器専修・打楽器専修・弦楽器専修）、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5学科（以下「本5学科」という。）の組織で教育研究を行ってきた。

また、近年の社会的要請に呼応し平成18(2006)年には、器楽および声楽の実技教育に重点を置き、特に演奏家の育成に的を絞った**ヴィルトゥオーソ学科**を、さらに翌19(2007)年には、芸術文化活動を支える幅広いプロデュース能力とマネジメント能力を持つ人材の育成を目標とした**音楽環境運営学科**を開設した。以上の学科の他に、資格取得課程として、「本5学科」の学生を対象とした**教員免許課程**と、音楽環境運営学科の学生を対象とした**学芸員課程**を開設している。

学生が修学するキャンパス区分は、「本5学科」の1・2年次生と音楽環境運営学科の1年次生から4年次生までの全学生は入間キャンパスで、「本5学科」の3・4年次生とヴィルトゥオーソ学科の1年次生から4年次生までの全学生は江古田キャンパスでそれぞれ修学している。

b. 大学院

修士課程は、昭和39(1964)年、大学院音楽研究科修士課程としての設置認可を受け、**器楽専攻**、**声楽専攻**、**作曲専攻**の3専攻の組織でスタートした。

その後昭和44(1969)年、**音楽学専攻**と**音楽教育専攻**の2専攻の設置が認可され、以来学部「本5学科」に基礎を置く修士課程の5専攻の組織で系統立った教育研究を積み上げ、平成15(2003)年に入学定員を50人から65人に変更した。

さらに平成16(2004)年には、修士課程における40年におよぶ教育研究の実績を経て、修士課程の5専攻に対応した**音楽専攻**（5研究領域）1専攻を置く**区分式博士後期課程**を設置した。これにより学士課程、修士課程、博士後期課程までの一貫した教育研究を可能にする教育研究組織を整備することができた。

また、学生が学習するキャンパスは、修士課程は江古田キャンパスで、博士後期課程は入間キャンパスで、それぞれ教育研究を行っている。

c. 附属機関

図書館および楽器博物館を設置し、その概要は次のとおりである。

(i) 図書館・AV（オーディオ・ビジュアル）室

武蔵野音楽大学図書館は、楽譜、一般書、音楽に関する専門書等教育研究に必要な図書類および視聴覚資料を所蔵し、貸し出し等のサービス業務を行っている。

江古田図書館には約12万冊の蔵書とその他逐次刊行物等を、入間図書館には約9万冊の蔵書とその他逐次刊行物等をそれぞれ所蔵している。また、図書館に併置するAV（オーディオ・ビジュアル）室では、約6万5千点の視聴覚資料を所蔵し関連機器を整備して、音楽を実際の音や映像により研究することができる。資料総数は、27万5千点におよぶ。（基準9-1-E 参照）

(ii) 楽器博物館

武蔵野音楽大学楽器博物館は、東京都教育委員会から博物館法に定める**博物館相当施設**としての指定を受けている。この博物館には学芸員および学芸員補を置き、5,300点を超える楽器および関連資料を所蔵し、楽器の学術的研究を行い、加えて所蔵楽器等による博物館での研究授業、学生の論文作成、演奏の事前研究などに資料を提供し教育研究を支援している。また、この博物館は学芸員課程の博物館実習

施設としても活用されている。（基準9-1-F および特記事項4 参照）

B. 教員規模および担当学生数

a. 学部

音楽大学の特色として、授業形態の大部分が1対1の個人実技指導（以下「個人レッスン」という。）または少人数による演習および実習で行われていることから、大学設置基準に示されている基準を超えた多くの専任教員を配置している。

また、本学では専門性を重視し、作曲学科、音楽学学科のように入学定員が5人の学科であっても独立した学科組織を構成している。

下表に大学設置基準に定められている専任教員数と本学学部の専任教員数を示す。

「表2-1-1 専任教員数の比較（平成20(2008)年5月1日現在）」

区分	大学設置基準	本学の専任教員数
学 部	75人	165人

また、全国の芸術系学部の専任教員1人あたりの担当学生数と本学の比較は、表2-1-2のとおりである。

「表2-1-2 専任教員の担当学生数（平成20(2008)年5月1日現在）」

区分	全国芸術系学部の担当学生数	本学の担当学生数
学 部	21.2人	10.7人

（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編（平成19(2007)年度版））

b. 大学院

下表に大学院設置基準に定められている研究指導教員数との本学大学院の研究指導教員数（本学では学部専任教員が兼担している。）を示す。

「表2-1-3 専任教員数の比較（平成20(2008)年5月1日現在）」

区分	大学院設置基準	本学の研究指導教員数
修士課程	30人	95人
博士後期課程	14人	36人

以上のとおり、本学では充実した教員組織を構築し、学生に質の高い教育研究基盤を提供している。

C. 教育研究組織の適切な関連性の保持

a. 学部と大学院の関連性

本学の教育研究組織は、図2-1-1に示すとおり学部の7学科、修士課程の5専攻、博士後期課程の1専攻（5研究領域）で構成されている。

修士課程および博士後期課程の教育研究組織は、完成年度を迎えていない学部のヴィルトゥオーソ学科と音楽環境運営学科を除き、基礎となる学部の「本5学科」に対応した専攻区分および研究領域区分となっている。さらに、教育研究を支える教員組織は、学部の専任教員が博士後期課程まで兼担していることから、学部から博士後期課程まで一貫した体制で教育研究を積み上げる組織となっている。したがって、その関連性は強い。

また運営組織としては、学部にあっては教授会のもとにそれぞれの部会（図2-3-1参照）を置き（大学院にあっては研究科委員会のもとに学部と共通の部会が機能している。）、各部会ごとに個別の事案を検討している。それらの検討結果を踏まえ、各部会共通の事案として取り上げる必要がある場合は、学務委員会等の各委員会（資料

編【資料2-6】参照）に付託され、さらに必要に応じ大学運営委員会に諮り、最終的には教授会または研究科委員会において審議する仕組みとなっている。このように、学部および大学院に関するさまざまな事案は、部会や各委員会で検討され、最終的には教授会または研究科委員会で審議・協議されていることから、学部内の各学科間および学部と大学院は、緊密な連携による一貫した系統のもとで運営されており、十分な関連性を保持している。

b. 附属機関との関連性

図書館および楽器博物館の業務について、必要な事項を審議するための組織として図書館委員会と博物館委員会を置いている。図書館委員会では、本学の教育研究方針および利用者のニーズに基づいて、図書、楽譜、学術雑誌、AV資料等の教育研究上必要な資料の収集・整理・提供・管理等に関する方針を審議し、博物館委員会では、所蔵資料の収集・分類・活用・保管等に関する方針について審議を行っている。

また、これらの審議結果を踏まえ、所掌業務に関する大学全般の事案については、大学運営委員会に提起し検討されており、図書館、楽器博物館と学部および大学院は、緊密な連携を保持しながら運営されている。

(2) 2-1の自己評価

本学では、平成15(2003)年度以降、社会の要請に応え、学部ならびに大学院の教育研究組織の拡充を積極的に推進してきた。

すなわち学部においては、「本5学科」に加えて、平成18(2006)年にヴィルトゥオーソ学科、平成19(2007)年には音楽環境運営学科をそれぞれ開設し、1学部7学科編成とした。

また資格取得課程として、「本5学科」の学生を対象にした既設の教員免許課程の他に、平成19(2007)年に音楽環境運営学科の学生を対象とした学芸員課程を開設した。

修士課程においては、平成15(2003)年に入学定員を50人から65人へと増員する入学定員の変更を行った。これは近年、修士課程への入学志願者数が入学定員を上回る（約2倍）状況が続いたことによる対応策である。ちなみに平成20(2008)年度の志願者数は117人であった。

博士後期課程においては、上記修士課程の実績を踏まえて、平成16(2004)年に修士課程5専攻に対応した5研究領域で構成される区分式博士後期課程を開設した。

上記のように、この5年間をもって、学部から博士後期課程までの一貫した教育研究組織の編制を行うことにより確かな教学基盤の整備・拡充を系統的に図ることができたのは、本学にとって大きな成果であり、今後のさらなる発展のための重要な布石になるものと確信している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

平成18(2006)年度に開設したヴィルトゥオーソ学科は、平成21(2009)年度に完成年度を迎えるため、この学科で履修している学生が引き続きより高度な教育研究を継続することができる組織を整備しなければならない。この学科の専攻が器楽と声楽であるので、現行修士課程の器楽専攻および声楽専攻で受け入れることも一案であろう。しかしなが

ら、この学科の設置趣旨により、「本5学科」の器楽学科、声楽学科とはレッスン時間や履修科目等教育課程の編成が大幅に異なっていることから、これに相応しい教育課程について検討する。

平成19(2007)年度に開設した音楽環境運営学科は、平成22(2010)年度の完成年度に向け、この学科に対応した修士課程の新たな教育研究組織について検討し、また履修希望者が増加している「指揮」のコースについても、新たな方策を検討する。

さらに、生涯学習等近年大学に求められている新たなニーズに基づき、卒業生や社会人を対象とした音楽学習のコースとして、現在募集を停止している「別科」の再開を検討する。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

<<2-2の視点>>

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

A. 教養教育のための組織上の措置

本学の教養教育においては、教育方針の一つである「人間形成」を具体化するために不可欠な科目として教養科目21科目、外国語科目（英語、独語、伊語、仏語）、体育科目2科目をそれぞれ学則に位置付けている。この方針は、平成3(1991)年の大学設置基準の大綱化以降も堅持され、教養科目、外国語科目、体育科目を教育課程の重要な柱としている。このことを結果的に見れば、本学の教養教育が平成14(2002)年2月の中央教育審議会の答申「新しい時代における教養教育の在り方について」の理念を反映していたものと言える。

教養教育を運営するための組織は、図2-1-1、図2-3-1に示しているとおり、各学科（専修）から独立した組織として教養科目、外国語科目、および体育科目の教育を担当する共通教育の組織を置き、この組織が中心となって本学の教養教育を行っている。また、この共通教育を担当する教員は、組織上明確に区分された「教養・体育部会」と「外国語部会」に所属している。

B. 運営上の責任体制

「教養・体育部会」と「外国語部会」には専任教員を配置し、この中から選任される部会長を中心に運営が行われ、教養教育実施上の諸問題について検討を行っている。

また、部会の枠を超えて検討すべき事案が発生した場合は、その内容に応じ「学務委員会」等の諸委員会で全学的な見地からの検討がなされ、必要に応じ「大学運営委員会」に諮り、その上で教授会で審議されることから教養教育の運営上の責任体制は確立している。

(2) 2-2の自己評価

本学では、建学以来、教育方針の一つとして「人間形成」を掲げ、教養教育を「人間形成」の重要な柱と位置付けている。これは、教育方針のもう一方の柱である「音楽芸

術の研鑽」と「人間形成」が表裏一体の関係にあると考えているからである。

このような観点から、本学では、平成3(1991)年の大学設置基準大綱化以降も、教養教育科目を重視し、教養科目、外国語科目、体育科目を学則に定め、各学科から独立した組織としての「教養・体育部会」と「外国語部会」が各学科横断で教養教育を行っている。そして上記部会と学務委員会ならびに大学運営委員会からなる運営体制のもとで、教養教育が十分に履修できる運営上の体制を整備している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

これまで本学では、おおむね人文科学、社会科学そして自然科学の分野にわたり「人間形成」に必要とされる科目を選定して開設してきた。特に専門とする音楽と密接に関連する科目には「美学」、「西洋美術史」、「西洋文学Ⅰ」、「西洋文学Ⅱ」、「西洋文学Ⅲ」、「日本美術史」、「日本文学」、「音響学」などがある。また教養教育および専門教育の両方にかかる重要な科目として外国語科目を位置付けるとともに、音楽を志す者にとって健康管理・活力維持が重要であることから、「体育講義」、「体育実技」の科目も教養科目と位置付けている。

本学では創立時から一貫して教養教育の充実に努めてきたが、今後もこのような理念の上に立ち、さらに教育方針の一つである「人間形成」の具現化を一層進めるため、上記共通教育科目のコアをなす「総合教養科目（仮称）」の開設を検討するなど計画を進めていく。

2-3. 教育方針を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

<<2-3の視点>>

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

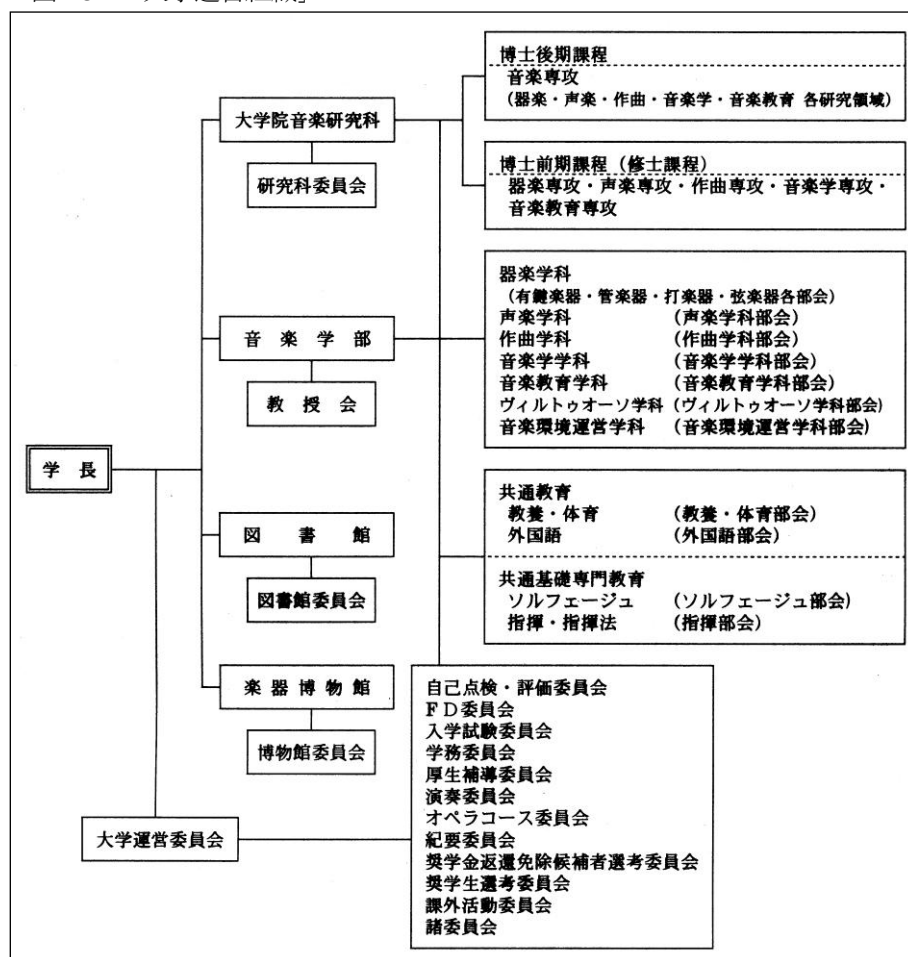
教育研究に関わる学内の意思決定機関の組織は、図2-3-1に示したとおりである。各組織の構成と審議内容等は教授会、研究科委員会および各委員会規則等に規定し、それにしたがって運営している。（資料編【資料2-5】参照）

教育研究に関わる意思決定は、学長の諮問機関である教授会および研究科委員会での審議結果を踏まえ、学長がこれを行う。教学上のさまざまな検討事項や協議事項は、教授会、研究科委員会のもとにある各学科の全教員で組織する部会を中心として運営がなされる。また、この学科部会と並列した組織として、共通教育については、「教養・体育部会」および「外国語部会」が、共通基礎専門教育については、「ソルフェージュ部会」、「指揮部会」があり、それぞれ個別の事案について必要な検討を行い改善を図っている。検討すべき事案がそれぞれの部会の範囲を超え、全学的な見地からの協議・調整を要する場合は、事案に応じ各委員会で検討がなされ、さらに必要により教授会または研究科委員会で審議される。

学生の要望等については、「学生による教員の授業評価（アンケート調査）」、カウンセラー、履修相談、ならびに個人レッスンを担当する教員からの情報等により把握し、提起される問題に応じ各部会、各委員会に必要な検討を行い対応している。

また、「大学運営委員会」では、大学の教学運営に関する事項について審議を行い、さらに必要な課題については、教授会または研究科委員会に付託するか否かについて整理・選別するための判断機能も備えている。

「図2-3-1 大学運営組織」



(2) 2-3の自己評価

本学では、教学運営に関しての諸課題について、各専攻の持つ特性から、原則として、まずそれぞれの学科部会等において検討がなされる。各教員は、1対1ないしは少人数の指導を通し学生のさまざまな要望または情報等を直接把握しているため、その場で広く意見を交換し審議することは、教学運営上重要かつ有益である。

試験の課題、あるいは専攻ごとの授業の進度、教材等は、各部会において決定される。しかし、専攻を超え学科共通の、あるいは大学全体に関わる問題については、各種委員会や上部の教授会、研究科委員会等、該当する審議機関に検討が委ねられ処理される。この意思決定の仕組みは有効に機能し、組織間の連携は十分に保持されている。

大学運営委員会は、教学運営上の視点から各部会、各委員会から提起された課題を整理、選択し、かつ手順を適切に判断して、教育研究に関わるさまざまな問題を円滑、迅

速に処理する組織として機能している。

(3) 2－3の改善・向上方策（将来計画）

大学全入時代を迎え、大学を取り巻く環境はますます厳しさを増し、入学する学生のニーズやレベルも年々多様化してきている。このような状況の中で、今後とも従来どおりの教育効果を確保していくためには、多様な価値観や個性を持つ学生の要望を適切に汲み上げ、これらに対応する組織、体制を恒常的に整備していく努力が必要である。このため新たなニーズに対応する第一歩として既存の各種委員会の組織について見直し、改組を行う。

〔基準2の自己評価〕

本学の教育研究組織は、学生のニーズや社会環境の変化に対応し、学部にあつては「本5学科」に加えヴィルトゥオーソ学科と音楽環境運営学科を開設し7学科とした。また、大学院にあつても同様に博士後期課程を設置して、学部から博士後期課程まで一貫した音楽芸術の研鑽を可能とする教育研究組織を整備し、系統立った教学基盤の強化を図った。これら教学基盤の拡充により学内での教育研究面での活性化が図られ、その結果教職員の教育研究に対する意識と意欲がさらに高まった。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

本学が平成16(2004)年度以降取り組んできた教育研究組織の拡充については、平成18(2006)年度にヴィルトゥオーソ学科を、翌19(2007)年度に音楽環境運営学科を新たに開設し一定の成果を上げつつある。さらに引き続き、これら新設2学科の教育研究に対応する大学院での専攻等の開設、および教育課程の設定等について検討を進める。

また、近年大学に求められている新たなニーズに基づき、生涯学習、リフレッシュ教育等、卒業生や社会人を対象とした「別科」の再開を平成21(2009)年を目途に検討する。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

<<3-1の視点>>

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3-1-② 教育目的達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の事実の説明（現状）

A. 教育目的・目標

本学の教育目的・目標は、巻頭文Ⅰ・2 に述べているとおり、建学の精神および基本理念に基づきすぐれた人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することである。このため、学部では、学士の課程に相応しい音楽芸術の基礎・基本の教育研究を行い、大学院においては、修士課程および博士後期課程それぞれに相応しい、一層高度で専門的な教育研究を発展的に行うことを目標としている。

B. 教育課程の編成方針

本学は創立以来、西欧音楽芸術を主とした「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」とを教育研究方針として、学部においては特に低学年で専門教育の基礎・基本を中心に、学年進行にしたがって段階的に、個々の進路にあわせたより高度な履修ができるよう教育課程を編成している。

大学院においても学部と同じ教育方針に則り、学部での基礎・基本を重視した教育の延長線上に音楽家、研究者および音楽教育者として必要な高度の能力を涵養できるよう、教育課程を編成している。

基準2-1-A で述べたように学部は7学科、大学院の修士課程は5専攻、博士後期課程は1専攻5研究領域からなり、学部7学科、修士課程5専攻、博士後期課程5研究領域ごとに、次のような教育課程を編成している。

学部は、学科（専修）ごとに授業科目を専門科目、共通科目、共通基礎専門科目に区分する。専門科目は、各学科の特性に基づき、必修科目、選択科目（選択必修科目、選択科目）に区分整理し（本学では自由科目は設定していない）、履修年次ごとに編成している。共通科目は、教養科目、外国語科目、体育科目を必修科目または選択必修科目として編成している。共通基礎専門科目は、ソルフェージュ、音楽理論（和声を基本とする）、音楽史、ピアノ（副専攻）を必修科目として編成している。

修士課程では、教育課程を専攻ごとに、それぞれ必修科目、専攻領域選択科目、関連領域選択科目に区分し編成している。

博士後期課程では、教育課程を研究領域ごとに、それぞれの研究領域共通必修科目、研究領域別必修科目、研究領域共通選択科目に区分し編成している。

また、音楽実技（器楽、声楽）の修練には、基本的に次のような条件が伴う。①音楽の研鑽には不断の継続的な努力が必要であり、音楽的、技術的な達成度には上限が

定められるものではないこと、②したがって音楽技術の修練にあたり、学生の技量および学習進度は一人一人異なるので、それぞれその進度に合わせた指導が必要であること、③このようなことから、レッスンを受けるためには毎回十全の予習・復習が必須であり、これに多くの時間を要すること。

以上の理由から学部、また大学院にあっても、音楽実技の科目については、年次ごとに段階を追って単位を修得しなければならないので、本学では学年制と単位制を併用した教育課程を編成している。

a. 学部

学部の教育課程は、学科別の専門科目、各学科共通で履修する共通科目および共通基礎専門科目で構成される。これを各学科の特性に基づき必修科目、選択必修科目、選択科目に区分整理し、各年次別に開講する科目と履修登録単位数の上限を定めて、科目・単位数が特定の年次に偏重しないよう適切に編成している。

表3-1-1は、上記の方針にしたがい、学生が履修する際の共通科目と共通基礎専門科目および専門科目ごとに定めた、各学科の年次別履修登録単位数の上限を示している。

「表3-1-1 全7学科の履修科目および履修登録単位の上限」 (数字は履修登録単位の上限数)

科目区分等 学 科		共通科目			共通基礎専門科目				専門 科目	年次別履 修登録単 位の上限
		教養 科目	体育 科目	外国語科目	ソルフェ ージュ	音楽 理論	音楽史	ピアノ (副専攻)		
器楽学科 (例：有鍵 楽器専修 ピアノ)	1年次	8	2	4(英語、独語)	2	4	4		12	36
	2年次	8		4(英語、独語)	2	4	4		18	40
	3年次	4		4(英語、独語)					26	34
	4年次	4							26	30
声楽学科	1年次	8	2	4(独語、伊語)	2	4	4	2	12	38
	2年次	8		4(独語、伊語)	2	4	4	2	20	44
	3年次	4		4(独語、伊語)				2	28	38
	4年次	4							30	34
作曲学科	1年次	8	2	4(英語、独または仏語)	2		4	2	18	40
	2年次	8		4(英語、独または仏語)	2		4	2	22	42
	3年次	4		4(英語、独または仏語)				2	24	34
	4年次	4							18	22
音楽学 学科	1年次	8	2	4(英語、独または仏語)	2	4	4	2	16	42
	2年次	8		4(英語、独または仏語)	2	4	4	2	20	44
	3年次	4		4(英語、独または仏語)					18	26
	4年次	4							24	28
音楽教育 学科 (例：ピアノ)	1年次	8	2	4(英語、独または伊語)	2	4	4		12	36
	2年次	8		4(英語、独または伊語)	2	4	4		22	44
	3年次	4		4(英語、独または伊語)					32	40
	4年次	4							26	30
ヴィルトゥ オーソ学 科	1年次	4		2(英、独、伊、仏語から 1科目)	2	4	4		22	38
	2年次	4		2(英、独、伊、仏語から 1科目)	2	4	4		22	38
	3年次	4		2(英、独、伊、仏語から 1科目)					32	38
	4年次	4							22	26
音楽環境 運営学科	1年次	4		4(英、および独、伊、仏 語から1科目)			4		32	44
	2年次	4		4(英、および独、伊、仏 語から1科目)			4		30	42
	3年次	4		2(英語)					30	36
	4年次	4							22	26

(i) 器楽学科

有鍵楽器（ピアノ・オルガン）、管楽器、打楽器、弦楽器の各専修に区分し、専攻楽器の演奏技術の錬磨と、あわせて豊かな専門知識と音楽性の育成を図る。

(ii) 声楽学科

声楽について、その歌唱技術の錬磨と、あわせて豊かな専門知識と音楽性の育成を図る。その基礎の上に発展的に歌曲、オペラ等の表現法も修得させる。

(iii) 作曲学科

作曲理論と創作に必要な技法ならびに様式の研究と、豊かな音楽性および創造性の育成を図る。

(iv) 音楽学学科

地域、民族や文化、時代などにより異なるさまざまな音楽を、理論的に調査・研究するための能力の育成を図る。

(v) 音楽教育学科

幅広い教養と音楽の専門的な知識・技術を身に付けさせ、音楽教育者・指導者の育成を図る。

(vi) ヴィルトゥオーソ学科

器楽または声楽の演奏実技の体得に重点を置き、すぐれた演奏能力と音楽性の育成を図る。

(vii) 音楽環境運営学科

音楽の知識と技術を身に付け、音楽芸術文化活動を支えるプロデュース能力やマネジメント能力の育成を図る。

上記7学科（専修）の他に、資格取得のための2課程（教員免許課程・学芸員課程）を編成している。教員免許課程は上記7学科のうち新設したヴィルトゥオーソ学科および音楽環境運営学科を除く5学科（以下「本5学科」という。）の学生を履修対象とする。この課程を修了することにより、**中学校教諭1種免許状（音楽）**および**高等学校教諭1種免許状（音楽）**を取得できる。学芸員課程は、音楽環境運営学科の学生を履修対象とし、**学芸員**の資格を取得できる。

b. 大学院

修士課程においては、学部の「本5学科」各学科に対応する5専攻に区分し、博士後期課程においては、修士課程の専攻区分に対応する5研究領域に区分して、それぞれ一貫した教育課程を編成している。

また、修士課程の学生で、中学校教諭1種免許状（音楽）と高等学校教諭1種免許状（音楽）を取得または取得資格を有する者は、修士課程を修了することにより、**中学校教諭専修免許状（音楽）**および**高等学校教諭専修免許状（音楽）**を取得できる。

C. 教育目的の教育方法等への反映

学部の各学科および大学院の各専攻と各研究領域の具体的な授業科目および内容は、基準3-2-Bで述べているとおりであり、これらについて教育研究を行うため、次のような教育方法で年間35週の授業期間を設定している。

a. 学部

(i) 専攻実技

① 個人実技指導（個人レッスン）

音楽実技の指導は基本的に1対1の個人実技指導（以下「個人レッスン」という。）としているが、この個人レッスンは原則として毎週1回行うものとし、レッスン時間は、学科の特性や実技区分（専攻実技、副専攻実技）により異なっている。（表3-1-2 参照）

なお、学生がレッスンを受けるには多くの練習時間（予習・復習時間）を必要とするため、十分な練習室を確保している。

「表3-1-2 音楽学部1週あたりの個人レッスン時間（平成20(2008)年5月1日現在）」

学年		1年次	2年次	3年次	4年次
区分					
器楽・声楽・作曲各学科専攻実技		40分	60分	60分	60分
ヴァルトゥオーソ学科 専攻実技	有鍵楽器・打楽器・弦楽器	90分	90分	90分	90分
	管楽器、声楽	60分	60分	90分	90分
音楽教育学科専攻実技		40分	40分	40分	40分
ピアノ等（各学科に共通する副専攻実技）		20分	20分	20分	20分
音楽環境運営学科の音楽実技		30分	30分	30分	30分

② アンサンブル実技指導

音楽実技の修練には、独唱・独奏（ソロ）のみならず重唱・重奏・合奏・合唱等アンサンブルがあり、これらアンサンブルの技術はソロの技術と同様に、演奏活動にとって必須である。このため、器楽学科の各専修および声楽学科の教育課程には、「合奏」、「室内楽」、「伴奏法」、「オーケストラスタディ」、「オーケストラ」、「ウィンドアンサンブル」、「オペラ」等の科目を設定して、その指導にあたっている。

学生の各種アンサンブルへの参加資格は、公平性を期すために学業成績またはその都度行うオーディションにより選拔し、各種アンサンブルでの演奏の機会を与えている。また、選拔されなかった学生に対しても、別途にオーケストラ、コンサートバンド、フルートオーケストラ等を編成し、アンサンブルを履修できるよう配慮している。

(ii) クラス授業

① 少人数による演習

音楽学学科と音楽教育学科にあつては、卒業論文の作成を目標にした少人数による演習形式での指導を行っている。2人から4人を1クラスとし、研究テーマの設定、研究の方法、分析と考察の進め方、論文構成、論術の方法、各種データ（図表、カタログ、分析表、参考文献等）の作成およびその活用方法等について、学生の学習進捗状況に応じ進めている。

② 教養科目

教養科目は、専門科目の補完的な科目としてよりもむしろ、本学の教育方針に則り、学生の将来に向けての人間形成を促すための重要な科目と位置付けている。このため4年間を通し専門教育と平行し継続的に履修できる教育課程とし、幅広い教養を身に付けることができるよう配慮している。

③ 習熟度に応じたクラス編成

授業科目の中の英語、ソルフェージュについては、入学時における学生の基礎的学力にすでに差があることから、それぞれの学力に応じて習熟度別クラスを編成し、より効果的な教育に努めている。なお、このクラス編成は、前学年度の学生の学力試験

の結果にしたがい毎年度改めて編成を行っている。

④ クラス授業等の学生数

授業科目のクラス編成および1クラスの履修学生数は、基準4-1-C-b に示すとおり行っている。

b. 大学院

(i) 修士課程

修士課程では、学部で修得した基礎・基本の上にたって、さらに高度な専門的研究を進めるため、各専攻別に以下のような方針により教育課程を編成している。

器楽専攻および声楽専攻においては、それぞれ演奏技術と表現力の修練、音楽家としてのより深い知識の習得と感性の錬磨を目的として、個人レッスンと専攻実技に関わる作品研究や作品分析演習等を通して研究を深めている。また、修了要件として、修士論文および公開方式による実技試験を課している。

作曲専攻においては、より高度な作曲技法の修練と作曲家としての感性、創造力の錬磨を目的として、個人指導による作曲技法の研究と、作品分析演習、作曲技法演習等を通して研究を深めている。また、修了要件として、修士論文および作品審査を課している。

音楽学専攻と音楽教育専攻においては、それぞれ修士論文作成を目標として、学生の研究計画に沿って研究の目的、対象、方法等を検討し、個別に具体的な指導を行っている。また、修了要件として、修士論文および口述試験を課している。

修士課程における1週あたりの個人レッスン時間は、表3-1-3のとおりである。

「表3-1-3 修士課程1週あたりの個人レッスン時間（平成20(2008)年5月1日現在）」

区分	学年	
	1年次	2年次
専攻研究実技（器楽専攻・声楽専攻・作曲専攻）	60分	60分
副専攻実技	20分	20分

(ii) 博士後期課程

博士後期課程では、修士課程で身に付けた知識・技術の上にたって、さらに高度で専門的な知識と表現力を修得し、自立して芸術活動を展開するに相応しい能力を身に付けることを目的として、教育課程を編成している。

博士論文の作成にあたっては、研究指導教員による個人指導の他、1年次では研究領域ごとに全学生と複数の教員とによる検討会が行われる。この検討会で、学生は各人の論文作成の進捗状況を相互に報告・検討し、論文作成の基礎を固める。また2年次、3年次では、「研究領域研究指導」教員の指導のほか、必要に応じて他の領域の教員からも指導を受け一層研究を深めることができる。

論文審査では、すべての研究領域において、まず予備審査が行われ、次いで本審査の審査委員による査読および口述試験を経て評価される。器楽および声楽の各研究領域においては、論文審査および原則として3年次に行う学位審査演奏の評価を基礎として学位認定を行う。また、作曲の研究領域においては、同様に論文審査および学位審査作品の評価を基礎として行う。なお器楽、声楽の各研究領域における学位審査演奏、および作曲の研究領域における学位審査作品の評価を受けるためには、1・2年次に行う、それぞれ「研究演奏」または「作品発表演奏」に合格することを条件とする。

博士後期課程の1週あたりの個人レッスン時間は、表3-1-4のとおりである。

「表3-1-4 博士後期課程1週1人あたりの個人レッスン時間（平成20(2008)年5月1日現在）」

区分		学年		
		1年次	2年次	3年次
演奏法特別研究Ⅰ	器楽研究領域・声楽研究領域（歌曲・オペラ）	60分	60分	60分
演奏法特別研究Ⅱ		30分	30分	30分

（２）３－１の自己評価

本学の学部および大学院の教育課程は、社会や学生の今日的状況等を考慮し、平成16(2004)年度に「本5学科」の全専修について教育課程を全面的に見直し、選択科目の拡充や各学年の履修単位の平準化を図った。また同年度には博士後期課程を設置し、「本5学科」の学部から大学院博士後期課程までの一貫した教育課程を構築した。この課程は、平成18(2006)年度に完成年度を迎えて、博士第1号を社会に送り出すことができた。

同様に、社会の要望に応え、平成18(2006)年度にはヴィルトゥオーソ学科を、翌年度には音楽環境運営学科を開設し、それぞれの教育目的に特化した教育課程を編成した。目下この特色ある教育課程により、両学科では順調に所期の教育成果を上げつつある。

（３）３－１の改善・向上方策（将来計画）

新設した学部の2学科（ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科）については、当該学科がまだ完成年度を迎えていないことから、現時点での教育課程の運用に遺漏なきを期す一方、両学科それぞれの完成年度までに、接続した修士課程の開設を検討する。

３－２. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

＜＜３－２の視点＞＞

- ３－２－① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- ３－２－② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- ３－２－③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- ３－２－④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- ３－２－⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- ３－２－⑥ 教育内容・方法に特色ある工夫がなされているか。

（１）３－２の事実の説明（現状）

A. 教育課程の体系的な編成とその概要

a. 学部

学部にあつては、基準3-1-B で述べた編成方針に基づき、各学科の専門性を考慮した基礎・基本を確実に修得し、それに続き多様な専門科目を十分学習できるよう、平成16(2004)年度、「本5学科」の教育課程を全面的に見直し改正した。（大学学則別表Ⅰ 音楽学部教育課程 参照）

教育課程は表3-1-1に示すとおり、共通科目、共通基礎専門科目および専門科目に区

分し、各学科（器楽学科においては4専修）の特性を踏まえた上で開設している。なお、履修登録単位の上限については、表3-1-1およびデータ編【表3-4】に示すとおり各学科、各学年に、それぞれ履修単位の上限を定めている。

b. 大学院

(i) 修士課程

学部における学習を基盤とし、より高度な研究能力と専門性を育成するために修士課程を置く。この課程には学部の「本5学科」に対応する5専攻を置き、2年間の在学期間にわたり、専攻ごとに必修科目、専攻領域選択科目および関連領域選択科目別の授業科目と単位を定め、合計30単位以上を修得するものとする。

また、器楽、声楽、作曲の各専攻分野の学生が、演奏（作曲）技術の修練のみに偏ることなく広い視野から研鑽に取り組むよう、5専攻すべてに修士論文の提出を義務付けている。授業科目および単位数は、大学院学則別表第Ⅰに定めている。

(ii) 博士後期課程

自立して芸術活動、研究活動を行うことができるすぐれた音楽家、音楽研究者、音楽教育者を養成するため、修士課程に接続した区分式博士後期課程を置く。この課程は、修士課程の専攻に対応した5研究領域を持つ1専攻（音楽専攻）とし、3年間の在学期間にわたり、各研究領域別に必修科目4単位および選択科目6単位の合計10単位以上を修得するものとする。

器楽、声楽の各研究領域にあつては、博士論文の作成と演奏審査を、作曲の研究領域にあつては、博士論文の作成と作品審査を、音楽学、音楽教育の各研究領域にあつては博士論文の作成を義務付け、研究領域別に授業科目を編成している。なお、授業科目および単位数は、大学院学則別表第Ⅰに定めている。

B. 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の概要

a. 学部

基準3-1-B で述べた編成方針に基づき、本学が開講する学部の学科別授業科目は、大学学則別表Ⅰに、また、その授業内容は、シラバスに明記している。学科ごとの開講科目の単位数の平均は、約228単位となっている。これは、4年以上在学し124単位以上を修得しなければならないという卒業要件（本学学則第16条参照）の約1.8倍にあたる単位数となっている。これにより、学生は多様な開講科目の中から、自己の修学目標に沿った授業科目を履修することにより、幅広い知識・技術を修得することができる。

(i) 学科（器楽学科は4専修）別の授業科目の内容の概要

全7学科（器楽学科は4専修）学科別の授業科目は大学学則別表Ⅰのとおりであり、各学科の専門科目について必修科目、選択必修科目、選択科目に区分している。次にその主要科目を記述する。

ソルフェージュ、音楽理論、音楽史、教養科目、外国語科目は、全ての学科に共通であるが、音楽理論は基本として和声を履修した後、さらに上級学年では対位法等へ発展的に履修を可能にしている。また外国語科目については、原則として英語および独語、伊語、仏語の中から、各学科、専修に最も関連の深い語学を1科目選び、2ヵ国語を履修できるようにしている。

① 器楽学科

器楽学科では、以下の科目を開講しているが、この学科は有鍵楽器（ピアノ、オルガン）、管楽器（フルート、オーボエ等の木管楽器、トランペット、トロンボーン等の金管楽器）、打楽器（マリンバ、ティンパニ、打楽器）および弦楽器（ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、ハープ）の4専修に区分され、各専修はそれぞれ独立した教育課程を有しているので、学科区分に相当すると考えられる。なお、括弧内の楽器は、専攻実技に固有な楽器を記している。

必修科目：「専攻実技、合奏（管楽器、管打楽器、打楽器、弦楽器）、ピアノ（副専攻）、卒業演奏」等

選択必修科目：「楽式、楽器学、楽曲研究、日本音楽概論、通奏低音、即興演奏、各種合奏」

選択科目：「ピアノ二重奏、伴奏法、合唱、指揮、重奏、オーケストラスタディ、室内楽、音楽美学、特殊音楽史」等

② 声楽学科

声楽学科では、以下のような科目を開講している。

必修科目：「声楽、合唱（混声、女声）、ピアノ（副専攻）、卒業演奏」等

選択必修科目：「楽器学、楽曲研究、日本音楽概論、楽式」

選択科目：「伴奏法（オペラ）、合唱、オペラ、オペラ基礎演技、音声学、指揮」等

③ 作曲学科

作曲学科では、以下のような科目を開講している。

必修科目：「作曲、作曲技法演習、作品発表、ピアノ（副専攻）、卒業作品」等

選択必修科目：「管弦楽法、楽曲研究、日本音楽概論、声楽（副専攻）」等

選択科目：「管楽器、打楽器、弦楽器、合奏、合唱、指揮、音楽美学」等

④ 音楽学学科

音楽学学科では、以下のような科目を開講している。

必修科目：「音楽学概論、楽書講読、音楽学演習、音楽学総合演習、ピアノ（副専攻）、卒業論文」等

選択必修科目：「合唱、音楽学特別演習、音楽ジャーナリズム論」等

選択科目：「合奏、対位法、楽式、楽曲研究、特別実習（西洋古楽、雅楽、箏）」等

⑤ 音楽教育学科

音楽教育学科では、以下のような科目を開講している。

必修科目：「専攻実技、音楽教育学概論、音楽教育史、音楽教育演習、ピアノ（副専攻）、声楽（副専攻）、卒業論文」等

選択必修科目：「合奏、合唱、音楽心理学、楽曲研究、日本音楽概論、管弦楽法」等

選択科目：「教材研究、指揮、特別実習（西洋古楽、雅楽、箏等）」等

⑥ ヴィルトゥオーソ学科（平成18(2006)年度開設）

器楽または声楽の演奏実技の体得に重点を置き、すぐれた演奏能力の育成をねらいとし、以下のような科目を開講している。

必修科目：「専攻実技、レパートリー研究、研究演奏、演奏ゼミナール、卒業演奏」

等

選択必修科目：「プログラム文章論、舞台心理研究、舞台芸術概論」等

選択科目：「合奏、室内楽、重奏、オーケストラスタディ、オペラ基礎演習」等

⑦ 音楽環境運営学科（平成19(2007)年度開設）

音楽の知識と技術を身に付け、音楽芸術文化活動を支えるプロデュース能力とマネジメント能力の育成をねらいとし、以下のような科目を開講している。

必修科目：「音楽環境運営研究、音楽芸術運営実習、芸術文化政策論、アートマネジメント論、コンピュータ音楽基礎実習、音楽実技、卒業論文」等

選択必修科目：「舞台技術概論、演劇論、演出論、劇場運営論、劇場音響概論」等

選択科目：「ポピュラー音楽概論、日本音楽概論、諸民族音楽概論、管弦楽法」等

（ii）資格取得のための課程の授業科目

① 教員免許課程

「本5学科」に教員免許課程を置く。「教育職員免許法施行規則」（文部科学省令第31号）にしたがい、中学校教諭1種免許状（音楽）および高等学校教諭1種免許状（音楽）を取得するために、教科に関する科目「ソルフェージュ、声楽、器楽、指揮法、音楽理論、作曲法、音楽史」および大学学則別表Ⅱに示す教職に関する科目（「教師論」等31単位）と履修指定科目（「法学」等10単位）を開講している。さらに、「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）にしたがい、中学校教諭免許取得希望者には7日間の介護等体験を実施している。

② 学芸員課程

音楽環境運営学科に学芸員課程を置く。博物館法にしたがい、学芸員の資格を取得するために、「生涯学習論、博物館学概論、博物館実習」等を必修科目として、さらに「西洋美術史、自然科学概論、文化史」を履修指定科目として、それぞれ開設している。（大学学則別表Ⅲ、およびシラバス参照）

b. 大学院

基準3-1-B-b で述べた編成方針に基づき、学部「本5学科」の専門性を踏まえ、さらに高度な教育研究を継続して学習できるよう、修士課程・博士後期課程の教育課程を編成している。以下のような授業科目を開講しているが、その具体的な内容は、大学院学則別表第Ⅰおよびシラバスに記述している。

（i）修士課程

修士課程は、2年以上在学し、大学院学則別表第Ⅰにより専攻別に所定の単位修得を義務づけている。

① 器楽専攻

必修科目：「専攻研究 実技、修士論文演習、作品研究、文献学研究」

専攻領域選択科目：「伴奏法研究、作品分析演習」等

関連領域選択科目：「室内楽奏法、指揮法、音楽理論演習、楽書講読」等

② 声楽専攻

必修科目：「専攻研究 実技、修士論文演習、作品研究、文献学研究」

専攻領域選択科目：「重唱研究、発音法研究、歌曲研究・歌劇研究」等

関連領域選択科目：「指揮法、音楽理論演習、音楽史特殊研究、楽書講読」等

③ 作曲専攻

必修科目：「専攻研究 実技、修士論文演習、作品研究、文献学研究」

専攻領域選択科目：「作品分析演習、作曲技法演習」

関連領域選択科目：「指揮法、音楽理論演習、音楽史特殊研究、楽書講読」等

④ 音楽学専攻

必修科目：「専攻研究、総合演習、文献学研究」

専攻領域選択科目：「音楽学研究、特別講義、演奏研究」

関連領域選択科目：「副専攻実技（ピアノ）、指揮法、音楽理論演習」

⑤ 音楽教育専攻

必修科目：「専攻研究、総合演習、文献学研究」

専攻領域選択科目：「音楽教育研究、音楽教育文献研究、特別講義」

関連領域選択科目：「副専攻実技、指揮法、音楽理論演習、音楽史特殊研究」等

(ii) 博士後期課程

博士後期課程は、3年以上在学し大学院学則別表第Ⅰにより研究領域別に所定の単位修得を義務づけている。

① 器楽研究領域

研究領域共通必修科目：「研究領域研究指導、研究領域論文演習」

研究領域別必修科目：「演奏法特別研究Ⅰ」

② 声楽研究領域

研究領域共通必修科目：「研究領域研究指導、研究領域論文演習」

研究領域別必修科目：「演奏法特別研究Ⅰ」

③ 作曲研究領域

研究領域共通必修科目：「研究領域研究指導、研究領域論文演習」

研究領域別必修科目：「作品研究」

④ 音楽学研究領域

研究領域共通必修科目：「研究領域研究指導、研究領域論文演習」

研究領域別必修科目：「音楽学総合研究」

⑤ 音楽教育研究領域

研究領域共通必修科目：「研究領域研究指導、研究領域論文演習」

研究領域別必修科目：「音楽教育総合研究」

器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5研究領域に共通の科目として、上記共通必修科目、領域別必修科目に加えて、次の科目を置く。

各研究領域共通選択科目：「演奏法特別研究Ⅱ、指揮法実技研究、ソルフェージュ
特殊講義、音楽理論特殊講義、西洋音楽史特殊講義、日本・東洋音楽
史特殊講義、音楽美学特殊講義、文献演習Ⅰ、文献演習Ⅱ、文献演習
Ⅲ」

C. 年間学事予定、授業期間の明示と適切な運営

学部・大学院ともに年間の学事予定と授業期間は、前期18週、後期17週の合計35週とし、前年度の秋期に決定する。これに基づき作成した次年度の学事予定、シラバ

ス、授業時間割、学生便覧等を事前に学生に配付し、かつ新年度のガイダンスの際に詳細な説明を行い、その周知に努めている。また、同様にこれらを教職員にも事前に配付し、周知徹底を図っている。さらに学内においては、3ヵ月ごとの詳細な行事予定表（学園、大学、および大学院の諸行事と授業計画）を配付している。

毎週定期的に開催するチーフ会議において、学内の決定事項、学事に関する諸行事の内容、所掌事項等を連絡し相互に把握して、円滑な業務処理を行うための情報の共有に努めている。

D. 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件の設定と適用

a. 学部

(i) 年次別履修登録単位の上限

基準3-1-B-a の表3-1-1、データ編【表3-4】で示しているとおり、年次別履修登録単位の上限を設定し適用している。

(ii) 進級基準

本学では、「本5学科」について、3年次への進級に際し進級基準を設けている。この基準は、3年次に進級する時点で、基礎的な修学が不足している学生には進級を認めず、必要な単位を修得した上で3年次への進級を認めて、学生の学習意欲の持続と進級後の教育効果をねらっている。なお、この進級基準は、大学学則別表Ⅳに記述している。

(iii) 卒業要件

4年以上在学し、かつ所定の授業科目を履修し124単位以上を修得することを学部の卒業要件とする。また、在学年限は最長6年と定めている。ただし、休学期間は通算して2年を限度とし、これを在学年限に算入しない。

(iv) 卒業認定：教授会の審議を経て学長が認定する。

b. 大学院

(i) 修了要件

修士課程の修了要件は、2年以上在学し、かつ所定の30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査および最終試験に合格することと定めている。なお、4年を超えて在学することはできない。

博士後期課程の修了要件は、3年以上在学し、かつ所定の10単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査および最終試験に合格することと定めている。なお、5年を超えて在学することはできない。

ただし、休学期間は修士課程および博士後期課程いずれも通算して3年を限度とし、これを在学期間に算入しない。

(ii) 修了の認定：研究科委員会の審議を経て学長が認定する。

E. 教育・学習結果の適切な評価

a. 学部

(i) 音楽実技の評価基準

音楽実技試験は、原則として8人以上の採点者による10点法とし、最高点と最低点を除外した有効採点者の得点の平均値を、データ編【表3-2】の成績評価基準に基づき判定し、S・A・B・C・Dの評価を行っている。なお、不合格者には再試験による受験機

会を与えている。

(ii) クラス授業等の評価

授業担当教員は定期試験の他、テストの成績、レポートの内容等を評価し、データ編【表3-2】の成績評価基準に基づき判定し、S・A・B・C・Dの評価を行っている。演習など試験を行わない科目については、学生の関心度、勉学意欲、学習態度等により、授業担当教員が総合的に判断し評価している。

(iii) 出席要件

学生の学習意欲を喚起し教育成果の向上を図るため、出席回数について、当該授業科目の授業実施回数の3分の2以上を、また集中講義にあつては、当該授業科目の授業実施回数の5分の4以上を出席しなければ、試験結果にかかわらず当該科目の単位修得の資格を失うものとする。

b. 大学院

大学院での評価形式・方法は、学部と同様である。

F. 成績評価の有効な活用

これらの成績評価は、学部・大学院ともに、各種奨学金受給者等の選考・推薦、合奏授業等の履修資格者の選抜、および学内外の各種演奏会への出演者の選抜・推薦等の判定の資料として、また学習指導における参考資料等として有効に活用している。

G. 教育内容・方法の特色ある工夫

a. 公開試験「グループコンサート」とステージ体験

「グループコンサート」は、表3-2-1に示すように、器楽学科、声楽学科および音楽教育学科2・3・4年次の該当する学生の前期実技試験として、公開の演奏会形式で行う試験である。各専攻の特性によって実施学年は多少異なるが、通常の試験と異なり、ステージ上での演奏体験を考慮に入れ評価するものである。この試験は当該年度の年度末実技試験の予備審査となるもので、これに合格しなければ年度末実技試験の受験資格を認めない。

「表3-2-1 グループコンサートの実施年次（平成20(2008)年5月1日現在）」

区 分		2年次	3年次	4年次
器楽学科	有鍵楽器専修（ピアノ、オルガン）	○	○	
	管楽器専修、打楽器専修、弦楽器専修	○	○	○
声楽学科			○	○

注1：音楽教育学科の学生は、専攻する実技により上記の器楽学科各専修、声楽学科区分に準ずる。

また、器楽学科の学生には、アンサンブルの一員としての演奏技術の向上を図るため、「管弦楽」、「管打楽器合奏（ウィンドアンサンブル、フルートオーケストラ等）」、「室内楽」、「重奏」、「ピアノデュオ」、「オーケストラスタディ」等の科目を開講し、併せて出演の機会を与えている。

声楽学科の学生に対しては、「混声合唱」、「女声合唱」、「室内合唱」、「オペラ重唱」を、さらに3・4年次の選抜された学生に対しオペラコースを開設し、それぞれステージ体験を伴った学習の機会を与えている。

b. 各種演奏会への出演

学部・大学院にかかわらず、特に優秀な成績を修めた学生には「選抜学生によるコ

ンサート」、「ニュー・ストリーム・コンサート」等への出演の機会を与えている。また、オーディションによりソリストを選抜しオーケストラ等との共演の機会を、さらにキャストとしてオペラへの出演の機会を与えている。

c. 客員教授等による指導

本学の教育研究の大きな柱は西欧音楽である。そのため、教授陣にはわが国の第一線で活躍するすぐれた演奏家、研究者、教育者に加えて、諸外国から毎年15人から20人（平成20(2008)年度は18人）の著名な音楽家を、学年度を通し長期に客員教授として招聘している。さらに、短期に招聘する国内外の教授陣が加わることで、音楽的、芸術的により広い視点から指導を行い教育効果を上げている。

(2) 3-2の自己評価

平成16(2004)年度に、学部の「本5学科」について、全学年、全専修の教育課程を全面的に改正した。この改正により基礎・基本の科目を充実するとともに、学生のさまざまなニーズや進路希望にしたがって学習ができるよう選択科目を拡充する一方、内容の類似する科目の整理等を行った。また、同時に学生の学習意欲の持続を図る目的から、年次ごとの履修単位の平準化を図るとともに履修単位の上限を定めた。

平成18(2006)年度、すぐれた演奏能力の育成をねらいとした「ヴィルトゥオーソ学科」を開設した。この学科は、学生のニーズに対応し受験生の関心も高い（30人の入学定員に対し、平成19(2007)年度は57人、平成20(2008)年度は46人の志願者）が、学科の特性から合格者を厳選している。

平成19(2007)年度に開設した「音楽環境運営学科」は、平成14(2002)年4月の文化庁文化審議会の答申「文化を大切に作る社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」の中で「文化の発展を支える幅広い人材の育成」として求められているアートマネージャーや、舞台技術担当者を養成することをねらいとした学科であり、誠に時宜を得たものである。しかしながら、開設後間もないこともあり受験生に対する周知度がいまだ低く、今後さらに積極的な広報活動、学生募集活動を推進する必要がある。

また大学院にあつては、40年余の修士課程における教育研究の積み重ねを経て、平成16(2004)年度、その上に区分式の博士後期課程の設置認可を受けた。これにより学部から博士後期課程までの一貫した教育課程が整備され、教育内容の一層の高度化を図ることができた。その成果として、平成19(2007)年6月第1号の博士を社会へ送り出した。

本学では、学部「本5学科」について、3年次への進級に際し進級基準（大学学則別表Ⅳ参照）を設けている。この基準は、所定の科目および単位を修得していない学生の3年次への進級を認めず、留年させて、必要な単位を修得させた上で進級を認めるものである。この基準は、3年次以降の教育成果を効果的に積み上げることができるとともに、クラス授業における履修学生間の成績格差の拡大を防ぐ役割を負っている。

本学での専攻実技試験の採点は、原則として8人以上の採点者により行うが、評価に際しては最高点と最低点を除外し、これらの合計点の平均値により成績評価を行っていることから、公正性が担保されている。

また、基準3-2-E で述べているとおり、本学では学生の授業への出席を重視し、授

業実施回数の3分の2以上の出席を義務付けている。この出席要件は、学生に対し授業に積極的に出席することを奨励し、不断の修練に日々励むことの重要性を認識させている。またこの要件は、前述の進級基準と相まって学生の学習意欲を高め自主的に修学する態度を養い、教育研究内容をより深く理解、修得させることに成果を上げ、学生個々人の能力発揮の促進に大きく役立っている。

〔3〕3-2の改善・向上方策（将来計画）

基準3-2の自己評価で述べた進級基準の趣旨にかんがみ、現在進級基準を設定していない「ヴィルトゥオーソ学科」、「音楽環境運営学科」の新設2学科についても、進級基準導入について検討する。

また、教育・学習成果の評価、奨学生の選考、学習支援を補助する目的で、個人面談資料等の改善に役立つGPA(Grade Point Average)の導入について検討する。この中で、GPA制度のすぐれた点を踏まえ、これを音楽大学に導入する際の要点等を把握した上で、採用について決定する。

〔基準3の自己評価〕

本学は平成14(2002)年、クラス授業の効率化を図るため英語とソルフェージュの授業に習熟度別クラス編成を導入、引き続き社会的要請、学生のニーズを踏まえ平成16(2004)年、学部の教育課程を全面的に見直し、平成17(2005)年に専攻実技のレッスン時間の延長等、教育内容の充実を図り、すぐれた人材の育成に努めている。

また、平成16(2004)年、既設の修士課程の上に区分式博士後期課程を設置し、必修科目4単位、選択必修科目6単位、合計10単位の修得を定めた教育課程を編成した。

続いて平成18(2006)年度に開設したヴィルトゥオーソ学科では、特に演奏実技の教育に特化した教育課程を編成し、また平成19(2007)年度に開設した音楽環境運営学科では、音楽文化の発展を支える幅広い人材（アートマネージャーやプロデューサー、また舞台技術担当者等）の育成に即した教育課程を編成した。このような新たな大学院の課程や学部の特色ある学科の開設は、現代社会の要請や学生の要望に積極的に応えるものである。

〔基準3の改善・向上方策（将来計画）〕

ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科に関しては、基準3-2-Dと同様の趣旨により、3年次進級基準の導入を検討する。さらに平成18(2006)年度に開設したヴィルトゥオーソ学科については、学部教育に接続した修士課程の教育内容を検討し、平成19(2007)年度に開設した音楽環境運営学科については、修士課程に新しい専攻の設置を検討する。

さらに、現代社会において必要とされる生涯教育、リフレッシュ教育、高等教育の予備的教育等を行う「別科」の近年度内の再開を検討する。

基準 4. 学 生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

A. 本学のアドミッションポリシー

巻頭文Ⅰ-2 に記述している本学の使命・目的のもとに音楽芸術の研鑽に真摯に取り組む意欲と資質を持つ学生を入学させることをアドミッションポリシーとして、学生募集や入学者の選抜を行っている。このアドミッションポリシーは、大学要覧、入学試験要項、ウェブサイト等に明示している。また、その趣旨はさまざまな広報媒体、大学説明会ならびに受験講習会、同窓会の組織等を通して説明している。

B. アドミッションポリシーに沿っての入学要件、入学試験の運用

a. 入学試験科目および選考基準

(i) 学部

学部の入学試験は、「武蔵野音楽大学音楽学部入学試験要項」（資料編【資料 F-4-(1)】参照）に記述しているとおり、それぞれの学科、専攻分野（専攻楽器区分）に課した試験科目（課題）および面接により、公正な入学者選抜を実施している。その概要は下記のとおりである。なお、選考基準は資料編【資料4-3-(1)】のとおりである。

① 専攻分野の能力

各学科、各専修の専攻楽器に応じ、入学試験要項で示した課題による試験を行う。

② 音楽の基礎能力

「楽典、ソルフェージュ（聴音・視唱）、ピアノ（副専攻）」について基礎能力試験を行う。ただし、指定校制推薦入学試験を受験する音楽高校出身者については、音楽の基礎能力試験を免除する。

③ 学力の基礎能力

「国語、外国語（英語または独語）」について学力試験を行う。ただし指定校制推薦入学試験を受験する者は、国語、外国語の試験を免除する。

④ 面接

高等学校校長から提出された調査書等を参考に、勉学意欲、修学目標等の確認を行う。

(ii) 修士課程

修士課程の入学試験は、「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科入学試験要項」（資料編

【資料F-4-(3)】参照)に記述しているとおり、それぞれの専攻別に課した試験科目(課題)および面接により、公正な入学者選抜を実施している。その概要は下記のとおりである。なお、選考基準は「武蔵野音楽大学大学院修士課程選考基準」(資料編【資料4-3-(2)】参照)のとおりである。

① 専攻別試験科目

各専攻に応じ、入学試験要項で示した課題について試験を行う。

② 学科試験科目

器楽、声楽、音楽教育の各専攻科目：「音楽史、音楽理論、外国語」

作曲専攻の科目：「音楽史、外国語」

音楽学専攻の科目：「音楽学概論、原書解説」

③ 面接

研究目的、修学意欲、将来の目標等の確認を行う。

(iii) 博士後期課程

博士後期課程の入学試験は、「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科入学試験要項」(資料編【資料F-4-(3)】参照)に記載のとおり、それぞれの研究領域別に課した試験科目(課題)および面接により、公正な入学者選抜を実施している。その概要は下記のとおりである。なお、選考基準は、「武蔵野音楽大学大学院博士後期課程選考基準」(資料編【資料4-3-(3)】参照)のとおりである。

① 研究領域別試験

器楽、声楽の各研究領域：演奏実技試験

作曲研究領域：作品審査

音楽学、音楽教育の各研究領域：論文審査

② 各研究領域共通試験

口述試験、外国語試験

③ 面接

研究者または、音楽家としての研究課題、修学意欲、将来の目標等の確認を行う。

b. 入学試験の区分および入学要件

(i) 学部

本学が実施している学部の入学試験区分および要件等は、表4-1-1のとおりである。

「表4-1-1 平成20(2008)年度音楽学部入学試験区分」

入学試験区分(実施期日)	要 件 等
指定校制推薦入学試験 (平成19年11月実施)	1. 本学が指定する高等学校とし、当該高校の学校長が推薦する者 2. 音楽高校、普通高校からの推薦志願者は、試験科目の一部を免除する 3. 入学試験の課題は、学部入学試験要項「指定校制推薦入学試験」参照
一般入学試験(A日程) (平成20年2月実施)	1. 専攻分野の能力、ソルフェージュ、楽典、国語、外国語(英語または独語)、面接 2. 国語、外国語(英語または独語)は、大学入試センター試験の成績を利用可 3. 入学試験の課題は、学部入学試験要項「一般入学試験A日程」参照
一般入学試験(B日程) (平成20年3月実施)	1. 専攻分野の能力、ソルフェージュ、楽典、国語、外国語(英語または独語)、面接 2. 大学入試センター試験を受験した者のみが受験できる 3. 入学試験の課題は、学部入学試験要項「一般入学試験B日程」参照
編入学・転入学試験 (平成20年2月実施)	1. 音楽系短期大学卒業、音楽系大学2年修了者(卒業または修了予定を含む) 2. 本学の2年次修了と同等の専門分野等の能力、面接 3. 入学試験の課題は、学部第3年次編入学・転入学入学試験要項参照
外国人留学生「学部」 特別選抜入学試験 (平成19年11月実施)	1. 本学の教育を受けるに支障のない程度の日本語能力を有する者 2. 専攻分野の能力、ピアノ(副専攻)、面接 3. 入学試験の課題は、外国人留学生入学試験要項(学部)参照

(ii) 大学院

本学が実施している大学院の入学試験区分および要件等は、表4-1-2のとおりである。

「表4-1-2 平成20(2008)年度大学院入学試験区分」

入学試験区分（実施期日）	要 件 等
修士課程入学試験 (平成19年10月：基礎科目、外国語) (平成19年11月：専攻別科目、面接)	1. 専攻別の能力、学科（基礎科目、外国語）、面接 2. 入学試験の課題は、大学院入学試験要項「修士課程学生募集要項」参照
外国人留学生「修士」 特別選抜入学試験 (平成19年11月実施)	1. 修士課程の教育研究を受けるに支障のない程度の日本語能力を有する者 2. 専攻別の能力、和声、面接 3. 入学試験の科目は、外国人留学生入学試験要項（修士課程）参照
博士後期課程入学試験 (平成20年3月実施)	1. 研究領域別の能力、研究領域共通科目（口述試験、外国語能力）、面接 2. 入学試験の課題は、大学院入学試験要項「博士後期課程学生募集要項」参照

c. 入学試験の体制と運用（学部・大学院）

本学の入学試験体制は、学長を委員長とする武蔵野音楽大学入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）（資料編【資料4-5】参照）のもとに、学務部長を実施責任者とする入学試験業務本部（以下「入試業務本部」という。）を置き、全学的な実施体制で運営している。

入試委員会は、入学試験実施委員（出題・採点）の選定、入学試験課題の審議、入試制度等の検討および実施体制の策定、判定原案の作成等を行う。

入試業務本部は、入試委員会の計画に基づき願書の受付、入試問題の管理、入学試験実施の体制策定、判定資料の作成、可否通知等の業務を行う。

入学試験要項で示した音楽実技試験の採点にあたっては、原則として10人程度以上の採点者の個人採点による審査とする。試験の評価にあたっては、公正を期するために、採点者の最高点と最低点を除外した有効採点者の得点により評価を行う。

学部、大学院ともに専攻分野の試験成績とその他の科目の試験成績等を区分し、前者では成績順に、後者では平均点から判定資料を作成する。それらの判定資料に基づき、学部については教授会、大学院については研究科委員会（資料編【資料2-5-(16)】参照）の審議を経て、学長が最終的に可否を決定している。（資料編【資料4-4】参照）

C. 入学定員と収容定員および在籍学生ならびに授業を行う学生数

a. 入学定員数と収容定員数および在籍学生数

(i) 学部

本学の入学定員の変遷については、わが国の18歳人口の動勢や経済成長の動向ならびに芸術文化に対する国民の意識、修学形態の変化等に影響されながら今日に至っている。

本学は、昭和24(1949)年にわが国初の私立音楽大学（新制大学第1部：作曲、声楽、器楽の3学科、入学定員：計100人）として設置認可された。

設置後、クラシック音楽に対する修学志願者の増加を受け、昭和25(1950)年から昭和33(1958)年の間に、短期大学部2部、短期大学部1部、音楽学部2部の増設ならびに入学定員の増員を行った。

その後、昭和50(1975)年当時から、音楽学部2部ならびに短期大学部1部、2部に対する社会的関心が変化し、それらの要望が低下して専ら音楽学部1部への志願者が急増したので、昭和58(1983)年に音楽学部2部ならびに短期大学部1部、2部すべてを音楽学部1部に併合改組し、735人の入学定員（音楽大学としては、国・公・私立大学を

通して最多)とした。

昭和50(1975)年代後半は18歳人口の激増期にあたり、昭和59(1984)年6月の大学設置審議会大学設置計画分科会で策定された「昭和61(1986)年度以降の高等教育の計画的整備」に基づき「臨時的定員」の増員が広く行われたが、本学は、それに先がけて前述のような入学定員の変更を行っていたので、臨時的定員の増募を実施しなかった。

しかしその後、平成4(1992)年をピークとして18歳人口の急激な減少が進み、加えてクラシック音楽を進路とする修学志願者の減少により、本学においても平成13(2001)年前後よりこの影響を受けて志願者の減少が見られるようになった。

このことから、平成18(2006)年度に、かねてから計画していた演奏家の養成に特化する「ヴィルトゥオーソ学科」の開設に併せ、入学定員を735人から605人に変更した。さらに平成19(2007)年度には、コンサート等の企画・制作・運営を担う人材の養成を目指した新学科「音楽環境運営学科」を開設した。

この教育研究組織の改革を進めるとともに、平成20(2008)年度には各学科の定員の再配分を行い入学定員を500人に改めたので、今後定員充足率は向上が見込める。

直近5年間の学部収容定員・在籍者数等の推移は、次の表4-1-3のとおりである。

「表4-1-3 音楽学部の収容定員と在籍者数等（各年度5月1日現在）」

年 度	学 部			
	収容定員	入学定員	在籍者数	定員充足率 (%)
平成16年度	2,940	735	2,220	76
平成17年度	2,940	735	2,108	72
平成18年度	2,810	605	1,964	70
平成19年度	2,680	605	1,860	69
平成20年度	2,445	500	1,759	72

(ii) 修士課程

修士課程は、私立音楽大学が設置する初の大学院（器楽、声楽、作曲の3専攻、入学定員：計20人）として昭和39(1964)年に設置認可を受けた。以後、音楽学専攻、音楽教育専攻の2専攻を増設して学部の学科と直結する5専攻とし、数度にわたり入学定員の増員を図って、平成15(2003)年度に現在の65人の入学定員とした。この課程には毎年約2倍の入学志願者があり、入学者選抜試験で厳選しつつ入学定員を充足している。

直近5年間の修士課程の収容定員・在籍者数等の推移は、表4-1-4のとおりである。

「表4-1-4 修士課程の収容定員と在籍者数等（各年度5月1日現在）」

年 度	修 士 課 程			
	収容定員	入学定員	在籍者数	定員充足率 (%)
平成16年度	130	65	147	113
平成17年度	130	65	148	114
平成18年度	130	65	141	109
平成19年度	130	65	137	105
平成20年度	130	65	144	111

(iii) 博士後期課程

平成16(2004)年度、教育研究の高度化を目指し、音楽専攻1専攻（器楽、声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5研究領域）の区分式博士後期課程（入学定員10人）を設置した。

この課程は設置して間がなく、また設置の趣旨にかんがみ特に厳しい入学者選抜を行っているため、現在のところ収容定員を若干下まわる結果となっている。

直近5年間の博士後期課程の収容定員・在籍者数等の推移は、表4-1-5のとおりである。

「表4-1-5 博士後期課程の収容定員と在籍者数等（各年度5月1日現在）」

年 度	博士後期課程			
	収容定員	入学定員	在籍者数	定員充足率 (%)
平成16年度	10	10	8	80
平成17年度	20	10	11	55
平成18年度	30	10	16	53
平成19年度	30	10	20	67
平成20年度	30	10	21	70

b. 授業クラスの学生数管理

(i) 学部

本学部が開設する各授業科目の1クラス平均の履修学生数は、専門科目、共通科目、共通基礎専門科目、教職に関する科目、学芸員に関する科目等に区分し、平成20(2008)年5月1日現在次のとおりである。

専門科目：専攻実技および副専攻実技は、1対1の個人実技指導（以下「個人レッスン」という。）とする。専門科目（講義および演習）は、1クラス平均数人のグループ指導とする。専門科目中の合同授業（「管弦楽、管打楽器合奏、室内楽、合唱、オペラ、オーケストラスタディ、重奏」等）は、教材として取り上げる曲目の規模・内容等により、1クラスの履修学生数およびクラス編成は自ずと多様である。

共通科目：教養科目は、1クラス平均60人（48クラス）である。外国語科目は、1クラス平均23人（英語、独語、伊語、仏語の合計119クラス）である。体育科目は、1クラス平均50人（実技、講義各8クラス）である。

共通基礎専門科目：「ソルフェージュ」は、1クラス平均21人（64クラス）である。音楽理論は、1クラス平均26人（「和声、対位法」の合計63クラス）である。「西洋音楽史」は、1クラス平均66人（20クラス）である。「指揮法」（教職課程の教職に関する科目に含む）は、1クラス平均29人（15クラス）である。

教職に関する科目：「教育原理、教育心理」は、1クラス平均58人（15クラス）である。「生徒指導論、道徳の指導法」、その他教職に関する選択科目は、1クラス平均45人（22クラス）である。「音楽科指導法、教育方法論」は、1クラス平均26人（26クラス）である。

教員免許指定科目：「情報機器の操作」は、1クラス平均25人（16クラス）である。

学芸員に関する科目：「博物館学概論、生涯学習概論、視聴覚教育メディア論、教育学概論」は、各1クラス6人である。

(ii) 大学院

① 修士課程

修士課程における授業形態は、次のとおりである。

必修科目の中の「専攻研究（器楽、声楽、作曲の各専攻）」は個人レッスンとし、「専攻研究（音楽学、音楽教育）」は個人指導とする。「修士論文演習」、「作品研究」、「総合演習」はグループ指導とする。「文献学研究」は講義・演習併用授業とし、専攻領域選択科目および関連領域選択科目は、数人のクラス授業とする。

② 博士後期課程

博士後期課程における授業形態は、次のとおりである。

研究領域共通必修科目の中の「研究領域研究指導」は、博士論文の研究指導科目であり、研究指導教員の個人指導、あるいは複数の指導教員による場合がある。

「研究領域論文演習」は博士論文に関する演習授業である。研究領域別必修科目のうち「演奏法特別研究Ⅰ」は個人レッスンである。

「作品研究」、「音楽学総合研究」および「音楽教育総合研究」は、少人数のグループ指導とする。研究領域共通選択科目は、それぞれ数人のクラス授業とする。

（２）４－１の自己評価

本学の教育理念に基づいたアドミッションポリシーは、基準4-1-A で述べたとおり明確であり、入学者選抜方針、選考基準に則って、学部および大学院の入学試験を公平かつ厳正に実施している。

入学試験の内容については、学部、大学院ともに、各部会において毎年検討し、さらに入試委員会に諮り決定し適切な内容と公正性を担保している。

クラス編成については、その規模に相応しい教育環境を整え、音楽大学の特性である1対1の個人レッスンはもちろんのこと、各授業科目（クラス授業）においても、きめ細かに履修者数の配分を図り教育成果の向上に努めている。

学部の収容定員・入学定員および在籍学生数については、新学科の開設とともに入学定員の変更を行い収容定員の管理に努めている。ヴィルトゥオーソ学科については、多くの志願者があるが、その設置趣旨にかんがみ入学者を厳選し、教育内容に相応しい環境を維持している。また、音楽環境運営学科の開設は、強い社会の要請に対応したものであるが、開設直後でありまだ定員を充足するには至っていない。今後、その設置の趣旨ならびに教育研究内容の一層の周知を図り学生募集に努めなければならない。

修士課程の入学志願者数は、少子化の傾向にもかかわらず毎年約2倍を越える状況から、平成15(2003)年度に入学定員を50人から65人に増員し今日に至っている。幸い、現在でも入学志願者は減少することなく、平成20(2008)年度現在、在籍学生数は144人で収容定員の111%である。

博士後期課程は、完成年度である平成18(2006)年度に、初の「博士」学位取得者を社会に送り出すことができた。平成20(2008)年度現在、在籍学生数は21人で収容定員の70%で、博士論文の作成および音楽実技の研鑽に努め、教育研究面で着実に実績を上げている。

（３）４－１の改善・向上方策（将来計画）

基準4-1-A に示したとおりアドミッションポリシーは明確に示されている。しかしこれをさらに広く社会に周知するために、広報体制を見直し、平成20(2008)年度中にウェ

ブサイトの改善と携帯サイトからの情報提供等を推進していく。

また時代の要請に応じて設置した「音楽環境運営学科」は、基準3-1-B-a で述べているとおり、芸術文化活動を支える幅広いプロデュース能力とマネジメント能力を備えた人材の育成を目的としたものであり、平成14(2002)年4月の文化庁文化審議会の答申「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」の中で「文化の発展を支える幅広い人材育成」として求められているアートマネージャーや、舞台技術担当者を養成することをねらいとした学科である。しかし、この学科は「本5学科」と教育課程の持つイメージが異なるので、当該学科の目的、教育内容について十分理解されるよう、情報の提供等広報活動を一層強化し広くその周知を図ることとする。

収容定員の確保については、2つの新学科の開設、入学定員の変更等を含めて一層の増員に努めた結果その成果が見られ、学部7学科のうちの「本5学科」について言えば、平成18(2006)年度は約70%、平成19(2007)年度は約71%であったが、平成20(2008)年度には約75%と緩やかながら改善された。仮に、平成21(2009)年度の入学者数が過去3年間（平成18(2006)、平成19(2007)、平成20(2008)年度）の平均入学者数であり、かつ平成21(2009)年度の2年生、3年生そして4年生がそれぞれ平成20(2008)年度の1年生、2年生そして3年生からそのまま進級したとすれば、平成21(2009)年度の定員充足率は約83%（予測値）となる。平成20(2008)年度に行った入学定員削減により、その削減効果が平成22(2010)年度そして平成23(2011)年度にも引き継がれることから、平成22(2010)年度そして平成23(2011)年度の定員充足率は、それぞれ前年度の定員充足率を上回るものと予想できる。

今後とも新学科の周知と学生募集の工夫、指定校制推薦入学試験の改善、大学説明会の拡充、受験講習会の内容の工夫・改善等を図り、受験生の確保ひいては収容定員充足率の向上を図る。

4-2. 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。**
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。**
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。**

(1) 4-2の事実の説明（現状）

A. 学習環境の支援

本学での学習支援は、音楽大学として学生が音楽の芸術的研鑽をより意欲的、効果的に行える環境を整えることにある。その目的の一つは、コンサートやオーディション等に取り組む実践的活動を支援することで学生の芸術的想像力と思考力を育むことであり、他方、学生に音楽に関する質の高い多くの情報を提供することで、音楽に対する強い学習意欲を引き出すことにある。

本学での学習支援の特長の一つは、教員（専任と兼任）が一人一人の学生と触れ合

う機会に多く恵まれ、深く関われるという点にある。器楽学科（専修）と声楽学科そしてヴィルトゥオーソ学科をあわせた教員数と、それらの学生数との比は平成20(2008)年5月1日現在1対6.6であり、また作曲学科、音楽学学科、音楽教育学科そして音楽環境運営学科をあわせた教員数と、それらの学生数との比は1対2.4で、教員が一人一人の学生に対し個別的な学習支援を行う機会は極めて多く、実際にそのような支援を行う重要な役割をも担っている。この特長は基準4-3で記す学生サービス支援や基準4-4で記す就職・進学支援に関しても同様のことが言える。

B. コンサートプログラム

本学では、学生の音楽芸術の研鑽に資する目的で、本学主催および他団体主催による共演を含め、年間延べ約120回にもおよぶコンサートを開催している。

これらのコンサートの年次計画（年間コンサートプログラム）の原案は、演奏部が作成し、演奏委員会（資料編【資料2-5-(5)】参照）またはオペラコース委員会（資料編【資料2-5-(6)】参照）に諮られた後、大学運営委員会（資料編【2-5-(1)】参照）の承認を経て決定される。

上記のコンサートには、毎年恒例となっている内外のすぐれた演奏家・音楽家を招聘して行う演奏会と本学学生により編成される演奏団体（武蔵野音楽大学のウィンドアンサンブル、管弦楽団、合唱団など）が出演する演奏会などが含まれる。なおコンサートホールについては、本学の大小4つのコンサートホールをはじめ、サントリーホール、東京オペラシティ、東京芸術劇場などの有名なホールの他、全国ネットの同窓会の協力により、毎年全国各地のホールが、演奏会場として使用される。

音楽大学の学生にとって、演奏会への出演は憧れであり大きな目標の一つともなっており、またすばらしい演奏家・音楽家による演奏や学友の演奏に接することも、学習意欲の向上につながる有益な刺激ともなっている。

本学では、所有する大小4つのホールを有効に活用することで、経済的な負担を抑えながら、学生の鑑賞の機会を増やすこと（在学生については原則として無料）そして学生自身がステージに上がる機会を増やすことなど、そのメリットを最大限に生かし学習の支援に努めている。

また本学では、全学的な実践的活動への支援により、学生の芸術的想像力や思考力が一層高められると確信し、コンサートプログラムの原案作りならびに運営業務については演奏部、本学ホールの整備・管理および利用楽器の整備・保守等については管理部、教育課程と関係する業務については学務部、そして学生の活動に関係する業務については学生部がそれぞれ担当し、かつ各学科（専修）部会（資料編【資料2-5-(14)】参照）と連絡を密に取りながら互いに連携し、上記演奏活動が円滑に行われかつ実り豊かなものになるよう支援している。

C. 大小4つのコンサートホール

本学には大小4つのコンサートホールがあり、武蔵野音楽大学の諸演奏団体の定期公演、公開講座、公開レッスン、武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ、そしてその他教員や学生による演奏会や発表会に利用されている。学科別では、器楽学科、声楽学科の選抜学生によるコンサート、作曲学科の作品発表会、ヴィルトゥオーソ学科演奏会、大学院においては、修士課程在学生による

コンサートなどが行われている。本学では、十分に音響設備などが整った演奏会場ならびに演奏に使用される楽器などが常に良好な状態に維持され、いつでも演奏会ができるよう環境を整備している。(基準9-1-D 参照)

D. 図書館、A V（オーディオ・ビジュアル）室、楽器博物館

学習に必要とされる楽譜・音楽関連書籍・録音資料・映像資料などについては、図書館が収集・整理・提供・管理等を「武蔵野音楽大学図書館規則」（資料編【資料4-7-(1)】参照）、「武蔵野音楽大学図書館利用細則」（資料編【資料4-7-(2)】参照）、「武蔵野音楽大学図書館資料管理規程」（資料編【資料4-7-(3)】参照）に基づいて行っており、また古典楽器の資料などについては楽器博物館が収集・分類・活用・保管等を「武蔵野音楽大学楽器博物館規則」（資料編【資料4-7-(4)】参照）、「武蔵野音楽大学楽器博物館利用細則」（資料編【資料4-7-(5)】参照）に基づいて行っている。必要な場合には、それぞれ「図書館委員会」または「博物館委員会」で協議した上で適切な対応策が取られる。(基準9-1-E、基準9-1-F参照)

E. 学生の意見等を汲み上げるシステム

- a. 教育課程上の要望に関しては、各学科（専修）部会と履修相談室そして学務部が窓口となり、学務部において事案ごとに整理され、「学務委員会」（資料編【資料2-5-(3)】参照）で審議・検討される。全学的に調整が必要と思われる事案については、「大学運営委員会」に諮られ適切な対応策がとられる。授業に関する学生の意見は「学生による教員の授業評価（アンケート調査）」等により汲み上げられ、事案ごとに「自己点検・評価委員会」（資料編【資料2-5-(15)】参照）で検討された後適切な対応策が取られる。
- b. コン서트などの演奏に関する要望については演奏部が、楽器の借用など楽器に関する要望については管理部がそれぞれ窓口となり、演奏部と管理部が事案別に要望を整理し、「演奏委員会」と「オペラコース委員会」において審議・検討される。
- c. 図書・楽譜・映像・録音資料等の購入の要望は、図書館・A V（オーディオ・ビジュアル）室で、古典楽器の使用等の要望は楽器博物館で受け、「図書館委員会」、「博物館委員会」で審議・検討される。
- d. 練習室、楽器、情報機器等の利用・購入などに関する要望は、管理部が窓口となって汲み上げ、適切に対処している。

(2) 4-2の自己評価

コンサートプログラムに基づき、本学が主催する教員や学生によるコンサート、公開講座、オペラ公演、武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ、ニュー・ストリーム・コンサート、学生演奏グループによるコンサートなどを催すことで、音楽芸術に取り組む学生の想像力や思考力の育成、また演奏技術の向上に努め、その教育研究成果を上げている。その成果は各種コンクールやオーディションなどにおいて多くのすぐれた実績を上げていることから評価できる。(資料編【資料4-8】参照)

本格的な音響設備を備えた4つのコンサートホール、すなわちオーケストラと大合唱との同時演奏が可能なバッハザール、舞台と客席との一体感を図ったベートーヴェンホ

ールそしてバロック時代の演奏効果を発揮するモーツァルトホールと高い天井の中高音主体でやや短めの残響を特色とするシューベルトホールは、学生に数多くの演奏体験を積ませる貴重な機会と場を提供するとともに、学生の感性の涵養ならびに学習意欲の向上を図ることを目的として設置された本学が誇る教育研究施設である。学生一人一人にとって、著名なコンサートホールに匹敵する本学コンサートホールでの出演・演奏は、憧れでもあり学生生活における大きな目標の一つにもなっている。

なお入間キャンパスでは自然美に溢れた自然環境をなるべくそのまま残し保持することで、そこで学ぶ学生が自然からさまざまなインスピレーションや示唆を受けられるよう努めている。

江古田キャンパスと入間キャンパスとにそれぞれ図書館とAV（オーディオ・ビジュアル）室そして楽器展示施設を設置し、各キャンパスで学ぶ学生に音楽関連情報を提供している。また、図書館とAV（オーディオ・ビジュアル）室は両キャンパスをLANで結び、所蔵資料の目録情報をデータベース化してどちらからもアクセスできるようにしている。

（３）４－２の改善・向上方策（将来計画）

本学で実施している「学生による教員の授業評価（アンケート調査）」では、学生自身の学習状況を問う質問項目を設けており、個人レッスン授業のアンケート調査では「学内外のコンサート、オーディション、試験等を学習成果の向上に生かすように努めているか」という項目、またクラス授業のアンケート調査では「図書館、AV（オーディオ・ビジュアル）室、楽器博物館を学習成果の向上のために利用しているか」という質問項目を設け、学生がこれらの学習環境を十分に利用・活用しているかについて調査・集計を行っている。後者の設問は平成19(2007)年度のアンケート調査の際に新たに加えたものであり、今後これらの調査結果を詳細に分析・検討し、さらなる学習環境の整備・改善に生かしていく。

４－３．学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《４－３の視点》

- ４－３－① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。**
- ４－３－② 学生に対する経済的支援が適切になされているか。**
- ４－３－③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。**
- ４－３－④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。**
- ４－３－⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。**

（１）４－３の事実の説明（現状）

A. 学生サービスの指針

学生サービスについての基本指針と運営方針は、教学については「学務委員会」、学生生活における福利・厚生については「厚生補導委員会」（資料編【資料2-5-(4)】参照）、奨学金については「奨学生選考委員会」（資料編【資料2-5-(9)】参照）、課外活動につ

いては「課外活動委員会」（資料編【資料2-5-(10)】参照）、音楽情報等については「図書館委員会」と「博物館委員会」で企画・立案され、「大学運営委員会」に諮り、必要に応じて教授会または研究科委員会で決定される。

B. 学生サービス体制

上記の基本指針と運営方針に沿って、新入学生に対するオリエンテーションを行い、かつ履修相談室（学務部所属）では履修などに関する相談を受けアドバイスを、学生相談室（学生部所属）では学生生活全般についての相談を受けアドバイスを行っている。特に新入生に対しては学生部と学務部とが共同で個人面談を行い、学生が抱えるさまざまな問題に対し相談に乗りかつ適切なアドバイスを行っている。また欠席の多い学生に対しては個人面談の場で注意を促すとともに保護者にも文書で連絡し、進級や卒業に支障がでないよう指導している。

それ以外にも、学生部、学務部、演奏部、楽器管理室、図書館・AV（オーディオ・ビジュアル）室そして楽器博物館では、それぞれ所掌業務に基づき、日常的に学生の支援を行っている。

学生の健康上の相談には保健室（学生部所属）が、学生寮で生活している学生の相談には学生寮の責任者（学生部所属職員）が対応し、健康面だけでなく心的な面でのサポートも行っている。

なお上記の体制は、学生生活をサポートする機能と学生からの要望などを汲み上げる機能とを兼ね備えており、学生生活で起こり得るさまざまなトラブルを未然に防ぐセーフティー・ネットの役割をも担っている。

a. 学生相談室

江古田キャンパスと入間キャンパスに学生相談室を設け、専任教員が学生生活全般についての相談を受けアドバイスを行っている。

b. 履修相談室

履修に関して、進級基準を満たす科目選択がなされているか、卒業要件を満たすことのできる十分な科目選択がなされているかなどについて、学務部職員が相談を受け適切なアドバイスを行っている。

c. 学生寮

本学では、入間キャンパス内に女子学生寮「武蔵野ハイム」（平成19(2007)年、平成20(2008)年にわたり全面リニューアル）、男子学生寮「愛水寮」（平成17(2005)年新築）を、江古田キャンパスの近隣に女子学生寮「むらさき寮」（平成20(2008)年夏リニューアル予定、練習室34室を併設）を設置し、入寮希望者のほぼ全員を収容することができる。学生寮は重要な教育の場であるとの考えに基づき、各寮には常時専任の職員を配置し、寮生活を含む学生生活全般にわたる指導や支援にあたっている。各寮では、年2回生活上の教養講座（マナー、手紙の書き方、健康や食育等）を開き、また随時懇親会や寮生の歓迎会などを開催し、寮生活が楽しく充実したものとなるよう配慮している。

寮生活は安価、安心である上、特に音楽大学の学生にとっては騒音の関係から実技練習室の確保が困難であるが、寮生活においてはその心配は不要である。

d. 外国人留学生支援

本学での留学生支援は、日本文化への理解ならびに日本語全般の基礎的能力の向上を図る目的で、1年次に「日本語Ⅰ」、2年次に「日本語Ⅱ」、3年次に「日本事情」を必修科目として設置し、専任教員がこれらの科目を担当している。また教員は留学生からのさまざまな相談を受けかつ適切なアドバイスを行っている。

年次初頭、例年学長はじめ各部館長を交えた「留学生研修会と留学生懇親会」を開催し、留学生を励まし、かつ日本文化ならびに日本の生活習慣に親しんでもらうよう努めている。なお、下記C-bに述べるとおり本学独自の奨学金制度に留学生を対象とした「第三種奨学金」を設け、経済面でも支援を行っている。

C. 経済的支援

a. 学費

入学金免除制度、授業料の分納・延納の処置、休学者・中途退学者・留年者・留級者への学費減免制度などを設け、さまざまな面から学生の経済的負担の軽減を図る努力をしている。その他、災害時特別措置を設け、その程度に応じて授業料の一部を減額している。(資料編【資料4-9-(1)】参照)

b. 奨学金

本学独自の奨学金「福井直秋記念奨学金」制度を設けて人物・学業ともにすぐれ、向学心あふれる学生に、返還義務のない奨学金を給付することで学生の支援を行っている。この「福井直秋記念奨学金」制度は、昭和41(1966)年、奨学生6人で発足以来40年以上にわたり学生支援の要の役割を担ってきた。給付者数は、発足当初から徐々にその数を増し、昭和48(1973)年以降からは、毎年80人程度の学生が給付を受けている。なお平成元(1989)年の学園創立60周年を期に、それまでの「第一種奨学金」に加え「第二種奨学金(特待生)」、「第三種奨学金(外国人留学生)」を、さらに平成18(2006)年度からは、特に音楽上、学術上または社会貢献に顕著な業績を上げた学生を対象に「第四種奨学金」を設けた。

また平成11(1999)年の学園創立70周年の際には修士課程の学生を対象に、その後も学科ならびに大学院博士後期課程の新設にあわせて支給範囲を拡げ、平成20(2008)年5月現在までに延べ3,523人の学生がこの奨学金制度の恩恵を受けており、すぐれた学生の支援に大きな効果を上げている。

また、各種奨学金についても、経済的問題を抱える学生に対し紹介している。(データ編【表4-10】、資料編【資料4-9-(2)】参照)

c. 学生保険

本学では大学の負担により在学生全員を「学生教育研究災害傷害保険」、同「通学特約」および介護等体験と教育実習に対応した「学研災付帯賠償責任保険」に加入させ、万一の場合の備えとしている。

D. 課外活動支援

本学では、課外活動を専門分野にかかわる知識や技能の補完および伸長の場として、また友人同士の信頼関係を涵養するなどの場として捉えており、学友会、部・同好会など課外活動全般が円滑に行えるよう積極的に支援・助成を行っている。(特記事項3参照)

なおこれらの活動に関し必要と判断される事項については、学生部をとおして課外

活動委員会に諮られ、適切に対処される。

E. 健康・生活相談

a. 保健室

本学では保健室に、看護師、産業カウンセラーの資格を持った職員を配置し、また学校医として医師（非常勤）を委嘱し、日常的に学生の健康相談、健康管理や応急処置に対応している。保健室で対応できない場合には随時校医と連絡を取り、必要に応じて専門医療機関に依頼する体制を整えている。

また、在学生全員に向けて学友会が発行する「学友会通信」に「保健室だより」（資料編【資料4-10】参照）を掲載し、時宜を得た健康情報を提供し、健康に対する意識高揚を図っている。

これらのサービスによって、毎年行われる学校教育法に基づく健康診断は、表4-3-1に示したように高い受診率になっている。このことは学生の健康に対する関心が極めて高いことを表している。

「表4-3-1 定期健康診断受診状況」

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受診率 (%)	98	97	97

b. 心の支援

学生の中には少数であるが、厳しい修練の過程でスランプや精神的悩みを訴える者がいる。保健室の担当者は学生部の責任者と連絡を取り、責任者の指示のもとに、状況に応じて当該学生のレッスン担当教員もしくは学科担当教員にサポートを依頼する。また場合によっては、所定の手続きを経て学外の専門家に相談するなど万全の対策を取っている。

c. 生活相談支援

学生の日常生活のさまざまな問題に対しては主に学生部が相談に乗り、学生生活が充実して過ごせるよう支援している。寮生の生活相談は学生寮の責任者が窓口となり対応している。

また基準4-2-Aでも述べているように、1対1で指導する個人レッスン担当教員は、一人一人の学生の健康面、生活面全般についての良き相談相手でもある。これら教員が学生生活上の強い支えとなっている。

F. 学生の意見を汲み上げるシステム

a. 個人レッスン等担当教員

レッスン指導教員と学生とは相互信頼関係の上に成り立っており、その中で出された学生からの要望・意見は、それぞれの関係部署で精査・検討され、必要に応じて各種委員会に諮られる。

b. 学生部

学生部が主体となり、日常の業務を通して生活全般に関わる学生の意見を聞き取り、アドバイスを行っている。特に学生が組織する学友会執行部や部・同好会連絡委員会、学寮委員等との間に連絡会を持ち、学生生活についてのさまざまな意見や要望を汲み上げている。その内容は、大学へ期待すること、教職員との関わり、進路について、経済的問題、学習と課外活動との両立などである。さらに個人情報に配慮しながら学

生と個人面談を行い、個々の学生のニーズの把握に努めている。

多くの場合はこの連絡会や面談の機会での問題解決が可能であるが、必要に応じて、関係部署、委員会に諮り、学生の勉学意欲の向上等・学生サービスにつなげている。

(2) 4-3の自己評価

学生からの相談や意見に対応するため複数の窓口を設け、勉学面、経済面、また健康に関する問題等に対応できる組織体制を備えるなど、学生が学生生活を有意義に過ごせるよう生活環境の整備に努めている。

音楽大学に特有な、演奏活動、楽譜そしてAV資料についての学生の意見や要望などに対しては、演奏部、図書館そしてAV（オーディオ・ビジュアル）室がそれぞれ適切に対応する窓口を設置し、きめ細かに対処している。

経済面での支援に関しても、本学独自の奨学金制度である「福井直秋記念奨学金」を設置し、毎年約80人の学生に返還義務のない奨学金を給付しているが、これは音楽大学としての本学の規模から見れば、極めて充実しているものと言える。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

経済的な基盤の弱い学生、また学業途中で経済的な基盤の変動を余儀なくされた学生など、支援を必要とするケースが見られる。現在本学独自の返還義務のない奨学金制度は成績優秀者に対するもので、上記の学生に対しても奨学金の給付ができるよう制度を改定する方向で進めている。なお、新たに平成21(2009)年度から、学部1年次入学生のうち成績が特にすぐれた者に対し学修奨励金を設けることとする。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明（現状）

A. 就職・進学支援体制

音楽大学の中では最も早い昭和61(1986)年6月に就職課（学生部所属）を設置し、就職課と学生第1課（江古田キャンパス）ならびに学生第2課（入間キャンパス）との連携により就職・進学支援体制を編成している。本学の学生の就職先は、音楽大学であることから、演奏関係、教員関係、音楽指導者関係、音楽関連企業など、音楽と密接に関連した諸分野に集中している。また、主たる進学先は諸外国への留学か大学院への進学であり（データ編【表4-13】、【表4-14】参照）、そのため長年にわたり音楽関連分野の就職・進学のサポートに従事した経験豊かなスタッフが、そのための相談・支援業務を担当している。

B. 進路・就職ガイダンス

本学では1年次生のオリエンテーションにおいて卒業生の進路・就職状況を説明し早期から自らの進路について考えさせている。さらに学部2年次生から進路・就職ガ

イダンスを実施（資料編【資料4-6-(1)】参照）し、毎年ほぼ95%以上の学生が参加している。その上で3・4年次生を対象により具体的なデータ等を提供したガイダンスを行い（資料編【資料4-6-(2)】参照）、本学での支援策の概要を説明している。

主な支援策として、対応先別の「就職・進学のための特別講座」（資料編【資料4-6-(6)、資料4-6-(7)】および表4-4-1 参照）、業種別ガイダンス（資料編【資料4-6-(3)】、【資料4-6-(4)】、【資料4-6-(5)】および表4-4-2 参照）があり、また就職課では、各種企業の説明会や求人先の開拓に努めるなど幅広く支援活動を行っている。

「表4-4-1 特別講座一覧（平成19(2007)年度）」

講座名	内 容	受講者数	期間・回数	対象学年
実技講座(1)	「教員採用試験対応」 移調・伴奏・歌唱法	208	5月から翌年1	3・4年次生 大学院生 卒業生
実技講座(2)	「音楽教室講師採用試験対応」 伴奏付け・コード進行法	181	月までに各講	
教職教養講座	「教員採用試験対応」 教育法規、指導要領等	66	座とも、計16	
音楽専門教養講座	「教員採用試験対応」 音楽理論、教科教育法等	120	回開講	
論作文講座	「教員採用試験・音楽教室講師採用試験・一般企業対応」	197	5月から翌年1 月までに計7 回開講	

「表4-4-2 業種別ガイダンス（平成19(2007)年度）」

業種区分	内 容	受講者数	実施時期	対象学年
教員関係	公立学校教員採用試験・私立学校教員採用試験等	100	11月	3・4年次生 大学院生
演奏関係	演奏団体・自衛隊等音楽隊・プレーヤー派遣関係等	74		
音楽教室講師関係	ヤマハ・カワイ講師採用試験、楽器店講師採用試験			
一般企業関係	音楽系企業を含めた一般企業採用試験	110		

C. キャリア教育支援

本学でのキャリア教育支援は、1年次生のオリエンテーション、2年次生以上の進路・就職ガイダンス、各種就職説明会、個人面談等を通し、将来の進路や計画を明確にするよう働きかけている。音楽大学の特性として入学の時点で大多数の学生は、演奏家、音楽教師、音楽教員、作曲家など自分の進むべき道をほぼ決めており、それぞれの専門家になるための技術やスキルは、学科ごとの教育課程の中に組み込まれキャリア教育支援がなされている。また、それら進路についての情報も各専攻の指導教員から詳しく提供され、具体的な進路指導は学生部、学務部、演奏部等で行われている。

a. 卒業後の演奏支援

卒業後の演奏のスキルアップを目指す教育支援としては、パルナソス多摩（教育研修施設）におけるパルナソス エミネンス（特修科）（資料編【資料10-5-(3)】参照）、武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ、在学生と若手卒業生の研究演奏を支援するニュー・ストリーム・コンサートなどがあり、学生の評価も極めて高く、それぞれが所期の目的を果たしている。

b. 実技講座・教職講座

本学では約80%の学生が教員免許状の取得希望者であり、音楽教員等を目指す学生も多く、教員採用試験対応の実技講座や音楽教室講師採用試験対応の実技講座、教員採用試験対応の教職教養講座、音楽専門教養講座、論文文講座等を開講し教職に就くためのきめ細やかなスキルアップを図っている（表4-4-1参照）。

c. 業種別説明会

学内で開催する業種別説明会では、演奏関係、教職関係、音楽教室指導者関係、音

楽系企業を含む一般企業関係ごとに、それぞれ関係団体の採用担当者が来学して最新情報の提供を行っている（表4-4-2参照）。

D. 教育実習・介護等体験支援

上記b に述べたとおり、約80%の学生が教育実習に参加し、教育現場を実体験している。その際、教職員が全教育実習受入校を訪問し実習生の研究授業を参観する傍ら、受入校との疎通を図り円滑な実習の実施に努めている。これらに携わる教職員（平成19(2007)年度においては実習生360人に対し109人）は、事前に実習生と面談し、将来の教職への意志の確認や教育現場の情報などの提供を行い、教育実習が円滑に行えるように配慮している。また、教育職員免許法にしたがい実施する介護等体験においても同様の支援を行っている。

(2) 4-4の自己評価

本学の学生の就職先は、演奏家や演奏団体などの演奏関連分野、公立学校および私立学校の音楽教員、音楽教室などの音楽教師、そして音楽と密に関わる一般企業など、大学で修得した技術や知識を生かせる分野に集中している。

音楽という特殊性もあり、新卒者が直ちに希望の職種につくというより、卒業してからも音楽指導者のもとで引き続き音楽の修練を続けながら個人として演奏活動を目指す者もあり、またこのような経験を経ながら希望する職種に進むという例が多い。したがって新卒者の就職率だけで学生への就職支援の評価を行うわけにはいかない。卒業時点から少なくとも数年のスパンをもって見る必要がある。幸い本学では多くの卒業生が各分野で活躍し、かつ就職課と太いパイプでつながっていることもあり、学生の就職率はおおむね順調に推移している（データ編【表4-13】参照）。特に、公立学校および私立学校の音楽教員への就職率は上がっており、高い評価を得ている証であると考ええる。

また大学院の進学についても、毎年本大学院へ約50人が進学し、平成19(2007)年度の卒業生の場合は51人となっている。海外留学をも含めた大学院への進学率は毎年卒業生の10%前後を推移しており、学生の向学心と進学指導・支援の成果の表れだと考えている。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

音楽大学生の就職に関しては、新卒者の就職率だけで就職の指標とするのは実情にそぐわないであろう。就職の指標としての就職率は、少なくとも卒業後数年のスパンをもって見る必要がある。現在卒業生の進路に関しては、まだ新卒者のみの調査しかないが、少なくとも数年前に遡る卒業生の就職状況をも含めた調査・集計を行い、そのようなデータに基づいた長期的な就職活動の支援を一層進める。

〔基準4の自己評価〕

学生への支援（学習支援、学生サービス支援、就職・進学支援）状況は、おおむね学生による教員の授業評価（5段階評価）「アンケート」、中途退学者の割合そして就職・進学率などの各指標でもって把握することができる。

平成19(2007)年度に行われた「専攻実技（レッスン）授業のアンケート調査」では、

教員に対する評価平均値は4.7という高い値を示した（回収率62.1%）。一方「クラス授業」の調査では、教員に対する評価平均値は4.3であった（回収率74.3%）。上記の評価結果を見ると、本学でのさまざまな学習支援策が学生からも高く評価されていると判断できる。

本学での中途退学者の割合は、厳しい進級基準（基準3-2-D-a 参照）や出席要件（基準3-2-E-a 参照）にもかかわらず、平成18(2006)年度には2.0%、平成19(2007)年度には2.0%であった。これらの値は私立大学における中途退学者の割合3.0%（芸術系大学平均値：平成18(2006)年度「学校法人基礎調査（日本私立学校振興・共済事業団）」）と比較して、ほぼ3分の2になっている。これは、本学のアドミッションポリシーのもとで入学者を適切に選抜し、かつ学習環境の支援策ならびに学生サービス支援策が有効に機能した結果だと判断し得る。（データ編【表4-6】、資料編【資料4-11】参照）

音楽大学の場合には、新卒者の就職率だけではなく、卒業後数年のスパンを持たせた就職率の方が実際の就職状況を反映する指標になるという点は、基準4-4の自己評価で述べたとおりである。一方進学率に関しては、平成18(2006)年度卒の本学卒業生の約8.1%、平成19(2007)年度卒の本学卒業生の約10.9%が本学大学院へ進学している。上記のような高い進学率は、本学教育に対する学生の信頼感とさまざまな進学支援策によるものであると自負している。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

私立大学にとって定員充足率の低下は大学の財政基盤を揺るがしかねない緊急の課題である。本学では教学基盤の拡充を図るにあたり、平成18(2006)年度にヴィルトゥオーソ学科を、平成19(2007)年度には音楽環境運営学科をそれぞれ設置したが、新設当初という事情もあり収容定員を満たすには至っていない。しかしながら基準4-1の改善・向上方策で述べているとおり「本5学科」に限るなら、平成18(2006)年度の定員充足率は約70%、平成19(2007)年度では約71%、平成20(2008)年度には入学定員を500人に改めたことにより約75%と、緩やかながら上昇に転じてきている。

したがってヴィルトゥオーソ学科と音楽環境運営学科については、それぞれの学科の目的ならびにその意義について広く周知徹底を図る必要がある。今後大学進学説明会の充実やウェブサイトのリニューアルなどの施策を講じ、教学基盤と財政基盤のさらなる維持・強化に向け、全学挙げて努力していく。

基準5. 教 員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

<<5-1の視点>>

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

(1) 5-1の事実の説明（現状）

A. 教育課程の運営のための必要な教員の確保と適切な配置

a. 音楽学部

音楽学部は、基準2-1-A で述べたとおり、7学科と2課程からなっており、教員配置については、大学設置基準で定める教員数を大幅に上回る教員数を配置している。教員数の内訳は表5-1-1のとおりである。

「表5-1-1 音楽学部教員組織（平成20(2008)年5月1日現在）」

学科（専修）		収容定員	専任教員数				設置基準上必要専任教員数	兼任教員数	兼任教員数(b)	教員合計(a)+(b)
			教授	准教授	講師	計(a)				
器楽学科	有鍵楽器専修	1,435	14	25	15	63 (※13)	15	124	210 (※3)	375 (※18)
	管楽器専修		4	0	0					
	打楽器専修		2	0	0					
	弦楽器専修		1	1	1					
	計		21	26	16					
声乐学科		500	6	8	8	22	8			
作曲学科		20	3	2	3	8	5			
音楽学学科		30	3	0	2	5	5			
音楽教育学科		310	4	3	1	8	7			
ヴィルトゥオーソ学科		90	17	1	0	18	5			
音楽環境運営学科		60	7	0	2	9	5			
共通教育 (教養、体育、外国語)			7	6	6	19 (※2)				
共通基礎専門教育 (ソルフェージュ、指揮)			6	3	4	13				
教員免許課程			0	0	0	0				
学芸員課程			0	0	0	0				
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数							25			
学部計		2,445	74	49	42	165 (※15)	75	124	210 (※3)	375 (※18)

注1：(※)の数値は外国人教員の数で内数である。

注2：専任教員のうち、授業を担当していない教員は教授2人、講師1人。

b. 大学院音楽研究科

音楽研究科は、基準2-1-A で述べたとおり、音楽学部の5学科を基礎とし、器楽、

声楽、作曲、音楽学、音楽教育の5専攻を有する修士課程と同様5研究領域を有する博士後期課程とからなっている。教員配置については、大学院設置基準で定める教員数を大幅に上回る教員数を配置している。教員数の内訳は表5-1-2のとおりである。

「表5-1-2 大学院音楽研究科教員組織（平成20(2008)年5月1日現在）」

専攻		収容定員	研究指導教員等				設置基準上必要教員数	兼任教員数(b)	教員合計(a)+(b)
			教授	准教授	講師	計(a)			
修士課程	器楽専攻	58	32	14	2	48	6	45	140
	声楽専攻	40	11	7	8	26	5		
	作曲専攻	4	5	2	2	9	3		
	音楽学専攻	8	3	0	2	5	3		
	音楽教育専攻	20	5	2	0	7	2		
修士課程 計		130	56	25	14	95	注1 30	45	140
博士後期課程	音楽専攻 (5研究領域)	30	29	5	2	36	9	2	38
博士後期課程 計		30	29	5	2	36	注1 14	2	38
研究科計		160	85	30	16	131	44	47	178

注1：大学院設置基準第9条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数（平成11(1999)年9月14日文部省告示）別表第3による研究指導教員・補助教員の修士課程11人、博士後期課程5人を含んでいる。

B. 教員構成（専任・兼任、年齢等）のバランス

必要な専任教員組織を有しているほか、音楽教育の特性上、実技教育の上で多数の兼任教員を配置し充実を期している。過去5年間の専任と兼任の教員数は、表5-1-3のとおりである。

「表5-1-3 本学の専任・兼任教員数（各年度5月1日現在）」

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
専任(人)	190	183	178	172	165
兼任(人)	195	194	190	196	210
専任の比率(%)	49	49	48	47	44

「表5-1-4 専任・兼任教員の学部、研究科ごとの年齢別構成（平成20(2008)年5月1日現在）」

学部・研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
音楽学部	専任	10	25	41	40	24	13	7	5	0	0
	(%)	6	15	25	24	15	8	4	3	0	0
	兼任	13	20	9	40	32	30	28	24	9	5
	(%)	6	10	4	19	15	14	13	11	4	2
	計	23	45	50	80	56	43	35	29	9	5
	(%)	6	12	13	21	15	12	9	8	2	1
		31			57				11		
音楽研究科	兼任	7	16	26	21	17	8	6	1	0	0
	(%)	7	16	25	21	17	8	6	1	0	0
	兼任	5	3	2	10	6	7	7	5	2	0
	(%)	11	6	4	21	13	15	15	11	4	0
	計	12	19	28	31	23	15	13	6	2	0
	(%)	8	13	19	21	15	10	9	4	1	0
		40			55				5		

教員の年齢構成は、表5-1-4のとおりである。本学では、大学院は学部の教員がすべて兼担している。この表をもとに大きく、40歳以下、41歳から60歳、61歳以上と区分した場合、専任と兼任を含めた学部の教員の年齢構成の割合は、それぞれ約11%、57%、31%となっている。40歳以下の専任教員だけを見ると、3%と少ないが、これは音楽大学の特性とも言える。すなわち、優秀な音楽家はこの年代において活発な演奏活動を行う年代層にあたるため、専任教員として拘束するには自ずから制約を受けることが多い。したがって、この年齢域においては、主に兼任教員をもって充当しており、これが全体として約11%を占める状況になっている。

大学院においては、学部と同様の年齢区分を用いた場合、大学院の教員の年齢構成の割合は、それぞれ約5%、約55%、約40%となっている。

C. 教員の男女別構成

男女別構成は、データ編【表5-1】のとおり、音楽学部では男性が約52%に対し女性が約48%、大学院では男性が約60%に対し女性が約40%となっており、学部・大学院ともに均衡の取れた状態となっている。

D. 教員の本学出身者と他大学出身者の比率

他大学出身者の比率は、表5-1-5のとおりであり、音楽大学の特性上、教養・体育、外国語の科目については、他大学出身者の教員が100%を占めている。全体としても約51%が他大学出身者である。

「表5-1-5 専任教員の他大学からの出身構成（平成20(2008)年5月1日現在）」

科 目		音楽専門科目		教養・体育科目		外国語科目		基礎専門科目		計	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
教員構成	本 学	73	52.9	0	0	0	0	8	88.9	81	49.1
	他大学	65	47.1	4	100	14	100	1	11.1	84	50.9

(2) 5-1の自己評価

教員数については、大学設置基準で定める教員数を大幅に上回る状況にある。中でも専門教育の音楽実技教育にあつては、1対1の個人実技指導（以下「個人レッスン」という。）による授業を行うことから多数の教員が必要であるため、専任教員はもとより兼任、兼任教員も相当数配置して、これに対応できる十分な教員組織を有している。

器楽、声楽など実技系教員が圧倒的多数を占めているのは当然であるが、その主たる教育研究の対象が西洋音楽であることから、外国人客員教授の招聘にも努めており、平成20(2008)年度における在籍数は、年間を通して長期契約の者が音楽実技教員および外国語担当を合わせ、表5-1-1で示したとおり18人の多きに達している。この他、平成20(2008)年度、短期契約の者は就任予定者も含めて17人である。さらに外国語担当の教員の充実にも力を入れている。

また、本学は、教員免許課程を有しており、学生の付加価値として卒業時の学生のおよそ78%（平成20(2008)年3月卒業）が教員免許状を取得している。したがって、音楽の教科に関する科目ならびに教職に関する科目については、教育に関するすぐれた理論を有する研究者や、学校現場で直接教育に携わってきた実績を有する教員を多く配置しており、このことが教育効果の向上につながっている。さらに、平成19(2007)年度に「音楽環境運営学科」を開設したが、ここで学ぶ学生達には、学芸員資格の取得を可能とす

る「学芸員課程」を併設し、適切に教員を配置している。

教員全体に占める専任教員の割合は、表5-1-1に示したように、合計375人に対し165人の44%であり、兼任教員が56%である。平成16(2004)年度からの本学の兼任比率は、表5-1-3で示しているが、「平成16(2004)年度調査 大学教務に関する実態調査(集計結果)」(日本私立大学協会編)「3.学生数、教員数、職員数、教学事務従事者数」のデータ(資料編【資料5-9】参照)を見ると、芸術・音楽系大学の専任教員の占める割合は約28.5%となっており、これを本学の教員構成と比べると本学の専任教員の割合が極めて高い数値であることがわかる。このことは、本学の建学の精神や教育理念・目的の具現化を考えると、その趣旨を十分理解した教員が教育を行うという利点につながっている。

本学の大学全体における教員の年齢構成は、演奏活動に重点を置く若手の年齢層においても約11%、中堅の41歳から60歳の教員において約57%、経験と技術力を積んだ高年齢層において約31%と、音楽大学の特性上、若手教員の確保が難しい環境の中にあってもこれを充足し、それぞれの年齢層において均衡の取れた構成となっている。大学院においては、平成16(2004)年度、博士後期課程の設置認可を受けるにあたり、教員の資格審査要件を満たさなければならなかったことから、比較的年齢の高い教員を加える必要があった。このことが、現在においても若干高年齢の傾向となっている。芸術分野では、技術のみならず深い音楽芸術の内容については、高年齢者による指導がすぐれている場合も多い。

学部、大学院の教員の男女別構成比は、ともに、それぞれ約50%であり、他大学からの出身者の構成比も、約51%と極めて均衡が取れている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

少子化による学生数減少の影響は本学においても現れており、これに対応した教員組織全体の規模・構成について適切に配置していかなければならない。基準5-1の自己評価で述べた、日本私立大学協会の調査による芸術・音楽系大学の専任教員の占める割合が平均28.5%であることを考えれば、その利点は多々あるとしても本学の専任教員の割合は極めて高く、今後経営管理上の視点から適切な専任と兼任の構成について改めて検討する。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

<<5-2の視点>>

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

A. 教員の採用・昇任の方針の明示

採用・昇任・異動については、「学校法人武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」(資料編【資料5-3-(1)】参照)の中に「武蔵野音楽学園の職員が「建学の精神」および「教育理念」を理解し、法人の使命・目的の達成に貢献できる人材を確保する。」と

定めている。同規程および「武蔵野音楽学園就業規則第4章 任免」（資料編【資料6-3】参照）において、任免の手続きおよび基準等、すなわち、採用、昇任、降等、転任、休職、復職、退職(解雇を含む)の拠るべき根拠等、手続き方法を明確に定めている。

B. 教員の採用・昇任の方針に基づく規程と適切な運用

教員の任免については、法令ならびに就業規則、および基準5-2-A で述べた「学校法人武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」、「武蔵野音楽大学教育職員選考基準」（資料編【資料5-1】参照）により適切に運用している。

採用については、採用の方針および採用基準に基づいて、当該年度に必要とする教科目および教員数、当該年度退職者の数、期待する専門能力、人物、教育研究に対する意欲、人件費予算等を考慮して採用枠を決定し、適任者の採用に努めている。本学兼任講師からの専任への採用が最も多いが、教育研究経歴、教育研究業績、社会的活動等が特にすぐれている場合には推薦・紹介の方法をとっており、実技試験、面接等と組み合わせて適切に採用している。

採用、昇任は、原則として毎年4月1日に行っている。教員を採用または昇任させる場合の一般的手順は次のとおりである。

理事長は、採用または昇任枠を人事委員会に示す。人事委員会は部館長、学科長、その他関係者の意見を聴し、種々条件を勘案し必要に応じ実技試験、面接等を行って候補者を選定、次いでその候補者について理事長は学長をして大学運営委員会を経て教授会に諮らせる。その結果を踏まえて、重ねて人事委員会で理事会提出のための最終原案を固める。理事会では、これらの原案について審議決定し、これに基づき理事長が執行する。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任の方針は明確に定められている。多数採用している兼任教員の中には、年齢や経験から専任教員として登用できるすぐれた人材も多い。また、特にすぐれた教員を推薦・紹介により採用する場合もある。ただし特に近年音楽環境運営学科が設置されたことに伴い、新分野の教育の専門性や多様性にかんがみ、今後さまざまな専門分野で教育研究に取り組んだ経験を持つ人材を確保するために、募集範囲を拡大し、採用方法の多様化を図る必要がある。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

学生のニーズの多様化や、基準5-2の自己評価で述べたとおり、新しい学科の設置がなされた現在において、これらの分野の教育研究知識を有する教員を広く学外から受け入れることは重要な課題であり、兼任教員を含め、さらに採用方法の多様化を図る。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

<<5-3の視点>>

5-3-① 教育研究目的を達成するために教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA等が適切に活用されているか。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明（現状）

A. 教育担当時間の配分

専任教員の勤務時間は、労働基準法に準じ、基本的に「武蔵野音楽学園就業規則」第5条により1週間あたり40時間を超えないものとして定めている。その就業規則の中の「大学教育職員の勤務時間規則」において、勤務時間を教育時間と研究時間の2つに区分し、教育時間をさらに授業時間と関連時間に区分している。この区分に基づき、授業時間は、基準授業時間として1週間20時間としているが、当該年度の学生数により担当科目と時間数が増減するため、その年度に応じた授業時間を適切に配分している。平成20(2008)年度においては、原則として講義系科目について1週間14時間を、演習系科目について1週間16時間を、実技系科目について1週間18時間をそれぞれ基準として配当している。配当にあたっては、教育準備等に当てる時間等も考慮した上で、教育の質に影響を与えないよう均衡に配慮しつつ配当している。

また、教授会、各委員会等会議への参加、試験や本学主催の演奏会等学事に関わる時間を関連時間としている。研究時間については、各種研究活動、演奏活動の積極的な実施、各種学会への参加・発表、音楽系専門誌への寄稿等を奨励し、教員個人の演奏技術および教育力の向上を図るよう、その配分に努めている。

なお、本学学生の授業時間は、クラス授業と個人レッスンの組み合わせで1週間の時間割が組まれている。クラス授業の時間は全学年次とも60分を1コマとし、原則2コマの授業であり、個人レッスンの時間は学年次および学科により異なり、その区分は基準3-1の表3-1-2に掲げるとおりである。

B. 教育研究経費の配分

教育研究経費の執行は、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」（資料編【資料5-7-(3)】参照）に基づき適切に実施している。全教員への定額による資金交付の形をとらず、研究を行う教員の申請に基づき、その研究の内容に応じて資金を交付することとしている。この個人研究費を含め、教育研究経費は、毎年度予算の上で帰属収入の20%弱を充当している。（データ編【表8-2】参照）音楽大学の特性上音楽図書、楽譜のほか楽器等の購入・維持・整備にかかる経費、公開講座や演奏会の開催に必要な経費等が教育研究経費の主要な部分を占めている。これらは教員一人一人の教育研究活動の充実のために還元される。

(2) 5-3の自己評価

教員の授業時間の設定は教員間のバランスに配慮しながら学年ごとに決定している。しかし、共通基礎専門科目（ソルフェージュ、音楽理論、音楽史、ピアノ（副専攻）、指揮等）の授業科目は、下級年次から上級年次へと順次系統的な指導を展開する科目であり、原則として同一教員が下級年次から上級年次を通して担任する。したがって教員一人あたりの授業時間数が年度により若干増減することがあるが、全般的には、個々の

教員について授業時間数と研究時間数は適切に配分されている。

教育研究経費は、個人研究費を含め、予算として毎年度帰属収入の20%弱を充当しているが、教員への定額による資金交付の形をとらず、申請に基づく交付の形にしていることは、真に必要な研究に必要な額の研究費を充当することができ、また、教員の研究活動を明瞭な形で把握し、教員同士の切磋琢磨を促すことができる有効な方法である。

なお、平成19(2007)年度における研究費の申請に対する資金の交付は、十分にその必要を満たしている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の授業時間数は、授業準備のための時間、研究時間などの関連を含めた上で総合的に検討し、学生個々に対する教育上の質を保つことを主眼として配分しているが、基準5-3の自己評価で述べたような主な理由により、一部の教員の授業時間数が増減することもあるので、このようなことを可能な限り防止し、教員間のバランスを保つよう今後とも継続的に見直しを行う。

TA(Teaching Assistant)については、教員と学生の個人的結びつきが極めて強いという音楽大学の教育上の特性から、現在導入していないが、将来の可能性について検討する。

教育研究経費については、個人研究費を申請に基づく交付の形としているが、音楽大学の特殊性もあって現在のところ、その申請件数はごく少数に止まっているため、今後は、各教員に対する研究活動のさらなる啓発と、本学の研究費制度の普及をさまざまな機会を通して図っていく。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

<<5-4の視点>>

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

A. 教育研究活動の向上のためのFD(Faculty Development)等の取り組み

a. FD委員会の設置による組織的FDの実施

FD委員会は、学長、各部館長、各学科長、ソルフェージュ、外国語、教養・体育の各部会長、その他理事長が委嘱する教職員をもって組織している。このFD委員会は平成20(2008)年度よりスタートし、これによりFD活動の一層の推進を図ることとした。

(資料編【資料2-5-(2)】参照)

b. これまでのFD推進の経緯と実績

本学では、教員の教育内容や指導方法、資質の向上を図るために次のような研修の機会を設け推進している。

(i) 大学の全教員を対象とする研修会

学年度初頭に「全教員・主任以上会議」（基準1-A-a 参照）を開き、理事長・学長が、建学の精神、教育理念、新学年度の教育研究・運営方針、教員としての心構え、授業実施上の具体的な留意事項（アンケート調査などによる学生からの要望や意見を踏まえて）、自己研鑽ならびに研究発表の必要性等について講話を行い、全教員の共通理解を得ることを目的とした研修を行っている。

(ii) 各学科・科目等会議の開催

基準2-3の図2-3-1に示したそれぞれの部会は、年数回の会議を開催し、その中で各学科・科目特有の指導法の課題、授業進度の調整、教材、試験に関すること、授業の評価に関すること、各種演奏会に関すること等を討議検討することにより、教員の教育力ならびに教育内容の向上を図っている。

(iii) 外国人客員教授による実技研修

本学には、著名な外国の音楽家を多数、客員教授として招聘している。これらは直接学生の指導を担当するほか、音楽実技ならびに指導法の向上を図るために若手教員の研修も同時に行っている。この制度による研修期間は各人に対し3ヵ月ないし1年で、指導は原則として個人指導で行われる。毎年10人程度の若手教員がこの研修を受けている。

(iv) 海外研究員等の派遣の実施

本学では「武蔵野音楽大学在外研究員等規程」（資料編【資料6-4】参照）に基づき、専任教員を主としてヨーロッパ、米国等に派遣し、教育研究および教育運営上の諸活動の能力向上を図っている。なお、この派遣事業については、日本私立学校振興・共済事業団所管の私立大学等経常費補助金特別補助に採択され、補助金を受けている。

その他、音楽を世界のあらゆる年代層の教育において促進させることを主な目的とする「国際音楽教育協会（ISME(The International Society for Music Education)）」の会議、ならびに日本と韓国の音楽教育に関する研究と交流を図ることを目的とする「日韓音楽教育セミナー」に教員を派遣し、研修を深めている。

(v) 教員による演奏活動等の実施

本学は教員研修の場として、公開講座や、演奏会等を数多く開催（基準10-1-B 参照）し、教員の参加や聴講を求めて実技ならびに演奏活動等の研修の機会を与えている。これらの講座、演奏会等は学生ならびに学外に公開している。

(vi) 学外の研修会への参加と講師の派遣および招聘

教員の専門分野に関わるセミナー、フォーラム等への出席や、学外団体が企画する研修会への参加を通しての交流情報交換等の実施、また、文化庁、教育研究組織、他大学等からの依頼に基づく学外への講師の派遣等を行い、一方、教育研究に詳しい識者を招聘して講演会等を開催している。これらの取り組みをとおして教員の新しい教育情報の収集や、専門分野の能力の向上を図っている。

B. 教員の評価体制の整備と適切な運用

a. 「専任教員の教育研究業績一覧」の刊行

平成15(2003)年度、全専任教員の研究業績一覧（演奏、研究、教育実績、あわせて社会貢献を含む学外活動、経歴、受賞歴、研修歴等）の初版を刊行した。その後、こ

の内容を改訂補足し、平成20(2008)年「専任教員の教育研究業績一覧」第2版を刊行した。

b. 学生による教員の授業評価（アンケート調査）の実施

平成15(2003)年度、第1回のクラス授業についてアンケート調査を実施した。調査の評価項目は、「履修中の当該授業に関する質問事項」10項目と、「学生自身の授業に取り組む姿勢についての項目」5項目の合計15項目につき、それぞれ5段階評価で実施した。その内容は、平成16(2004)年度に報告書として刊行した。

次いで、平成16(2004)年度、第2回の専攻実技（レッスン）授業の調査を実施した。個人レッスンであるため、教員と学生の相互の信頼関係が損なわれないようにその調査・回収方法には細心の注意を払い実施した。その内容は平成17(2005)年度に報告書として刊行した。

さらに、平成19(2007)年度、クラス授業、専攻実技（レッスン）について同時にアンケート調査（第3回）を実施した。この調査は、前2回のアンケート調査の項目をもとに、設問に若干の改善を加えてその後の授業状況を調査したものである。調査の結果は、平成20(2008)年に「学生による授業評価アンケート実施報告書」（資料編【資料5-8】参照）として報告書を刊行した。

（2）5－4の自己評価

平成20(2008)年度に組織したFD委員会により活発なFD活動を推進していくことは、教員の教育活動の活性化を促し教育指導力の向上につながる。

アンケート調査（基準5-4-B-b 参照）は、授業についての学生評価を統計的・数量的に把握するのに役立っており、その結果を教員にフィードバックし、教員からは自己の評価に対するコメントを、各学科長、部会の責任者からは所属教員および授業についての総合所見をそれぞれ文書で聴取することにより、授業改善への動機付けを与えている。これらクラス授業、専攻実技、それぞれ2回の調査結果によれば、担当教員に対する全評価項目の平均値は、前回の評価に比較し5段階評価で前者が4.1から4.3、後者が4.6から4.7に向上している。このことは、各教員が前回の調査における自己の評価を真摯に受け止め、授業の見直し改善を図った結果であると見ることができる。

また、基準11-3-C でも詳述しているが、「専任教員の教育研究業績一覧」の刊行は、教員の今後の教育研究活動を一層活性化させるための重要な意義を有している。

（3）5－4の改善・向上方策（将来計画）

教員の一層の意識改革を進め、教育・管理・運営の能力の向上を図るため、FDの義務化に伴い、引き続きFD活動の工夫改善を行っていく。そのためには、平成20(2008)年度に発足したFD委員会を中心に、ここでの組織的な活動を通してFD推進要領等を一層具体的に検討する。

またアンケート調査は一過性のものであってはならず、今後繰り返していくが、評価の範囲として授業以外の評価項目（例えば学習支援、学生サービスなど）も加えた調査を行い、教員の教育力の向上改善を図る。

〔基準5の自己評価〕

教育研究活動を遂行するために必要な専任教員数は、専門教育の音楽実技教育を個人レッスンの形態で実施していることもあり、大学設置基準で定める教員数の基準を約2倍と、はるかに上回る状況にある。また、教員全体に占める専任教員の比率が44%と芸術・音楽系大学の平均比率28.5%（基準5-1の自己評価参照）に比べ高いことは本学の教員組織の特色となっている。建学の精神や本学の教育理念・目的を達成するための質の高い教育を継続していくためには、教員の教育力の一層の向上と活性化をさらに図り、その上で、専任教員と兼任教員の構成比率をこのまま堅持していくかどうかを今後運営上の観点から検討しなければならない。

教員の年齢構成については、音楽大学の特性からして均衡が保持されているが、大学院の教員については、若干の低年齢化が必要である。

さらに、FDについて見るならば、さまざまな研修会等への参加や、アンケート調査、教員の教育研究業績一覧の刊行等により教育研究活動の活性化を図ることができ、音楽教育の技術的な面およびクラス授業の指導法などについての工夫・改善・向上に役立っている。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

各評価項目の中で改善すべき点を明らかにしたように、今後教員の組織上、大学院担当教員の年齢構成については若干の低年齢化を図る必要がある。

学生のニーズの広範多様化に対応しうる教育研究知識を持つ教員を受け入れるにあたっては、多様な募集方法の採用を検討していく。また、望ましい年齢構成および専任教員と兼任教員の適切な人数についても検討する。

FDについては、まずは教員一人一人が自己の教育責任の重大性を再確認し、すぐれた授業を行うことに基本を置いてFDの推進を強化していき、その進展の過程において教育研究活動を取り巻く周辺の教学運営能力（教育課程の立案、教育評価、学生相談・生活指導等の能力）を開発していかなければならない。そのためには、平成20(2008)年度に発足したFD委員会を中心として、さらに計画的・総合的なFDの推進を図る。

基準6. 職 員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

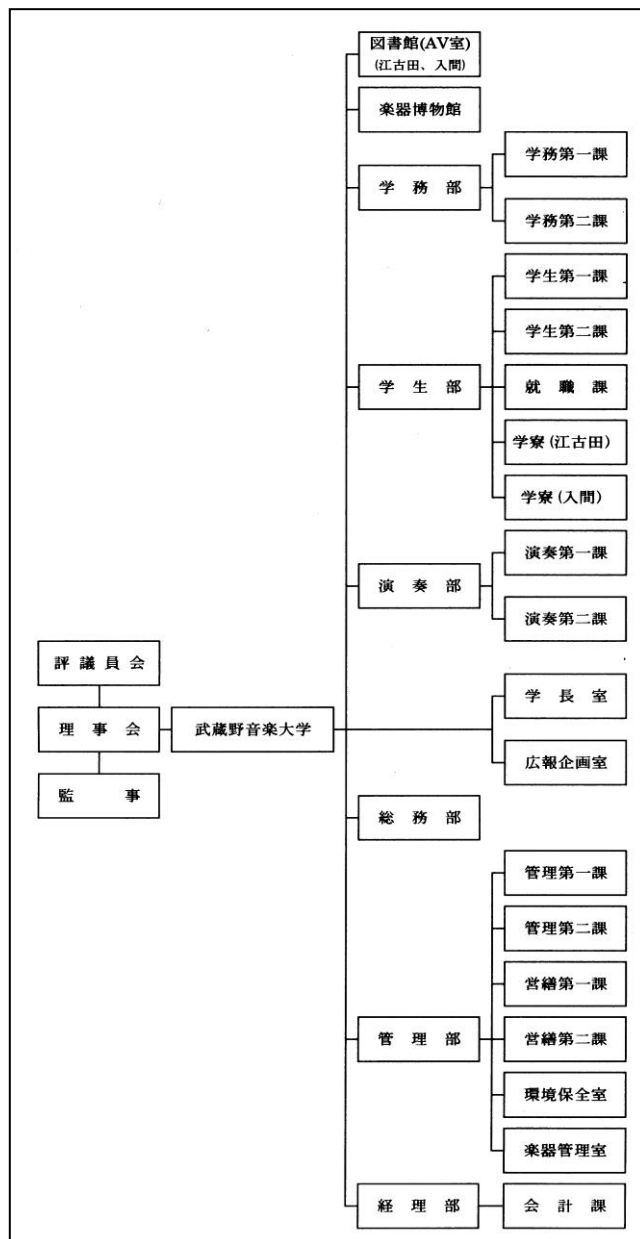
A. 職員の確保と配置

「図 6-1-1 事務組織図」

大学の目的を達成するための事務組織は、図6-1-1に示すとおりである。

職員に関する職制および責任は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（資料編【資料6-1-(2)】参照）に定めており、その中に、部長、館長、課長、主管、主任等の役職の配置を規定し、同規則に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌事務を分掌している。

また、専任職員については「武蔵野音楽学園就業規則」（資料編【資料6-3】参照）、嘱託職員については「嘱託職員就業規則」、パートタイム職員については「パートタイム職員就業規則」で、就業に関する基本的事項を定めている。職員の定数は特に定めず、平成20(2008)年5月1日現在の大学職員数は、表6-1-1に示すとおり、148人（専任職員138人、嘱託職員5人、パートタイム職員5人）である。



「表 6-1-1 大学職員数」

専任職員			嘱託職員			パートタイム職員			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
64	74	138	4	1	5	1	4	5	69	79	148

なお、データ編【表6-2】に掲げるとおり、警備業務、清掃業務、食堂、ピアノ調律等は、業務委託をしている。

B. 職員の採用・昇任・異動の方針、規定とその適切な運用

採用・昇任・異動方針は、「学校法人武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」（資料編【資料5-3-(1)】参照）で「武蔵野音楽学園の職員が「建学の精神」および「教育理念」を理解し、法人の使命・目的の達成に貢献できる人材を確保するため、その任免に関する手続きおよび基準等について定めることを目的とする。」と定めている。同規程および「武蔵野音楽学園就業規則 第4章 任免」において、任免の手続きおよび基準等、すなわち、採用、昇任、降等、転任、休職、復職、退職（解雇を含む）の扱ふべき根拠等を明確に定めている。

採用にあたっては、当該年度に必要とする職員の数、期待する能力、資格、経歴、人物および人件費予算等を考慮して採用枠を設定し、採用の方針および採用基準に基づき、所望の人材確保に努めている。採用者の選定にあたっては、本学卒業生ならびに推薦、紹介等による候補者について、上記条件を総合的に判断して行っている。

職員を採用または昇任させる場合の一般的手続きは、次のとおりである。すなわち、理事長は、採用または昇任枠を人事委員会に示す。人事委員会は部館長、その他関係者の意見を聴し、種々条件を勘案し面接等を行って候補者を選定、次いでその候補者について理事長は「運営協議委員会」（資料編【資料7-4-(2)】参照）に諮らせる。その結果を踏まえて、重ねて人事委員会で理事会提出のための最終原案を固める。理事会では、これらの原案について審議決定し、これに基づき理事長が執行する。

採用、昇任、異動は、原則として毎年4月1日に行っている。

(2) 6-1の自己評価

本学の事務組織は、図6-1-1で示すように、それぞれの課・室を持つ6つの部と理事長・学長室、広報企画室および図書館、楽器博物館からなる編制のもとに、必要な人員が配置されており、本学の使命を遂行し目的を達成するための事務体制を整備している。また職員の任免については方針を明確に定め、関係法令および「学校法人武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」、「武蔵野音楽学園就業規則」に基づき適正に行われている。

音楽大学の特殊性から、図書館、楽器博物館、さらには音楽大学ならではの部署としての演奏部や楽器管理室等には楽譜、楽器等についての専門知識を有する職員の配置が不可欠となる。そのために本学をはじめとする音楽大学出身者の相当数を職員として採用、配置しているが、学生から見て先輩にあたるこれら本学出身者は、建学の精神や教育理念の涵養にとって直接、間接的に学生へ良き影響を及ぼしているものと理解している。

基準4-1-C-a の表4-1-3で示す在籍学生数1,759人（平成20(2008)年度）を基礎に算出した本学の専任職員1人に対する学生数は約13人である。「今日の私学財政」（日本私立

学校振興・共済事業団編（平成19(2007)年度版）（資料編【資料6-5】参照）による全国芸術系大学、1～2千人規模の平均値を見ると、その比率は専任職員1人に対して学生数は約28人であり、これを本学と比較すると、その比率は約2.2倍で、本学の職員は極めて多いと言える。これは、大学において事務・技術職員の教学運営に対して果たすべき職責が年ごとに増大する傾向を勘案すれば、本学が他に誇り得るところではあるが、一方、固定費を抑え均衡ある健全な経営を着実に維持するためには、今後、適切な数の職員の配置について検討する必要がある。

職員の男女比を見ると、表6-1-1のとおり女子職員が約54%と男子職員を若干上回っている。本学は基準4-3-B-c で述べたように教育方針にしたがい男子および女子学生寮を特に「人間形成」教育を具現化するための重要な場の一つとして位置付け、教育的見地から24時間体制で職員を配置して、十分な配慮のもとに学生の指導と支援にあたっている。現在、学生寮に配置している男子職員の数は4人、女子職員の数は12人であるので、この数を全体から除外すれば職員の男女比はほぼ同じで、極めて均衡のとれた状態であると言える。

また専任職員の年齢構成も、20歳代から30歳代が約40%、40歳代から50歳代が約38%、60歳以上が約22%（データ編【表6-1】参照）であり、組織の活力と事務技術力（専門能力）の両面から見て均衡のとれた状態であると言える。

（3）6－1の改善・向上方策（将来計画）

少子化の影響による入学者の減少に対して、学生の収容定員の適正化を図るため、定員変更ならびに学科新設の処置を行ってきた。それに対応する職員の数およびその雇用形態等については、現在教育研究上、学生支援上極めて充実した職員の配置を行っているとは言え、経営面から見て、人件費率を考慮した職員数、特に専任職員数の見直しについて検討する必要がある。そのためには、特殊技能を必要とする技術職員等についてその技量の向上に努める一方、業務委託や人材派遣の活用を積極的に進めるとともに、事務職員のルーティンワークについても、業務に応じたパートタイム職員あるいは契約雇用職員の採用枠の拡大を図っていく予定である。

6－2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6－2の視点》

6－2－① 職員の資質向上のための研修（SD等）の取組みが適切になされているか。

（1）6－2の事実の説明（現状）

毎年、主として下記の研修(i)から(vi)までを実施し、事務・技術職員が本学の建学の精神および教育理念ならびに使命・目的を理解し、教育研究に対しての重い責務があるという点を再確認し、その具現化を図っている。

（i）「新学年度職員研修」

新学年度に備え、3月下旬、事務・技術職員を対象に理事長・学長が新年度の教育・運営方針、重要な事業の概要、業務運営上特に留意すべき事項等について講話を行い、教育研究支援を果たす上での事務職員としての職責の重要性を強調している。この研

修には、平成16(2004)年度からは部署別研修を取り入れ、本学の教育理念のもと、その目的達成のための方策等をテーマにした課題を事前に与え、それをもとに討議を行っている。

(ii)「全教員・主任以上会議」

4月初頭の新年度授業開始前に、教育職員、事務・技術職員の主任以上が一堂に会し、新年度の教育・運営方針、留意事項等について理事長・学長から講話を受けるとともに、各部館長による所掌業務に関する説明および質疑応答等を行っている。

(iii)「新任者研修」

3月下旬、新任の事務・技術職員に対し、理事長・学長の講話（建学の精神・大学の基本理念、教育方針等）ならびに各部館長からの所掌業務に関する説明を行い、本学園の職員として備えなければならない基本的事項について確認している。

(iv)「職階別職員研修等」

本学園では、原則として対象を課長、主任等中堅職員および若手職員に区分した職階別研修を計画的に実施している。それぞれの職階にある職員に対し、学園で対処すべき重要課題等のテーマを事前に与えてレポートを提出させ、発表、意見交換、部館長からの講評、質疑応答を行っている。

また機会を設定して学外から講師を招聘し、全職員を対象とした研修を行っている。

(v)「その他の学内研修等の実施」

毎週1回、各部館の課長等によるチーフ会議を実施し、学内外の所掌業務に関する情報交換、研修結果等の紹介を行うとともに、当面する業務についての調整および意見交換により知識の共有を図り、円滑な業務の推進に努めている。

(vi)「学外研修会への派遣」

各部館長の計画により、課長等および中堅の事務・技術職員を学外で開催される各種研修会等に派遣し、それぞれの部署で必要とされる職員の資質や専門能力の向上に努めている。主な研修主催者は文部科学省、日本私立大学協会、私学研修福祉会、その他の教育関係機関等である。

(2) 6-2の自己評価

職員の資質の向上のため、近年学園全体で行う研修会の内容、機会ともにその拡充を図った。これらの研修を通して建学の精神・大学の基本理念が周知徹底され、その具現化が進んでいる。

また、常に最新の情報、知識を吸収して、教育研究に役立てるために事務・技術職員が一体となって努力していくことは、職員に求められる重要な役割である。文部科学省や日本私立大学協会をはじめとするさまざまな組織が主催する研修会に積極的に参加し、講演やグループ研修等で広く他大学等の事例等、知識、技能を吸収することが職員の資質向上に大きく役立っている。これらの学外研修会へ職員を派遣した場合は、その研修会で得た成果、本学の業務の参考となる知識等についてのレポートの提出を義務付けるようにした結果、職員の研修に対する意識が格段に身近なものとなり、その成果が如実に現れた。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

近年今後地域間、大学間等の競合関係はますます厳しさを増し、大学を取り巻く環境も急速に変化することが予想される。これらの変化に機敏に対応していくための能力を育成していくことは重要なことである。そのために、授業や教員に対する学生によるアンケートに類似した調査を職員や各部署に対しても行い、その結果を職員の資質向上に具体的に生かしていく。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

本学の事務組織は、図6-1-1で示すとおり、6つの部と理事長・学長室、広報企画室ならびに図書館および楽器博物館により構成されており、その事務は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（資料編【資料6-1-(2)】参照）、「武蔵野音楽大学図書館事務分掌規則」（資料編【資料6-1-(3)】参照）および「武蔵野音楽大学楽器博物館事務分掌規則」（資料編【資料6-1-(4)】参照）の定めに基づきそれぞれ機能している。

これらのうち総務部、管理部、経理部、理事長・学長室および広報企画室は、法人の部を兼ねている。

総務部は、法人役員会・人事・給与・旅費等の業務を所掌している。

管理部は、教育研究に必要な環境維持のための校地・施設・設備、楽器等の維持・管理、施設内の保全等の業務を所掌している。

経理部は、予算・決算、学費・奨学金等の収納・支出、科学研究費補助金等、研究費の処理および財務等の業務を所掌している。

理事長・学長室は、理事長・学長に関する業務の補助および処理を所掌している。

広報企画室は、大学に関する広報活動の企画と実施に関する業務を所掌している。

学務部は、学則、入学者選抜、教育課程、教員組織、科目の履修および試験、学生の身分、学籍の取扱い等の業務を所掌している。

学生部は、学生の生活指導および支援、課外活動の指導助言、福利厚生、奨学金、就職指導等の業務を所掌している。

演奏部は教育研究に係る演奏会・公開講座等の企画制作・実施、合奏等に関する業務を所掌している。

図書館は、学術図書・楽譜等の収集・管理・整理・保管、オーディオ・ビジュアル関連資料・器機・設備の利用に関する業務を所掌している。

楽器博物館は、各種楽器資料等の収集・管理・整理・保管・展示、学芸員課程の実習生受け入れ、楽器資料に関する調査研究等の業務を所掌している。

また、特に科学研究費補助金の使用に関しては、「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」（資料編【資料5-7-(1)】参照）および「武蔵野音楽大学科学研究費補助金取扱規程」（資料編【資料5-7-(2)】参照）を定め、各部館の担当事務を明確にし適正に管理している。

(2) 6-3の自己評価

急速な社会環境の変化に伴い法令等の改正も頻繁に行われる今日、これらに的確に対応し大学運営を適切かつ円滑に行うために、関係諸規程等の整備に努めている。それにしたい、それぞれの所掌がその職責を全うし本学の運営にあたっており、教育研究支援のための事務体制は適切に機能している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く急速な環境の変化に伴い、法令等の改正が頻繁になされるため事務内容の複雑化と事務量そのものの増大に対し機敏に対応する事務体制を構築する必要に迫られている。一方基準6-1の改善・向上方策で述べたとおり、専任職員数については厳しく抑制していかなければならない。したがって今後とも学内外のあらゆる研修の機会を通して職員一人一人の業務処理能力の専門性を高め、全職員が常に建学の精神「和」を念頭に効率的な事務体制の強化、効率化を図っていかなければならない。

〔基準6の自己評価〕

本学の職員の組織編制、教育研究支援のための事務体制に関しては、諸規程等にしたい、それぞれの権限と責任のもとに所掌事務を管理し、適切に運営している。特に、法人・大学の運営管理に関係する法令等の改正に対しては、これらに関する各種研修会に積極的に参加し、学内関係規則等の改訂を進め迅速に対応するよう努めている。

職員の資質向上のための研修は、毎年度大学が計画的に実施する研修、学外の研修会への派遣による研修、またそれらによる職員個々の自主研鑽などを適切に組み合わせながら、これらの機会を通して建学の精神・大学の基本理念のもとに、それぞれの職員が必要とする資質や技能の向上を図っている。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

大学を取り巻く急速な環境の変化に対応して、各種法令等の改正やさまざまな改革施策が導入されてきているが、この変化に柔軟に対応するため、事務・技術職員は、過去の経験を中心にした業務処理から、より高度な専門能力を発揮して業務を行うことができる人材へと成長しなければならない。このため、基準6-2の事実の説明で述べたような、あらゆる研修の機会を通して、さらなる職員の能力の開発を図っていく。

また、大学職員の業務が従前の所掌を超えた複合的な枠へと広がっていく現実から、その責任体制の保持とあわせて、いわゆるセクショナリズムに陥ることのないように、この二律背反の困難を解決するための工夫と方策が必要となる。

さらに、職員の能力を公正かつ適正に評価することによって一層の意識改革を図るとともに、個人の能力を高めひいては組織の活性化につながる人事考課制度導入について、慎重かつ具体的に検討していく。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

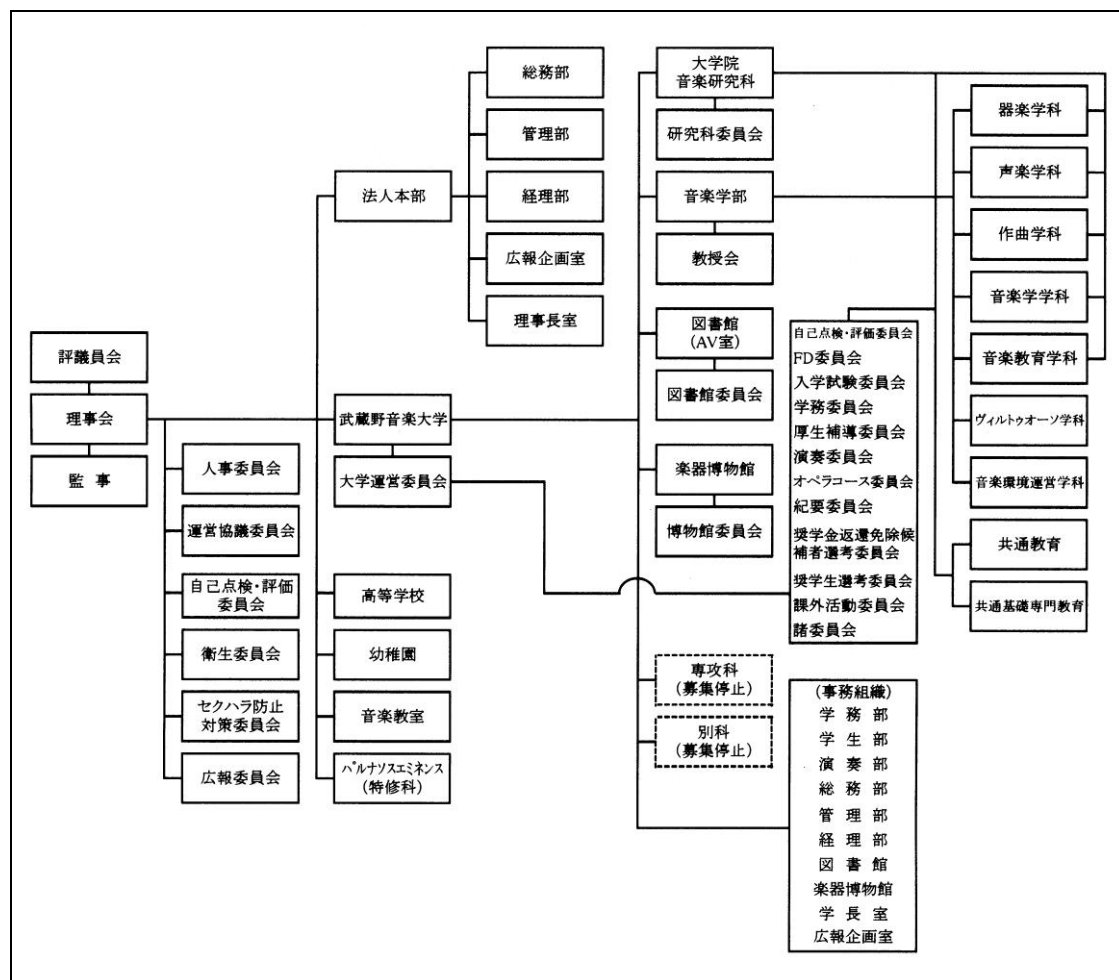
7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

A. 管理運営体制の整備

「図7-1-1 学園組織図」



本法人の管理運営は、国の定める法規によるほかその基本的事項を「武蔵野音楽学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」（資料編【資料F-1】参照）、「武蔵野音楽学園運営協議委員会規則」（資料編【資料7-4-(2)】参照）、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（資料編【資料6-1-(2)】参照）、および「武蔵野音楽学園就業規則」等で定めている。さらに本学の管理運営は、「武蔵野音楽大学学則」（以下「本学学則」という。）、「武蔵

野音楽大学大学院学則」(以下「本学大学院学則」という。)その他の規則・規程において明確に定めている。

本法人に、現在理事6人、監事2人、計8人の役員を置いている。理事長は理事の中から選任され、理事長が本法人を代表し、その業務を総理することとなっている。

本法人の組織図は、図7-1-1に示すとおりである。意思決定の最高機関は理事会であり、法人の重要事項について審議決定している。

理事会は、定例的に年4回程度開催しているが、必要に応じ臨時の理事会をその都度開催する。理事会で審議決定する事項は、「寄附行為」の定めにより、人事、教学、運営に関する全ての事項となっているが、具体的には、寄附行為、重要な規則・規程等の制・改定、法人の事業計画、事業報告、予算・決算、財産の管理、主要人事、学科・課程等の設置・改廃、定員変更、授業料等学納金の改定等である。

本法人には「評議員会」を置き、現在13人の評議員をもって組織している。評議員会は、理事長が招集する。予算、借入金および基本財産の処分に関する事項、事業計画、合併、解散、寄附行為の変更、その他、本法人の業務に関する事項で理事会において必要と認めたものについて、あらかじめ理事長の諮問に答えるとともに、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

本法人に「運営協議委員会」(以下「法人運営協議委員会」という。)(資料編【資料7-4-(2)】参照)を置いている。「法人運営協議委員会」は、現在理事長、有識者1人、法人部長3人(総務部長、管理部長、経理部長)、図書館長をもって組織し、人事、教学、運営に関し、法人が直面する諸問題のほか懸案事項や将来構想などを審議し理事会に提議している。一方、法人の管理運営の迅速かつ適切な意思決定に資するために、究極的には理事会が行う本法人の全ての人事、教学、運営に関する審議、決定の機能を、一定の枠内(日常的事項)において「法人運営協議委員会」に委譲している。委員長を兼ねる理事長は、「法人運営協議委員会」の議決に基づき執行するが、その主な内容については理事会に報告し、承認を受ける。

監事は、理事会・評議員会に出席し、法令および寄附行為にしたがい本法人の業務・財産等の監査を行っている。

大学の管理運営に関して、本学の運営および教学に関する事項を円滑かつ適切に行うために「大学運営委員会」(資料編【資料2-5-(1)】参照)を置いている。「大学運営委員会」は、理事長・学長(兼務)、法人部長(総務部長、管理部長、経理部長)、大学の部館長(学務部長、学生部長、図書館・楽器博物館長(兼務)、演奏部長)および各学科長をもって組織している。この「大学運営委員会」は、教員選考・昇格等の教員人事や学科・課程等の設置改廃、定員変更、その他教学運営上の重要事項について審議するとともに、各学科(共通教育、共通基礎専門教育を含む)にあるそれぞれの部会から、あるいは「自己点検・評価委員会」、「学務委員会」、「入学試験委員会」等の各種委員会から提議された教学運営上の諸課題等について審議している。「大学運営委員会」において決議した事項のうち重要事項については、教授会、研究科委員会に付議し、さらに必要に応じて理事会に提議し、その審議決定に基づき全学の協力体制のもとで業務を運営している。

B. 役員等の選考に関する規程

役員、評議員の選考については、寄附行為に定めている。役員の定数は、理事が5人から7人、監事が2人である。理事は、第1号理事である学長（寄附行為第8条参照）、評議員のうちから評議員会で選任した者1人、ならびに本法人に関係ある顕著な功労者または学識経験者のうち理事会で選任した者3人から5人により構成している。監事は法令ならびに寄附行為により本法人の理事、職員または評議員以外の者で、理事会で選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

評議員会は、評議員11人から15人をもって組織する。評議員は、本法人の設置する学校に勤務する職員のうちから3人から5人、本法人の設置する学校を卒業した者のうちから2人から3人、本法人に特に顕著な功労のあった者のうちから3人から4人、ならびに学識経験者のうちから3人から4人、いずれも理事会において選任された者により構成している。

学長の選考については、「武蔵野音楽大学学長選任規則」（資料編【資料7-4-(17)】参照）に定めている。学長は、人格が高潔で学識にすぐれ、教育に関し卓越した見識を有し、かつ本学の建学の精神および教育方針を遵守して、学校運営を円滑に遂行し得る者を理事会で選任し、理事長がこれを任命する。

（2）7－1の自己評価

大学の目的は、「寄附行為」、「本学学則」、「本学大学院学則」に定めており、大学およびその設置者に関わる管理運営体制は、上記、「運営協議委員会規則」、「事務組織規則」、「就業規則」等に基づき整備され正しく機能している。

本法人の代表権は理事長がこれを有し、その業務を総理することとなっており、理事会の決定に基づき理事長は適切に業務を執行している。理事会が委譲した事項については、「法人運営協議委員会」、「大学運営委員会」がそれぞれ設置の趣旨、規則の目的にしたがい適切にその役割を果たし、法人運営上、教学運営上の事項について中心的責務を負っている。この両委員会に役員、教員がそれぞれ委員として加わるため、法人、大学の連携は堅固で意思の疎通が円滑に行われ、教授会、研究科委員会を含め大学における迅速かつ的確な意思決定に基づく運営を可能にしている。

管理運営に関わる役員等の選考は、「寄附行為」その他の規程等により定員どおり厳格に行っており、現在、理事6人、監事2人、評議員13人で欠員は生じていない。なお、理事会、評議員会の出席率は極めて高く、監事も基本的に毎回出席している。

（3）7－1の改善・向上方策（将来計画）

大学およびその設置者に関わる管理運営体制は、「寄附行為」、「就業規則」、「本学学則」、「本学大学院学則」、その他の諸規程等に基づき整備され正しく機能しているが、今後大学を取り巻く急速な環境の変化等により、頻繁に行われる法令等の改正に対しては、本学規則等の整備を遺漏なきよう迅速かつ適切に行い対処していかなければならない。また、管理運営体制の強化や大学が果たすべき社会的責務等の重要性に考慮して、これらに対応するための組織のあり方についても検討する。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

大学の教学事項は、主として「大学運営委員会」、「教授会」、「研究科委員会」における審議決定に基づき執行されるが、その教学運営上の最高責任者である学長は理事であり、かつ現在は理事長として法人を代表し、その業務を総理している。また、理事、法人の部長を兼務する教授が「研究科委員会」および「教授会」に所属し、かつ「大学運営委員会」と「法人運営協議委員会」の委員を兼ねているので、教学部門と管理部門との関係は常に密接に連携を保っている。また、これらの組織から提案され執行する事案のうち特に重要なものは、さらに理事会で審議・決定したのち執行される。

また、本学では教学部門を直接支援する学務部、学生部、演奏部、また、大学附属機関としての図書館、楽器博物館が置かれている。大学その他法人内各機関の業務を担当する総務部、管理部、経理部、理事長・学長室、広報企画室は、大学と法人の組織上兼務の形をとっているため、管理部門、教学部門の連携は密接かつ堅固に保持されている。

(2) 7-2の自己評価

理事会の権限は法令によるほか寄附行為において明確かつ詳細に定めており、本法人に関わるすべての業務は究極的に理事会において決定し、この決定にしたがい代表権を有する理事長が業務を執行することになっている。理事長は現在学長を兼務し、教学部門の最高責任者でもある。また理事、法人部長である教授が「研究科委員会」委員および「教授会」員として出席していることから、教学部門と管理部門は相互に情報を共有するとともに、これにより法人運営状況の把握や各種業務等の処理は的確かつ滞りなく行われている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

すでに述べたとおり、法人部門と教学部門とは本学の建学の精神「和」を体現し、揺るぎない協調と連携を保持しているが、激変する社会の変化に遅れることなく迅速に対応し、この伝統を他に誇れる本学園の特色として、今後とも堅持発展させていかなければならない。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

7-3-② 自己点検・評価活動の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

本学では、平成3(1991)年6月の大学設置基準の改正に伴い、平成5(1993)年に「自己点検・評価委員会規則」（資料編【資料7-5-(1)】参照）を制定し、そのもとに「自己点検・評価委員会」を発足させた。当初は各事務部課が中心となって過去3ヵ年程度にわたる教育研究活動の概略を取りまとめることからスタートした。そのために当時活動していた8つの委員会（「学務委員会」、「厚生補導委員会」、「演奏委員会」、「図書館委員会」、「オペラコース委員会」、「紀要委員会」、「奨学生選考委員会」、「課外活動委員会」）、および10の部会（「ピアノ部会」、「管楽器・打楽器部会」、「弦楽器部会」、「声楽部会」、「作曲部会」、「音楽学部会」、「音楽教育部会」、「ソルフェージュ部会」、「教養（含体育）部会」、「外国語部会」）の会議記録を自己点検・評価活動の基礎資料として生かすこととした。その後、平成12(2000)年に「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」（資料編【資料7-5-(2)】参照）を定め、その中で自己点検・評価を行う実施組織、実施方法、評価基準、報告書作成の要領等を明らかにした。なお、点検・評価を担うそれぞれの委員会、部会は、前述の「自己点検・評価実施要項」の第2条に定めるとおり、現在は11の委員会ならびに14の部会の組織となり拡大発展している。

「自己点検・評価委員会」は、この「自己点検・評価実施要項」に基づく点検・評価を平成12(2000)年度から平成13(2001)年度を対象として行い、平成14(2002)年度に「武蔵野音楽大学 自己点検・評価報告書（平成12・13年度）」として公表した。その後、平成16(2004)年4月の学校教育法の改正施行により、認証評価機関の評価を受けることが義務化されたことに併せ、平成14(2002)、15(2003)、16(2004)年度を対象として自己点検・評価を行った。この自己点検・評価は本学が定める評価基準に代えて、認証評価機関の評価基準に基づき実施した。改善向上のための多くの成果は得られたものの試行的意味合いもあり、またこれに対して多くの改善意見もあったことから「自己評価報告書（平成18(2006)年度）」は学内のみの公表に留めた。

他にも自己点検・評価活動の一環として「専任教員の教育研究業績一覧」の作成や「学生による教員の授業評価（アンケート調査）」（資料編【資料5-8】参照）などを行っており、その公表および大学運営への反映状況については、基準5-4-B および基準5-4の自己評価で述べているとおりである。

(2) 7-3の自己評価

本学の自己点検・評価活動への取り組みは、平成5(1993)年に「自己点検・評価委員会」を発足させ、これが大学および大学院運営をチェックする根幹となる組織として位置付けられた（「本学学則」、「本学大学院学則」参照）。当初はさまざまな試行を行ったが、残念ながら意識の向上に比べ、見るべき具体的成果は乏しかった。しかし平成12(2000)年度に「自己点検・評価実施要項」を作成し具体的な取り組みをしたことにより成果が現れ、事後、自己点検・評価活動の結果を公表するなどの施策により段階を追って活発化し、本学の運営に反映し現在に至っている。

「専任教員の教育研究業績一覧」の編集ならびに公表は、各専任教員から「教育研究業績」の提出を求めることにより、教員の向上意欲を啓発し、自己の業績に誇りを持つことにより、研究活動の助長やコンサートへの積極的な取り組みがなされるなど、教育

研究活動の活性化につながっている。

（３） ７－３の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価活動は、漸次実りを見ているが、質の向上および改善には限界がなく、さらに評価対象の範疇を広げるとともに、その評価の内容と方策の改善を行い、かつ評価の結果を法人の管理運営および大学の教学運営に着実に反映させていかなければならない。

〔基準 7 の自己評価〕

大学の管理運営体制は、寄附行為、学則、その他の諸規程等に基づき適切に整備され有効に機能している。法人役員会・評議員会ともに出席状況は極めて良く、審議はそれぞれ諸規程に則り正しく行われている。

管理部門と教学部門との密接な連携は、他に誇れる本学の特色ある伝統であり、相互の意思の疎通が十分に図られ、管理運営は的確かつ円滑に行われている。

〔基準 7 の改善・向上方策（将来計画）〕

本学の伝統とも言える管理部門と教学部門の密接な連携による管理運営体制は、あらゆる努力を傾注してもこれを維持していかなければならない。しかしながら、少子化による学生募集の困難や、競争の激化、大学に求められる社会的責務の拡大等、大学を取り巻く環境の変化は激しく、これに伴う法令の改定等も頻繁であり、この変化に敏速かつ柔軟に対応し得る組織のあり方について今後なお積極的に検討を重ね改革を進めていく。

このたびの認証評価の申請により、学内の教学運営に対する意識の高まりが見られるが、この流れをさらに発展かつ活性化し、本学の教学の質保障を確かなものへと定着させていく。

基準 8. 財 務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《 8-1 の視点 》

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1 の事実の説明 (現状)

A. 必要な経費の確保

本学では、少子化による入学者数の減少に伴い、学生納付金収入が伸び悩んでいるなかで、音楽大学固有の充実した教授陣等にかかる人件費をまかないつつ、教育研究経費には、毎年度予算の上で帰属収入の20%弱を配賦し、必要な経費を確保する努力を行ってきた。平成17(2005)年度から平成19(2007)年度の支払実績は、いずれも予算の範囲内であり、予算が制約となって必要経費が確保されなかったという事例は生じていない。

なお、本学独自の「福井直秋記念奨学金」は、平成17(2005)年度から平成19(2007)年度で各年22百万円から23百万円の給付実績があるが、原資となるべき「福井直秋記念奨学基金」の運用益では若干不足が生じており、その分経常経費からの補填を行っている。

B. 収入と支出のバランス

本学の消費収入から消費支出を差引いた消費収支差額をみると、平成17(2005)年度に学寮改修等の施設支出に伴う基本金組入が相当額となったことから赤字となったが、平成18(2006)年度以降、再びプラスに復している。

日本私立学校振興・共済事業団は経営状況のチェック項目として「過去3年間の帰属収支差額はプラスとなっているか」をあげ、帰属収支差額が黒字かどうかを重視している。

本学の帰属収支差額は、平成17(2005)、18(2006)、19(2007)の各年度ともプラスであり、学園全体でもプラスとなっていることから、収入と支出のバランスは保たれている。

C. 適切な会計処理

昭和46(1971)年に学校法人会計基準が制定されたことを受けて、昭和47(1972)年に「武蔵野音楽学園経理規則」(以下「経理規則」という。)(資料編【資料8-5】参照)を制定し、同規則に沿った会計処理を行っている。

平成18(2006)年度には経理規則の改訂を行い、これにより会計事務のコンピュータ化等にもなう経理処理を適切に行っている。

勘定処理において疑問点が浮上した場合には、内部の判断のみに依拠することなく会計監査人にその都度照会し、回答を得たうえで処理することを励行しており、学校

法人会計の考え方に沿った会計処理を的確に行っている。

なお、部門別会計（管理会計）は、会計監査人の監査対象外であるが、日本私立学校振興・共済事業団等からの補助金受領にあたっては経費配分面で正確性・継続性が求められるため、「学校会計経理処理基準」（資料編【資料8-6】参照）を定めて、その基準に即した部門別会計を作成している。

会計年度としては、4月から翌年3月までの年1回決算であるが、毎月入金伝票、支払伝票をもれなく起票し、それに基づいて元帳を作成、計算書類月報（資金収支月報・消費収支月報・貸借対照表）を作成しており、月次決算ごとに適切な会計処理を行っている。

各会計年度の決算書類として、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を作成するにあたっては、会計監査人の指導も受けつつ学校法人会計基準を完全に遵守している。

D. 適切な会計監査

本学園の会計監査は、平成14(2002)年度より長谷川公認会計士事務所が担当している。各年度とも、4人から5人の公認会計士により中間監査が11月に4日間、期末監査が4月から5月に9日間にわたり、現物監査を主体に厳正に行われている。

それぞれの監査期間中には、2人の監事も会計監査に立会い監査状況の報告を受けるとともに、活発な質疑応答が行われており、監事による監査機能も十分に発揮されている。

(2) 8-1の自己評価

教育研究経費については、基準8-1の事実の説明で説明したとおり、教育研究に支障が出ないよう予算策定段階で十分に手当されており、また、その使用実績にもかんがみ必要な経費は確保されている。

学生1人あたりの教育研究経費は、平成18(2006)年度で49万6千円となっており、日本私立学校振興・共済事業団の集計による全国大学（医歯系除く）平均値40万4千円を上回っている。なお、教職員人件費は、学生への個別指導が多いという音楽大学の特殊性から教員数が多いこともあって、学生1人あたり183万8千円であり、全国平均71万7千円と比べて約2.6倍の水準となっている。

収入と支出のバランスについては、帰属収支差額の黒字を堅持しており、収支の均衡が維持されている。

「福井直秋記念奨学基金」からの運用収益は、基金の増額と運用利回りの向上により、平成19(2007)年度では奨学金の給付総額を賄えるレベルに近づきつつある。

会計処理については、毎年度の会計監査において、決算案修正等の指導を受けたことは全くなく、原案のとおりで会計監査人より承認され、監査報告書上で「計算書類が…会計年度の経営の状況および財政状態をすべての重要な点において適正に表示している。」との認定を受けている。

会計監査等については、会計監査人による現物監査主体の厳正なる監査に加えて、会計監査期間中に於ける2人の監事の立会いによる監査も機能しており、適正に行われている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

教育研究経費への予算配分においては、教育研究面に支障が出ないように引き続き十分に配慮していく方針である。

「福井直秋奨学金」については、基金の運用収益によりほぼ給付金を賄えるレベルにまで近づいてきたが、奨学金制度の一層の拡充のために、基金の増額とともに運用利回りの一層の向上を図る。

一方で人件費については、人件費比率等がこれ以上上昇しないよう抑制していくことが必要である。

会計処理については、平成18(2006)年度の学校法人会計基準の改正を十分に理解・徹底して行っているが、要すれば部内研修会などを重ねることにより、平成20(2008)年度以降も計算書類にこれを正しく反映させる。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

≪ 8-2の視点 ≫

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

平成13(2001)年度決算より、計算書類の概要と財政状況の説明を広報誌「武蔵野」に掲載し、学内関係者に配付している。

掲載内容は、消費収支計算書、資金収支計算書（施設設備関係支出）および貸借対照表について大科目により表示し、このうち補助金については国ならびに東京都および埼玉県別に金額を記載するとともに、説明を付している。

また私立学校法の改正より、平成16(2004)年度決算の計算書類より公開が義務づけられたことに伴い、「武蔵野音楽学園財務情報閲覧規程」（資料編【資料8-7】参照）を制定し、平成16(2004)年度の計算書類から経理部において閲覧の用に供している。

併せて、平成17(2005)年度からの財産目録、計算書類、事業報告書、監査報告書ならびに在籍学生数を、毎年官報に掲載している。また、官報に掲載している事実について広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」において周知している。

(2) 8-2の自己評価

学内広報紙「武蔵野」は、配付先が主として学園関係者であるため、対象者の範囲が比較的に狭い。

これに対し、平成16(2004)年度から公開している計算書類等については改正法の立法主旨にしたがい、学生、その保護者や本大学の受験生まで含まれるため、より広い対象者を想定しており、また公開内容も、計算書類のほか、事業報告書、財産目録や監事の監査報告書まで含まれる。

財産目録については、音楽大学として関係者の関心があるであろうことを考え、楽器の種類別点数と金額まで公開した。

また、計算書類等を官報に掲載することにより、広く日本全国に本学園の経営状況等の公開が可能となった。

(3) 8-2の改善・向上方策(将来計画)

広報紙「武蔵野」上での財務情報の公開については、一般的に最も関心のある学内関係者が主であるだけに、よりわかりやすい内容とするよう引き続き工夫していく。

官報への財務情報の掲載は、不特定多数の人々への情報公開となっているが、将来的には、本学園のウェブサイトに掲載することを検討する。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

≪8-3の視点≫

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入(寄附金、委託事業、収益事業、資金運用等)の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明(現状)

A. 寄附金収入

本学園の寄附金収入は、平成17(2005)、平成18(2006)、平成19(2007)の各年度とも、帰属収入の0.7%から0.9%の範囲で推移しており、医歯系を除く大学法人の平成18(2006)年度の平均値2.3%（「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団編（平成19(2007)年度版））に比してかなり低い。

B. 事業収入

本学園の事業収入は、学寮の寮費等の補助活動収入と、演奏会、講習会、音楽教室、特修科、サマースクール収入などの附属事業収入にわかれる。

補助活動収入は、新築した入間キャンパスの男子寮の寮生数が増加に転じた一方で、女子寮の寮生数は漸減しているため、収入金額全体では減少傾向にある。

附属事業収入についても、特修科は横ばいであるものの、音楽教室、講習会からの収入の減少が続き、右肩下がりとなっている。

C. 資金運用収入

平成16(2004)年度より、「資金運用方針」（資料編【資料8-8】参照）を定めて債券投資を主体とする資金運用を本格的にスタートし、着実に運用残高を積み上げた結果、平成19(2007)年度の資金運用益は、スタート前平成15(2003)年度実績の5.9倍のレベルに達している。

平成19(2007)年度末の投資対象は、国内上場債券（国債・社債等）が73%、大手銀行定期預金が23%、国内上場株式が3%、その他1%という構成となっている。

D. 施設設備利用料収入

主なものとして、在学生に対する練習用楽器貸出料収入、諸講習会参加者と本大学受験生の寮費、練習用楽器貸出料および軽井沢研修センターの利用料があげられる。

在学生の練習楽器使用料と軽井沢研修センター利用料は横ばいであるが、講習会・受験生関連の収入は減少傾向にある。

(2) 8-3の自己評価

法人からの寄附金は極めて少なく、専ら個人、しかも教職員、卒業生や学生保護者か

らの寄附金が多い本学においては、少子化による学生数の減少傾向が、寄附金額に直結しており、また昨今の経済情勢も厳しい状況にあり、寄附金の増額には限界がある。

事業収入のうち補助活動収入は、学生数が漸減する中で全学挙げての寮生確保の努力もあって、入間キャンパスの男子寮の寮生数が上昇に転じつつある中で、女子寮の寮生数の減少が際だっていたが、平成18(2006)年度より2ヵ年をかけて女子寮寮室のリニューアルが行われており、平成19(2007)年度の新入生の入寮率も久方ぶりに上昇し減少傾向に歯止めがかかりつつあるものと思われる。

演奏会収入については、平成18(2006)年度にはオペラ公演により収入を伸ばしたものの、平成19(2007)年度は大きな演奏会がなかったことから減収となっている。

資金運用について、リスクを極小化した上で、収入増をいかに図るかとの視点で「資金運用方針」を作成し、そのルールのもとで齊々と運用残高の積み上げを図った。

債券の信用リスクをミニマムとすべく、投資期間について、投資開始の時点で国内格付機関（格付投資情報センター、通称R&I）の格付けに応じてAA格以上は最長10年、A格は7年以内とするなどきめ細かく対応するほか、投資先の業況把握や格付け変更等事後のモニタリングや、上場債券・株式については、毎月1回時価を集計し運用ポートフォリオ全体の評価額（市場で売却した場合の手取り額）を把握している。

（3）8－3の改善・向上方策（将来計画）

寄附金収入を増大させていくことは容易ではないが、税制面での優遇策が改善されつつあるので、平成21(2009)年度の学園創立80周年記念事業を期して寄附金募集の拡大を図り、これを契機にこれまで行っていなかった継続的な募集活動を始めたい。

補助活動収入は、寮生の居住空間を一層快適にする工夫を施すことにより、入居率拡大、寮生の増加が十分に期待できる。平成20(2008)年度に入間キャンパスの女子寮寮室リニューアルが完了することにより入寮生数の増加を図っていく。

各種講習会収入については、積極的なPR活動とともに開講科目や開講要領の再検討を行う。

資金運用収入は、学生納付金、補助金等主要な収入の増加が困難な中で、唯一経営努力により増額が実現しうる分野である。元本毀損の事態が生じないよう信用リスクに対し十分に留意したうえで、平均利回りの向上と運用残高の増額により、平成19(2007)年度においては前年度比76百万円増の運用収益を計上した。平成20(2008)年度以降についても、毎年着実に増加するよう取り組んでいく。

施設設備利用料収入では、講習生・受験生関連収入について、講習会参加者や受験生増加のための方策を検討する。

〔基準8の自己評価〕

大学の教育研究目的を達成するための財政基盤については、少子化の影響により学生生徒等納付金収入が伸び悩んではいるが、教育研究の高い水準を維持するための施設設備および教育研究経費については必要な予算措置を講じており、人件費も含めて収入支出のバランスが保たれていることは、大学の帰属収支差額が安定して黒字であることが立証している。

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し経理規則を遵守した会計処理が行われており、公認会計士および監事による厳正な監査においても指摘事項はなく、適正に処理されているとの報告を得ている。

財務情報の公開については、計算書類の概要と財政状況を広報誌により公表するとともに、新たに計算書類の閲覧制度をスタートし、また詳細情報を官報に掲載するなど積極的に対応している。

今後、少子化が進むなかで外部資金の導入等、学生生徒等納付金以外の多角的な資金の確保が必須であるが、資金運用の積極化により運用収入は着実に増加してきている。

〔基準8の改善・向上方策（将来計画）〕

少子化は今後も続くので、財政基盤を磐石とするためには、今後も一層学生生徒等の募集活動を活発にするとともに、収入増の方策として基準3で言及したように「別科」の再開や教員免許更新講習会の開催を検討する一方で、教育水準の維持に配慮しつつ人件費の軽減に向けた努力をしていく。

また施設設備面で一部に更新時期に近づいたものがあり、必要資金は基金として積み立ててあるが、更新時期については平成11(1999)年度から平成13(2001)年度に江古田キャンパスの校舎の熱源改修工事を実施した際、補助金の交付を受けていること、また、更新後の運用経費等を慎重に検討する。

会計処理では、今後の会計基準の変更などや複雑化する事務にも迅速・正確に対応できる体制を維持していかなければならない。

財務情報の公開については、理解しやすいよう解説を付すとともに、各種媒体を柔軟に取捨選択し関係者のニーズによりよく対応できるように考えていく。

外部資金の導入に関しては、資金運用収入が主体とならざるを得ないが、中長期的には校舎等の改築・更新により積立資金を取り崩すことから運用資産が縮小することを念頭におくと、極力平均利回りを上昇させることにより運用収入が減りにくい構造にしていくことが必須となる。

寄附金については、学園創立80周年記念を核とした継続的な募集事業を企画検討する。

補助金については、一般補助が次第に減少する傾向であるため、いかにして特別補助を多く獲得するかが重要である。その他、保有する施設設備の活用、演奏会などの事業収入の増収、音楽教室の稼働率の上昇策など、外部資金の導入の工夫がますます重要である。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

本学の教育研究にとって学習環境の整備は重要な要諦であると考えており、国際的芸術文化活動に触れる機会の多い江古田キャンパス（東京都練馬区）と、音楽の学習にとって重要な意味を持つ豊かな自然に抱かれた入間キャンパス（埼玉県入間市）の2つのキャンパス（以下「両キャンパス」という。）を維持・整備している。両キャンパスには、教室、研究室、練習室、演奏会や公開講座などを開催できるコンサートホール、図書館・AV（オーディオ・ビジュアル）室、楽器博物館等の各種の施設を設けている。各キャンパス内施設の配置の概況については、資料編【資料9-3】のとおりである。

また、他に多様な教育研究に応じる教育研修施設として、パルナソス多摩（東京都多摩市）を設置している。（大学設置基準の算定対象外の施設）

A. 校地等

本学の校地面積は、両キャンパスの総面積445,938.0㎡から附属高等学校、幼稚園等の専用校地面積を除き397,432.0㎡を有しており、設置基準上必要な校地面積24,450.0㎡を十分に充足している。また、校舎面積も、両キャンパスの総面積（学生寮等の専用地を除く）47,503.5㎡から附属高等学校、幼稚園等の校舎面積を除き40,085.0㎡を有しており、設置基準上必要な校舎面積24,942.7㎡を十分に充足している。

詳細は、表9-1-1およびデータ編【表9-1】のとおりである。

「表9-1-1 校地面積、校舎面積等（平成20(2008)年5月1日現在）」 (㎡)

		校地面積		校舎面積	
		申請面積	設置基準上必要面積	申請面積	設置基準上必要面積
大学	江古田	13,112.0	24,450.0	18,843.0	24,942.7
	入間	384,320.0		21,242.0	
	計	397,432.0		40,085.0	
附属高等学校、幼稚園等		48,506.0		7,418.5	
総計		445,938.0		47,503.5	

注1：設置基準上必要面積には、大学設置基準第37条の2、別表第3イの表、備考6号を適用。

附属高等学校（5,436㎡）を加算している。

B. 教室（講義室等）

両キャンパスに、教育研究に必要な講義室、演習室などの各種の教室を設置してい

る。教室（講義室等）の設置状況は、データ編【表9-2】のとおりである。

C. 研究室

学部の器楽・声楽・作曲の専攻実技を担当する教員には、研究および個人レッスンのため音楽実技研究室を、上記以外のクラス授業を担当する教員には、共同研究室を、修士課程の各専攻研究（実技）を担当する教員には、研究および個人レッスンのための音楽実技研究室を、各専攻研究を担当する教員には学部と共用の共同研究室を、博士後期課程の教員には専用の研究室を指定し、教育研究環境の整備・充実に努めている。研究室の設置状況は、データ編【表5-10】のとおりである。

D. コンサートホール

本学では、「大学における学業研鑽の成果として、本物のホールでの響きを体験して世に出してやりたい」との創立者福井直秋の強い思いから、いち早くコンサートホールの建設に着手し、両キャンパスに3つ、教育研修施設であるパルナソス多摩に1つ、合計4つの音響効果のすぐれた本格的なコンサートホールを保有している。これらのコンサートホールでの演奏は、音楽大学の学生にとってかけがえのない体験であり憧れであって、教育研究上大きな効果を持つことは言うまでもない。1大学で同時に4つのホールを保持し自由に使用できる環境は、他に例がないものと自負している。教員や学生の研究発表をはじめ内外一流の音楽家による特別演奏講座、授業・実技試験等に連日のように活用している。また各コンサートホールの楽器や各種設備（舞台機構、音響、照明等）は、計画的に整備を実施し、その機能維持に努めている。各コンサートホールの利用、稼動状況は表9-1-2のとおりである。

a. ベートーヴェンホール（江古田キャンパス）

昭和35(1960)年、本邦初の本格的コンサートホールとして、「舞台と客席の間に何のベールも感じさせない、楽器としての音楽堂」を目指して設計され、1.6秒の残響時間、座席1,085席、電動化されたオーケストラピット、オペラ上演のための舞台機構、クライス社製（独）のコンサートオルガン（4段の手鍵盤と足鍵盤、55のストップ、4,140本のパイプで構成）などを設置している。また、昭和59(1984)年に現在でも十分通用する耐震補強工事、内装改修などの工事を、平成7(1995)年にはエントランスホールの大規模改修工事を実施した。

b. モーツァルトホール（江古田キャンパス）

昭和42(1967)年、室内楽、独奏会、講座等の小規模な催し物に適した中ホールとして設計され、白を基調としたデザインは落ち着いた上品な雰囲気醸し出し、1.1秒の残響時間、座席500席、クライス社（独）とヤマハ株式会社の共同製作であるやや小型のコンサートオルガン（2段の手鍵盤と足鍵盤、14のストップ、947本のパイプで構成）を設置している。

c. バッハザール（入間キャンパス）

昭和54(1979)年、自然とその地形との調和に配慮し、ベートーヴェンホールの音響効果に近いホールとして設計・建設された、6角形を基調とした建築美を誇るレンガ造りのホール。1.6秒の残響時間、座席1,202席、120人のオーケストラと大合唱の同時演奏が可能なステージ、オペラ上演のための舞台機構、クライス社製（独）のコンサートオルガン（4段の手鍵盤と足鍵盤、67のストップ、4,644本のパイプで構成、同

社の昭和56(1981)年製作したうち最大の楽器)などを設置している。

昭和55(1980)年、社団法人東京都建築士事務所協会より優秀賞を、昭和56(1981)年財団法人建築業協会より優良建築賞を受賞している。

d. シューベルトホール（パルナソス多摩）

平成5(1993)年、室内オーケストラ、合唱、独奏会、講演等に適したホールとして建設された。優雅な雰囲気をもっており、1.3秒の残響時間、座席274席（内2席は車椅子席）、収容定員に比し大きなステージを備えている。

「表9-1-2 各コンサートホールの利用、稼働状況(平成19(2007)年度)」

	ベートーヴェンホール	モーツァルトホール	バッハザール	シューベルトホール
利用件数	464	457	248	226
稼働日数	256	268	158	193

E. 図書館・AV（オーディオ・ビジュアル）室

両キャンパスに、それぞれ独立した機能を持つ図書館を設置し、楽譜・図書・逐次刊行物などの印刷資料を所蔵している。また、CD・DVDなどのAV資料を所蔵し、AV（オーディオ・ビジュアル）室を併置している。これら約27万5千点（附属高等学校登録分約6千点を含む）にもおよぶ所蔵資料は、音楽大学図書館としてわが国最大級であり、具体的な所蔵資料数はデータ編【表9-6】に示すとおりである。また、館内施設は次のとおりである。

江古田図書館：閲覧室（121席）、積層式3層書庫、AV資料庫、稀覯図書室等

入間図書館：閲覧室（112席）、参考図書室（16席）、積層式6層書庫（AV資料庫を含む）等

開館時間は、江古田図書館が平日午前8時30分から午後7時まで（土曜日午前8時30分から午後5時まで）、入間図書館が平日午前9時から午後5時50分まで（土曜日午前9時から午後2時50分まで）である。

両図書館は平成15(2003)年度に所蔵資料の目録所在情報を一元化するために、図書館情報管理システムを導入した。現在、総資料数の約73%の目録情報がデータベース化されている。また、閲覧・貸出業務をブックカード方式からコンピュータ方式に変更した。利用状況は、データ編【表9-7】のとおりであり、AV（オーディオ・ビジュアル）室の利用も多い。

F. 楽器博物館

本学では、昭和28(1953)年以来、世界各地から古今の楽器、楽器附属品、装置・器具類、その他音楽関係資料の収集に努め、その所蔵数は現在5,300点を超えている。武蔵野音楽大学楽器博物館が所蔵するこれらの資料は、江古田キャンパスの展示施設、入間キャンパスの展示施設、パルナソス多摩の展示室で保管・展示しており、教職員・学生の研究等に供するほか、広く一般にも公開し、学芸員課程の実習施設としても開放している。この博物館は、平成18(2006)年、東京都教育委員会より博物館法に定める博物館相当施設としての指定を受けた。（特記事項4 参照）

江古田キャンパスの展示施設では、1階に鍵盤楽器類、2階にヨーロッパの管打弦楽器・民族楽器類、3階にアジア・アフリカ・中南米・オセアニアの民族楽器類等を展示している。

入間キャンパスの展示施設では、1階に鍵盤楽器類、2階に邦楽器研究家故水野佐平氏寄贈の邦楽器コレクション、3階に世界各地の楽器、蓄音機類などを展示している。

パルナソス多摩の展示室では、常設展示の他、企画展示も行っている。

入館状況は、データ編【表9-9】のとおりである。

G. コンピュータ施設等

平成12(2000)年度より、教育職員免許法に定める教員免許取得の必須科目「情報機器の操作」の授業用として、パソコン43台を備えたコンピュータ教室を運用している。また、平成19(2007)年度より、音楽環境運営学科の開設に伴い「情報機器操作・処理実習」、「コンピュータ音楽基礎実習」などの授業用として、パソコン18台を設置したDTM(DeskTop Music)演習室、録音スタジオなどを設置し、音楽制作および録音実習に必要な最新のシステム「ProTools」を運用している。

各教室設置の映像・音声再生装置については、随時、必要な機種に更新している。特に、中教室のモニターテレビを大型化（42型ワイドプラズマテレビ）し、大教室には天吊型液晶ビデオプロジェクタを設置して、ともにパソコンを接続可能とした。

H. 練習室

両キャンパスに、原則としてそれぞれにピアノを配置した練習室（両キャンパスで275室）を整備している。各室は、遮音、音響等を考慮して設計しており、学習の効果を上げている。

また、各室のピアノは、常駐する調律師により定期的にメンテナンスを行い（原則として、教室は3ヵ月、音楽実技研究室は2ヵ月、練習室は1.5ヵ月周期で調律を実施）、学生の平素の実技の練習に万全を期している。練習室の保有状況は、データ編【表9-2】のとおりである。

I. 運動場等

入間キャンパスに2面の運動場（第1グラウンド、第2グラウンド）、体育館（ソフトバレーボール用コート3面設置可能）、体育館更衣室棟、テニスコート（全天候型6面）を設置し、授業、課外活動などに利用している。各施設の概要については、データ編【表9-5】のとおりである。

J. 楽器管理施設等

「表9-1-3 楽器保有状況（平成20(2008)年5月1日現在）」

		江古田	入間	小計	多摩	学舎他	合計
ピアノ	コンサートグランドピアノ	4	3	7	1	0	8
	グランドピアノ	184	252	436	17	26	479
	アップライトピアノ	40	69	109	0	33	142
	ピアノ 計	228	324	552	18	59	629
ハープ		4	5	9	0	0	9
コンサートオルガン等		4	3	7	0	0	7
木管楽器		229	116	345	0	0	345
金管楽器		106	51	157	0	0	157
弦楽器		81	72	153	10	0	163
打楽器		1,030	609	1,639	251	0	1,890
合 計		1,682	1,180	2,862	279	59	3,200

注1：学舎他の欄は、学舎（ゲストハウス）、女子学生寮「むらさき寮」、軽井沢高原研修センターの合計数である。

本学において教育研究に供する楽器は、重要な教具・教材であり、楽器保管庫、各

ホール、音楽実技研究室、練習室などに、ピアノ、ハープを含む3,200点の楽器を保管し、常に良好な状態に維持・管理するとともに、教育研究に支障のないよう十分な種類、数を確保している。また、保管庫などには空調機（ $55 \pm 5\%$ の湿度の自動調整）、除湿器および加湿器等を設置し、適切な条件のもとで保管に努めている。

楽器保有状況は、表9-1-3のとおりである。

K. 記念室

「武蔵野音楽学園記念室」は、昭和4(1929)年の武蔵野音楽学校創設時から近年に至る本学発展の状況、特に、建学の精神の根幹となった開学時の苦労を偲ぶ多くの写真・資料の展示を行っている。休日および学園の休暇期間以外は公開している。

L. パルナソス多摩（教育研修施設）

この施設は多様化する現代社会のニーズに応えるべく、地域に密着した芸術文化活動および生涯学習などの教育研修活動拠点として設置し、現在、本学パルナソス エミネンス（特修科）生、本学附属多摩音楽教室生徒、パルナソス多摩女声合唱団のメンバーが学んでいる。コンサートホール（シュューベルトホール）、音楽実技レッスン室、講義室、楽器展示室などの各種施設を有している。（資料編【資料9-4】参照）

M. 学舎（ゲストハウス）

本学は、世界的な演奏家、音楽家を指導者として随時招聘可能とするために、江古田キャンパス近傍に、それぞれに防音設備を完備しグランドピアノを設置したスタジオを持つ、25世帯分の学舎を保有している。

（2）9－1の自己評価

4つのコンサートホールを持つ音楽大学は、その規模、数において他に例がなく、また、各コンサートホールの利用、稼働状況は、表9-1-2に示すように極めて高く、本学の教育研究に大いに寄与している。さらに学舎（ゲストハウス）は、外国人教授に対し居住の利便性を提供し経済的負担を軽減することにつながり、このことが常時多くの一流の外国人演奏家、音楽家を客員教授として招聘することを可能としている。

本学キャンパスの施設設備は、大学設置基準を十分充足しており、常に保守整備に努め、教育研究上支障のないように適切に維持・管理している。またエネルギー源については、江古田キャンパスでは、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度にかけてボイラー設備を撤去し、すべての空調設備を電化およびガス化し、省エネ、環境対策を行った。入間キャンパスでも、平成18(2006)年度に学生寮の厨房をオール電化するなど逐次改善をしてきているが、重油に依存している設備も一部残っていることから、引き続き、安全・環境・省エネに配慮した対策を検討していく必要がある。なお、パルナソス多摩の施設設備は比較的新しく、音楽の多彩な研修ができるように適切に維持・管理している。

図書館情報管理システムの導入によって、相互に両キャンパス図書館資料の目録や所在情報がパソコン端末機の画面上で検索が可能となった。資料選定時に重複を回避することができ、また管理の確実化、貸出の利便性が向上した。目録情報のデータベース化については、開始初年度の平成15(2003)年に立てた5年計画をほぼ予定どおり遂行している。音楽資料目録のデータベース化は煩雑な作業となるため、楽譜等の印刷資料については平成20(2008)年5月1日現在144,814件、約71%のデータベース化にとどまってお

り、一層迅速な作業が必要である。一方CD・DVD等のAV資料（LPレコードを除く）は、96%を超える率でデータベース化がなされている。開館時間については、平成20(2008)年度から、利用者の多い江古田図書館を前年度より1時間延長し、平日午後7時までとした。これは、一般大学と比べると若干短い、音楽大学の特性を考慮すれば、現状のままでほぼ十分である。それは、多くの学生が楽譜等の印刷資料を図書館閲覧室ではなく主に研究室や練習室、自宅において利用し、また夜間はその時間を専攻実技の練習に充てることが多いためである。

楽器博物館の5,300点を超える所蔵資料数は、わが国の最高水準を誇るものであり、その内容も各年代、世界各地域を広く網羅し充実したものである。これらの資料は、「楽器学」、「民族音楽学」、「日本音楽概論」などの授業に活用され、学生からは、実物に触れることにより理解が深まったと好評であり、本学教職員・学生の教育研究に十分寄与している。また、博物館相当施設として一般公開し、他大学学生のための学芸員実習など対外的にも貢献している。

教育研究用の楽器は、適宜、更新・補充され、また、計画的および定期・随時の修理・調整により常に良好な状態に維持されている。

コンピュータ教室においては、画面伝送装置を活用して視聴覚効果のある授業を実施している。また、DTM演習室および録音スタジオにおいては、音楽情報発信メディアのさまざまな可能性を学ばせるツールとして、業界における最新鋭の音楽制作システム「ProTools」を導入し、本格的な授業を展開している。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

入間キャンパスにおいて一部残っている重油に依存した設備については、安全・環境・省エネの面から、逐次、電化方式に変換していくことを検討する。江古田キャンパス女子寮「むらさき寮」の寮室の電気設備の充実を図るために、平成20(2008)年度夏期に改修を行う。

現在約73%である図書館の所蔵資料目録情報のデータベース化率については、平成21(2009)年度中に100%達成を目指している。今後は、利用者の要望が予想される別キャンパス図書館への複写依頼や現物の取り寄せなどの、いわゆるポータルサービスの実施について検討する。また、図書館活用のための導入教育としての館内ガイドツアーや、レポート・論文作成などのための文献検索法講習などの企画を検討する。

楽器博物館としては、音楽史の例証および教育上必要とする楽器の中で、依然として入手困難な資料があることから、それら希少資料の収集努力を継続していく。

ベートーヴェンホールコンサートオルガンについては平成21(2009)年度にオーバーホールを計画している。

コンピュータ施設については、学生のコンピュータ・リテラシーの向上のため、入間キャンパスのコンピュータ教室の時間外使用について検討する。

江古田キャンパスの一部校舎の改築計画について、長期的な観点から検討する。

9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティーとしての教育研究環境が整備されていること。

《 9-2 の視点 》

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

9-2-② 教育研究目的を達成させるための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-2 の事実の説明 (現状)

A. 施設設備の安全性

本学の施設設備は、各種法律および関連規則等の安全基準に基づき適切に維持・管理している。

アスベストの除去および飛散防止対策は、平成19(2007)年度入間キャンパスでの除去工事により完了し、また、学園内のPCB入り蛍光灯の安定器などは、平成13(2001)年にすべて撤去し、法規にしたがい学内に安全に保管している。現在、日本環境安全事業株式会社(平成17(2005)年、江東区にPCB廃棄物処理施設として完成)への処理申請手続きが完了している。

両キャンパスのすべての校舎の第1次耐震診断は、平成19(2007)年8月にはすべて完了している。その結果に基づき、江古田の2号館およびベートーヴェンホール耐震補強工事はすでに完了しているが、引き続き3号館の耐震補強工事および5号館の第2次耐震診断について検討していく。なお、学生寮については、特に耐震補強工事の必要を要しない。

定期検査(空気汚染検査、水質検査等)については専門業者に依頼して実施している。その他の空調、消火栓設備等機器類の日常点検は管理部で実施し、安全性を確保、維持している。

両キャンパスの警備は、警備会社と年間契約をして常時警備(施設設備の安全点検を含む)を実施している。

B. 快適な教育研究環境等

本学では、学生が充実した勉学および学生生活が過ごせるよう、各種研修施設、学生寮などの快適な教育研究環境の整備に努めている。また、緑化についても快適な環境の整備、地球温暖化対策の両面から留意している。

a. 武蔵野音楽大学軽井沢高原研修センター

軽井沢の白樺と樅の木に囲まれた交通至便な場所にあり、オーケストラや大合唱の練習あるいは室内楽や独奏のコンサートや研究発表等に利用できる音響効果に配慮した大研修室、また小編成の楽曲の練習に利用できる3つの研修室および宿泊施設を備え、研修合宿など、音楽を通してコミュニケーションを図るに相応しい施設である。年末年始を除いて年間を通し利用可能で、敷地内には2面のテニスコート等を備えている。

b. 入間研修所(ゼミナーハウス)

入間キャンパスの緑豊かな自然林内に建ち、研修会・説明会、会食、宿泊の施設を持ち、教職員・学生が利用できる桧造りの研修施設である。

c. 学生寮

本学では、教育施設(24時間専任職員が常駐)として共同生活を体験させる役割を

備えた女子寮「武蔵野ハイム」(入間キャンパス) 男子寮「愛水寮」(入間キャンパス)、そして女子寮「むらさき寮」(江古田キャンパス近隣)の3つの学生寮を有し、平成20(2008)年5月1日現在、384人(男子:53人、女子:331人)の入寮生がいる。学生寮の詳細は、データ編【表9-10】のとおりである。武蔵野ハイム1号館、2号館、むらさき寮は、逐次、内部のリニューアル、厨房のオール電化、安全設備の点検、空調機の交換など施設設備の充実が行われ、また、愛水寮は平成17(2005)年に新築し、それぞれ快適な生活環境を備えている。

d. 学生食堂、学生寮食堂、談話室

楽しく充実した学生生活が送れるよう、それぞれ両キャンパス周辺の学生が利用する飲食店、コンビニエンスストア等の状況を考慮して、江古田キャンパスに70席の食堂を、江古田キャンパス女子寮に寮生専用の80席の食堂を設置している。入間キャンパスには、女子寮に学生、教職員が利用できる300席の食堂を、また1号館地下1階に、自動販売機や売店があり、飲み物や軽食が置かれて提供ができる憩いの場としての136席の談話室を設置している。さらにレンガ造りで瀟洒な「ピッコロイン」(福利厚生施設)を設置している。ここで学生は文具や日用品などの購入ができ、また150席を有するレストランにおいて豊富なメニューによる食事を楽しむこともできる。これらはすべて業者に委託して運営している。

e. その他の施策

加治丘陵の一角に位置する入間キャンパスの樺や檜などの自然あふれる広大な敷地に、約1,400本の桜を始め四季折々に花が咲き誇り、美化が進められている。またこのような理想的な修学環境の中に、本学の国際交流の結実の一つともいえる、本学と関係の深い国々の公的機関、音楽大学から寄贈された、それぞれの国が誇る音楽家の胸像5基、また毎年、附属高等学校の卒業生から寄贈された卒業記念の彫像33基を設置・展示し、一層の美観を添えている。江古田キャンパスにおいても同様に寄贈された音楽家の胸像6基(両キャンパスで11基)を設置している。

本学キャンパス内では、受動喫煙防止や防火などを重視し、指定場所以外では全て禁煙としている。また、各施設は、清掃業者によって毎日清掃が行われ、本学の理念に基づき清潔で整理整頓された快適な教育研究環境を維持している。

両キャンパスには、大型楽譜店と提携する常設の楽書、楽譜、CDなどを中心とした売店を設け、学生、教職員に便宜を図っている。

(2) 9-2の自己評価

「音楽は自然の模倣」とも言われているように、音楽を学ぶ学生にとって自然から受けるインスピレーションはかけがえのないものであり、入間キャンパスの広大な緑豊かな自然は、学習の場としてまさに得がたい環境である。また、地球温暖化防止の観点から、全私学連合も平成19(2007)年10月の「環境自主行動計画」において、私立学校の将来にわたる地球温暖化対策として、緑化などの取組を表明している。入間キャンパスの緑豊かな自然は、こうした地球環境保護の上からも重要な役割を果たしている。

アスベスト対策に関しては、入間キャンパスでは平成19(2007)年12月に除去工事を完了し、江古田キャンパスでは、アクリル塗料により表面を吹き付け施工し、粉塵が飛散

しないよう封じ込め処置（厚生労働省令石綿障害予防規則第二節第十条第一項）を行ったもの以外はすべて除去した。また、各種点検・整備も、検査委託業者または職員により適切に実施しており、施設設備の安全性および安全管理体制は整っている。

3つの学生寮は、それぞれ新築、内部のリニューアル等施設設備の改善により一新し、より快適な生活環境へと生まれ変わり、さらに安全面からの学生の充実した学生生活を保障している。さらに、キャンパスを常時清潔に維持していることは、良好な教育研究環境を維持するだけでなく、巻頭文Ⅰ-3-(3)「3P主義」で述べている「清潔」(Purity)の実践そのものであるということが出来る。また寮の食事に関しては、ニーズにあった食事内容の提供のため、入寮生がモニターを担当するなど常時その改善を図っている。

〔3〕9-2の改善・向上方策（将来計画）

入間キャンパスの広大な自然環境は、音楽芸術の研鑽および地球温暖化対策への重要な意味を持ち、今後も整備に努力を続ける。

本学は障害者、高齢者のための施策としてバリアフリー化を進めている（資料編【資料9-2】参照）。パルナソス多摩では整備が完了し、両キャンパスでも点字ブロックの設置などの整備を始めており、今後、平成20(2008)年夏期に身障者用トイレを設置する他、手すり付スロープ、自動扉等を年間計画（資料編【資料9-1】参照）に基づき順次設置していく。江古田キャンパスの一部施設については、安全確保のため耐震診断の結果にしたがい、耐震補強工事の実施を含め対応策を慎重に検討する。

受動喫煙防止対策の一環として、近日中に入間キャンパスのバッハザール内に喫煙室を設置する。

〔基準9の自己評価〕

両キャンパスの施設設備は、常に点検・整備に努め教育研究上支障のないように適切に管理されており、また、アメニティーとしての教育研究環境も3P主義にしたがい清潔に維持されて、豊かな学生生活に寄与している。

大学専用として629台のピアノ（学園全体では738台を保有）を始めとする2,571点の楽器類、その他教育研究用AV機器などの設備については、随時、更新・拡充を繰り返し、より効果的な教育研究が実施できる環境を維持している。

入間キャンパスの雄大で緑豊かな自然環境の維持は、学生の音楽への感性の向上に大きく寄与するとともに、環境問題対策としても時代に適ったものである。

〔基準9の改善・向上方策（将来計画）〕

本学の教育研究環境は、本学が掲げている理念や目標を具現化するために、極めて重要な要素であると認識している。特に入間キャンパスの豊かな自然は、音楽芸術の研鑽において不可欠のものであり、今後も周到に維持整備していきたい。また両キャンパスの施設設備は、地球温暖化対策等にも配慮しながら、今後とも引き続き点検・整備を実施し、維持・改善に努めていく。さらに今後バリアフリー化を順次推進していくとともに、江古田キャンパスの一部校舎の改築について、長期的な観点から検討する。

基準 10. 社会連携

10-1 大学がもっている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

<<10-1の視点>>

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学がもっている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

A. 大学施設の開放と物的資源の提供

本学は江古田キャンパスと入間キャンパス（以下「両キャンパス」という。）に、3つのコンサートホール（それぞれにコンサートオルガンを設置）とパルナソス多摩（教育研修施設）に1つの、合計4つのホールを設置している。これらの施設は基準9-1-D-aから基準9-1-D-dまでに述べているとおり、主として全国の関係機関、音楽団体等が企画する演奏会、研究発表会、学会、講演会、中・高等学校吹奏楽コンクールの練習等、また映画撮影などの要請に応じて、本学の教育研究に支障のない限りこれらの施設の使用を認めている。（資料編【資料10-3】参照）

また、「武蔵野音楽大学楽器博物館」（博物館相当施設）は江古田キャンパスの展示施設に加えて、入間キャンパスの展示施設、パルナソス多摩の展示室にそれぞれ所蔵資料を展示し、一般にも開放している。（特記事項4 参照）

その他、「武蔵野音楽大学軽井沢高原研修センター」（基準9-2-B-a 参照）は演奏会、また研修会等各種の合宿のため一般にも開放している。

各施設の平成19(2007)年度の学外への開放実績は表10-1-1のとおりである。

「表10-1-1 大学施設の学外への開放実績（平成19(2007)年度）」

大 学 施 設	件数等
江古田キャンパスコンサートホール等	18 件
入間キャンパスコンサートホール等	15 件
パルナソス多摩コンサートホール等	11 件
楽器博物館 学外見学者	5,049 人
軽井沢高原研修センター 学外利用者	397 人

B. 大学の開放と人的資源の提供

人的資源の社会への提供は、音楽大学の特性を生かして、教員、学生等による演奏会、オペラ公演、公開講座、研修講座など、極めて多彩な方法により実施しており、その詳細について以下に述べる。

a. 演奏会（吹奏楽団、管弦楽団、合唱団）

両キャンパスにおける吹奏楽団（ウィンドアンサンブル）、管弦楽団、合唱団は毎年、定期的に演奏会を行うほか、国内研修演奏旅行を昭和52(1977)年から30年余にわたり全国の各公演地域の関係機関、同窓会支部等と連携の上開催している。平成19(2007)年度は表10-1-2のとおり全14公演を実施した。これらは学生の学外研修ならびに体験学習の一環として極めて有効であると、同時に、公演先各地の音楽文化向上にも寄与しており社会貢献の役割をも果たしている。また、海外研修演奏旅行は数年毎に実施しており、最近では平成18(2006)年度に米国研修演奏旅行として「ミッドウ

エスト・クリニック」に参加・出演し、その際近郊2大学でも演奏会を開催し好評を博した。(特記事項1 参照)

「表10-1-2 定期演奏会および研修演奏旅行(平成19(2007)年度)」 ◎＝地域連携事業

区分	学期	公演名	会 場	開催日	観客動員数(人)
吹奏楽団	前期	定期演奏会	東京オペラシティ	7/17	約1,200
		研修演奏旅行	青森市文化会館	7/13	約400
			盛岡市民文化ホール	7/14	約1,000
	後期	ミューズフェスティバル	バッハザール	10/27	約400
			ベートーヴェンホール	11/2	約500
		定期演奏会	バッハザール	11/30	約600
			東京オペラシティ	12/18	約1,000
管弦楽団・合唱団	前期	管弦楽団定期演奏会	練馬文化センター	9/9	◎ 約1,200
			東京オペラシティ	9/13	約1,150
		研修演奏旅行	茨城県立県民センター	9/10	約450
	後期	ミューズフェスティバル	バッハザール	10/28	約400
			ベートーヴェンホール	11/4	約500
		管弦楽団演奏会 「入間市民コンサート」	バッハザール	11/18	◎ 約900
		管弦楽団合唱団定期演奏会	サントリーホール	12/6	約1,900

加えて、平成19(2007)年10月、合唱団は東京芸術劇場、サントリーホールにおいて読売日本交響楽団と共演した。

b. オペラ公演

本学ではオペラ研究のためにオペラコースを設定し、履修学生による教育研究発表の場として毎学年度、定期的にオペラ試演会を行っている。

さらに、3年毎に本格的な衣裳、照明、舞台装置による公演を本学コンサートホールにおいて実施している。表10-1-3に示すように、平成18(2006)年度は歌劇「フィガロの結婚(全4幕)」を4公演行った。これに平成18(2006)年度から平成19(2007)年度にかけての試演会2公演を加え計6公演を開催し、オペラ教育の成果を一般に公開しその普及活動に努めている。

「表10-1-3 オペラ公演および試演会(平成18(2006)年度・平成19(2007)年度)」

公演内容・演目・会場		開催日	観客動員数(人)
本公演	モーツァルト：歌劇「フィガロの結婚」4公演 (ベートーヴェンホール)	平成18年 4/29,4/30,5/2,5/3	約3,200
試演会	ロッシーニ：歌劇「絹のはしご」 モーツァルト：歌劇「コジ・ファン・トゥッテ」 (モーツァルトホール)	平成18年 11/14	約250
	モーツァルト：歌劇「コジ・ファン・トゥッテ」 (モーツァルトホール)	平成19年 11/16	約250
		合計	約3,700

c. 公開講座等

教職員、学生の教育研究目的のために内外の講師による公開講座を毎年度企画し、両キャンパスとパルナソス多摩において開催、これを一般にも公開している。本学の公開講座は表10-1-4に示すとおり多様な講座内容を含んでおり、国際交流を兼ねた招待演奏、楽曲の時代や様式による変遷などが学べる解説付きの講座等からなっている。特に「ニュー・ストリーム・コンサート」は、将来、演奏家として期待される若手卒

業生、および在学学生を継続的に支援する目的で開催している。

「表10-1-4 公開講座（平成19(2007)年度）」

講座内容	会 場	開催日	観客動員数(人)
東呉大学（台湾）管弦楽団（国際交流招待演奏）	ベートーヴェンホール	5/10	約700
クルト グントナー トリオ（室内楽）	ベートーヴェンホール	5/18	約330
ジャンフランコ パスティネ公開レッスン（声楽） テーマ「イタリア音楽の発声と音楽性」	モーツァルトホール	5/23	約280
インド音楽 T.M.ホッフマン監修（民族音楽）	シューベルトホール	6/21	約50
ロバート ダヴィドヴィッチ（ヴァイオリン）解説付	ベートーヴェンホール	6/22	約340
ケマル ゲキチ（ピアノ）	ベートーヴェンホール	6/25	約910
ニュー・ストリーム・コンサートIV 「若き打楽器奏者たち」解説付	シューベルトホール	10/17	約140
コンスタンティン クルカ（ヴァイオリン）	ベートーヴェンホール	11/6	約300
セルゲイ エーデルマン（ピアノ）	バッハザール	11/12	約570
エレナ オブラスツォワ（声楽）	ベートーヴェンホール	11/15	約530
ジョン ダムガード（ピアノ）	ベートーヴェンホール	11/17	約480
合計			約4,630

d. 管、打、弦楽器アンサンブル・クリニック

広く全国の中・高等学校の管、打、弦楽器を学ぶ生徒を対象に、楽器の基礎的奏法と合奏の基本、および音楽家を目指す人たちのために必要な高度な演奏技術の指導を目的として毎年4回開催し、本学教員がその指導にあたっている。平成19(2007)年度の受講者数は合計358人である。

C. 現職教員の資格取得支援「免許法認定講習」

現職の教員を対象に、教育職員免許法にしたがい文部科学大臣が認定する講習として、本学では昭和50(1975)年度から今日まで33年にわたり毎年夏期休暇中の12日間(当初は8日間)、「免許法認定講習」（資料編【資料10-4】参照）を開講している。この講習は、音楽の上級免許状の取得、または新たに音楽の教職免許状を取得することを目的として、音楽の教科に関する科目および音楽の教職に関する科目の合計7科目を開講し、現在は、この中から2科目4単位までを修得することができる。平成19(2007)年度の受講者数は延べ67人である。（特記事項2 参照）

D. リフレッシュ教育

a. 社会人のための夏期研修講座

音楽文化の普及・向上を図るため、本学教員が講師となり社会人を対象に毎年夏期休暇中の3日間にわたり、時宜を得た内容の講座を組み入れながら「夏期研修講座（15講座）」（資料編【資料10-5-(1)】参照）を開講している。平成19(2007)年度の受講者数は延べ578人である。

b. 武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ

本サマースクールは、プロの音楽家や音楽研究に携わることを目指す人たちのために広くその場を提供するものであり、平成7(1995)年度以降毎年、夏期に11日間にわたり開催している。平成19(2007)年度現在、第13回を終了し、平成19(2007)年度および平成20(2008)年度「文化庁芸術団体人材育成支援事業」に採択された。国際的に著名な音楽家を毎回12人から14人を招聘し、第13回までの受講生は延べ1,830人を超え、アジア諸国からも参加している。（特記事項1 参照）（資料編【資料10-5-(2)】参照）

c. パルナソス エミネンス（特修科）

平成6(1994)年度からパルナソス多摩に開設している9ヵ月間のコースで、毎年度30人程度を選考し、演奏技術を中心に教授している。音楽大学卒業生もしくは同等以上の能力を有する者（年齢、国籍、経歴不問）を対象とし、本学の客員教授および教員がその指導にあたっている。なお、修了演奏はパルナソス多摩シューベルトホールで実施し一般に公開している。（資料編【資料10-5-(3)】参照）

（2）10-1の自己評価

基準10-1-A に述べているように、コンサートホールをはじめ本学はさまざまな教育研究施設を学外諸研究団体、中・高等学校生等に開放している。特にこれら施設で演奏を体験した中・高等学校生にとってその体験は感動を呼ぶ貴重な機会であり、教育関連機関ならびに自治体から高く評価されている。施設利用の要請は両キャンパス所在地をはじめ広く全国から寄せられており、本学の教育研究に支障のない限り、それらを社会に広く提供する努力をしている。

特に「武蔵野音楽大学楽器博物館」の開放はしばしばメディア（TV等）により一般に紹介されたこともあり、近年は学外からの来館者が年間5,000人を超える状況にある。その開放の成果や社会的評価等の詳細は「特記事項4」で述べている。

一方、人的資源の社会への提供は、音楽大学の特性を生かして演奏会、オペラ公演、公開講座、研修講座等、さまざまな方法・手段により積極的に実施しており、海外での企画を含めたその開催内容の多様性、開催回数、多くの外国人客員教授を含むすぐれた教授陣の参画、「免許法認定講習」をはじめとする特色ある研修講座等、社会的ニーズへの貢献度はきわめて高く、観客動員数、講習会の受講者数、いずれから見てもきわめて充実したものであり、本学の社会への人的資源の提供は高く評価されている。特に「免許法認定講習」は文部科学省が認定する講習として開講以来33年間の実績を積んでいる。

また、「武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ」は長年にわたっての人材育成の意義が大きく、その成果が評価され平成19(2007)年度および平成20(2008)年度に「文化庁芸術団体人材育成支援事業」に採択された。これらの意義、目的、事業の成果、社会的評価等は「特記事項1、2」で述べているとおりである。

（3）10-1の改善・向上方策（将来計画）

本学が保有している物的、人的資源を広く社会に提供する努力は、数多くの演奏会、公開講座をはじめさまざまな企画によって実施しており、今後とも新しい手法を取り入れつつ充実を図るが、あわせて、その成果を本学の教育研究へ効果的にフィードバックするさらなる方策について検討していく。

平成19(2007)年6月「教育職員免許法の改正」による教員免許更新制の実施に向け、平成20(2008)年4月の文部科学省初等中等教育局教職員課からの通知をもとに、社会のニーズに応えるために教員免許更新講習を平成21(2009)年度から開催すべく鋭意準備中である。

さらに各種演奏会、公開講座等の拡充に伴い広報活動を強化していくために、ウェブサイトの実装を図り、また「武蔵野音楽大学コンサートカレンダー」（資料編【資料10-6】

参照)の配布、さらに有効な活用方法等を検討する。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

<<10-2 の視点>>

10-2-① 教育研究活動において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明(現状)

A. 企業との関係の構築

音楽大学と企業との関係は、いわゆる一般的に言う産学協同とはその内容を異にするが、本学では音楽大学の特質を生かして、表10-2-1に示すように諸企業と適切な関係を構築し、その連携のもとに活動を行い音楽文化の普及に努力している。

音楽関連企業との連携が主体であるが、既に読売日本交響楽団とは昭和39(1964)年以来長年にわたり合唱団が共演の機会を持っている。

また、本学吹奏楽団(ウィンドアンサンブル)のCD(初期においてはLPを含む)制作のためのソニー・ミュージックジャパン インターナショナルとの連携は昭和54(1979)年以来継続し、現在既に計16種のLP・CDをリリースし、市販ルートで一般に販売している。

その他、企業等の主催による新人紹介演奏会などを通して、各主催企業との関係の構築に努めている。

「表10-2-1 企業との関連事業(平成19(2007)年)」

事業内容および公演会場等	開催日	観客動員数(人)
読売日本交響楽団と本学合唱団の共演 ・第1回 シアター・オペラシリーズ(東京芸術劇場)	3/3	約1,800
読売日本交響楽団と本学合唱団の共演 ・第93回 マチネーシリーズ(東京芸術劇場) ・第495回 名曲シリーズ(サントリーホール)	10/13 10/15	2公演合計 約2,500
ソニー・ミュージックジャパン インターナショナル制作CD収録 ・「武蔵野音楽大学ウィンドアンサンブルCD Vol.14」(バッハザール) (ベートーヴェンホール)	7/19 12/20	
日本たばこ産業株式会社「アフタヌーン・コンサート」(本学学生出演) ・「オペラ・ハイライト」(JTアートホール・アフィニス) ・「サクソフォーン四重奏」(同上)	7/25 10/4	2公演合計 約460
企業主催「新人演奏会」 ・読売新聞社「読売新人演奏会」(東京文化会館) ・社団法人日本ピアノ調律師協会「新人演奏会」(東京文化会館小ホール) ・ヤマハ株式会社「ヤマハ管楽器新人演奏会」(浜離宮朝日ホール)	5/5～6 4/15 5/9～11	3公演合計約3,000 約500 3公演合計約1,000

B. 内外大学等との文化交流

本学は教育研究活動において、表10-2-2のとおり内外大学等との親密な関係を通し文化交流を図るとともに、教育的な成果の向上に生かしている。

海外大学との関係は、米国の大学吹奏楽団を長年にわたり本学に招き交流演奏会を行う一方、本学が米国の大学から招待を受けて海外研修演奏旅行を実施している。近年では台湾の東呉大学との交流会を行い、同大学管弦楽団演奏会を本学で開催した。その他、本学学生が日露青年交流センター主催の日露青年交流事業「日露学生フォーラム」にも参加して、東京芸術大学学生とともに、モスクワ国立大学などで演奏を行

い国際親善の役を果たした。(特記事項1 参照)

国内の大学間においても、特色ある交流事業として、日本大学芸術学部、武蔵大学と本学の「江古田3大学連携事業」を、また、文化女子大学の提案により同大学と本学が新機軸のファッションショーと音楽演奏のコラボレーション事業を、それぞれ平成19(2007)年度から実施推進している。

「表10-2-2 内外大学等との文化交流（平成17(2005)年～19(2007)年）」

区分	内外大学との文化交流演奏会	開催日	観客動員数（人）
海外大学等	ルーサー大学コンサートバンド演奏会（本学江古田キャンパス）	平成17年 6/3	約400
	オクラホマ州立大学ウィンドアンサンブル演奏会 （本学江古田キャンパス）	平成18年 5/23	約400
	本学ウィンドアンサンブル米国研修演奏旅行 ・バルパライソ大学（本学出演演奏会） ・ウィスコンシン大学ミルウォーキー校（本学出演演奏会） ・ミッドウェスト・クリニック（本学出演演奏会 2公演）	平成18年 12/17 12/18 12/20	4公演合計 約5,800
	日露青年交流事業「日露学生フォーラム」参加 ・モスクワ国立大学 入学式典および祝賀演奏会出演	平成18年 8/30～9/4	2公演合計 約2,500
	東呉大学交流事業 ・交流会（本学江古田キャンパス） ・東呉大学管弦楽団演奏会（本学江古田キャンパス）	平成19年 5/9 5/10	約700
	練馬区共催「江古田3大学連携文化芸術祭」 ・本学管弦楽団演奏会（練馬文化センター）	平成19年 9/9	約1,200
国内大学	文化女子大学現代文化学部国際ファッション文化学科 ・卒業制作イベント「ファッションショーと音楽演奏」 （本学出演）（文化女子大学 遠藤記念館）	平成19年 12/7～8	6公演合計 約5,500

（2）10-2の自己評価

本学と企業との関係は音楽大学の特殊性からして、音楽関連企業、演奏団体などに限定されるが、教育研究の成果を生かす場として適切な関係が維持されている。

特に40数年にわたる読売日本交響楽団との共演は、本学学生が内外の著名な指揮者のもとで、プロフェッショナルのオーケストラと共演ができることから、貴重な体験学習であると同時に重要な実践的演奏活動と位置付けられる。引き続き現在進行している東京芸術劇場主催のシアターオペラ公演も、同楽団との共演のもとに好評を得ている。

ソニー・ミュージックジャパン インターナショナルによる本学ウィンドアンサンブルCD制作のための音源収録は、広くわが国の中・高等学校吹奏楽の演奏能力の向上発展と、諸吹奏楽団のプログラミングなどにとっての貴重な参考資料として評価されている。

海外大学との文化交流は適切な関係を維持し、国際交流、国際親善にとっても大きな成果を上げていると評価できる。国内大学との関連は基準10-3で述べている地域連携とも関わっているが、江古田キャンパス近隣の3大学による共同企画は教育研究成果の発表の場としても有効に機能している。文化女子大学の新機軸のファッションショーと本学の音楽演奏とのコラボレーションは成功を収め、今後の発展を期し継続していく運びとなっている。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

それぞれ濃淡はあるものの、教育研究上の成果を上げている本学と諸企業ならびに各大学とのさまざまな関係を、これまでの経験を生かしながら、さらに発展的に構築していく。

平成19(2007)年、練馬区独立60周年を契機に練馬区の提案で発足した西武池袋線江古田駅周辺の日本大学芸術学部、武蔵大学そして本学との「江古田3大学連携文化芸術祭」を、各大学の専門や特色を生かして地域文化の振興に貢献できるよう、目下区の担当者を交えて定期的に検討を進めており、その成果が待たれる。

また、同年、文化女子大学と本学とで行ったファッションショーと音楽演奏のコラボレーションが成功裡に終了し、大きな反響があったことから、この画期的な催しをさらに発展させるべく平成20(2008)年の再度の開催に向けて、両大学で検討を進めている。

さらに、これまで長年にわたりソニー・ミュージックジャパン インターナショナルの企画で継続してきた本学のウィンドアンサンブル（吹奏楽）のLP・CD制作（これまでに16種）は、すでに計約150曲を収録し現代吹奏楽の数々のジャンルにわたるオリジナル曲多数をわが国音楽界に紹介しており、極めて高い評価を受けている。その音源は斯界の重要な資料となっているので、今後もこの活動を計画的に継続し一層充実したものとして発展させる。

なお、平成14(2002)年4月の文化審議会の答申「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」の中で求められているアートマネジメントや舞台技術担当者の人材が望まれているところから、本学が平成19(2007)年に設置した「音楽環境運営学科」で育成する人材は、まさに上述のような企業・大学間の連携にとって重要な役割を演じることになると予想される。平成23(2011)年の完成年度に向け、この学科からすぐれた卒業生を社会に送り出すために、教育内容の充実向上になお一層の努力を傾注する。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

<<10-3の視点>>

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

本学は、基準10-1-A で述べたとおり、本学の教育理念に基づき両キャンパスおよびパルナソス多摩を音楽文化の拠点として、長年にわたり各自治体、教育関連機関を始め、商工会議所、地元商店会等との協力関係を積極的に構築してきた。データ編【表10-1】および資料編【資料10-7】のとおりさまざまな事業を展開し各地域の音楽文化振興に寄与した実績は少なくない。

(2) 10-3の自己評価

本学の社会連携は、基準10-3の事実の説明で述べたとおり、音楽大学の特色を生かし演奏会、公開講座等を中心に地域との交流を深め音楽文化の向上に寄与している。その一例に昭和55(1980)年以来、28年間にわたり本学管弦楽団が入間市と連携し出演してい

る「入間市民コンサート」が、多くの入間市民から高く評価され親しまれている。（入間市教育委員会のアンケート調査結果 平成19(2007)年11月18日）

また、入間市民のために生涯学習活動の機会を提供し、市民と行政との協働による町づくりを目指す「第13回 いるま生涯学習フェスティバル」では、「大学と地域の連携事例展示コーナー」における楽器体験に協力し、参加者から好評であった。その他、平成11(1999)年から平成19(2007)年の間に、入間市環境経済部みどりの課が主催する「自然観察会（植物、鳥類）」に協力し、過去4回にわたり美しい自然を有する入間キャンパスを市民に開放し喜ばれている。最近では平成19(2007)年3月に開放したが、今後もその保全に努力しつつ継続実施の予定である。

（３）１０－３の改善・向上方策（将来計画）

地域連携活動に関しては、各地域（練馬区、入間市、多摩市）の特色を生かした方法により、それぞれの地域との協力関係が構築されており、今後も引き続き本学各施設を音楽文化の拠点として、地域に密着した連携の強化を図っていく。

大学が音楽文化を通して地域とともに発展していくためには、新しい取り組み、企画を提案していくことが必要であり、このような方策により今後とも両キャンパスおよびパルナソス多摩所在地域の音楽文化振興に寄与していく。

〔基準１０の自己評価〕

本学は、その教育研究の目的から4つのコンサートホールをはじめとする諸音楽施設を整備設置しているが、ここで内外の教授陣によるコンサートや講座を、また学生の演奏体験や研究発表のためのオペラ、コンサート、公開レッスン等を多彩に展開して、長年にわたりその大多数を広く一般に開放してきた。まさに物的、人的相まつの社会への提供であって、広く芸術文化向上に寄与している。

これらの施設は、本学の教育研究に支障のない範囲で一般に開放するものであるが、近年各地にコンサートホールや大会議場が多いとは言え、必ずしも容易に利用することができない実状から、利用者に喜ばれ大いに評価されているところである。

教育職員免許法にしたがい文部科学大臣の認可のもとに本学が開講している「免許法認定講習」は、中・高等学校現職教員の資格・資質の向上に大きく貢献しているが、この講習会はわが国唯一の特色あるものである。

「文化庁芸術団体人材育成支援事業」に採択された「武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ」は、基準10-1-D-b で述べたとおり、これまで1,800人余が受講し、すでにこの中から社会の第一線で活躍する音楽家が巣立っている。また、広く一般に向け開講している「社会人のための夏期研修講座」およびパルナソス多摩における9ヵ月間のコースである「パルナソス エミネンス（特修科）」はともに、リフレッシュ教育としてまさに時宜を得たものであり、受講者は漸増の傾向が見られる。

地域社会との協力の成果として埼玉県入間市との提携による「入間市民コンサート」は、近年常に満席の盛況で、聴衆の質、数ともに昭和55(1980)年の発足時と比べ隔世の感があり、これは地域文化の普及と向上に立派に貢献した証左である。また日本大学芸

術学部、武蔵大学そして本学が連携する「江古田3大学連携文化芸術祭」はまだ緒に付いたばかりであるが、本学の吹奏楽団や管弦楽団が区民のためのコンサートを開くなど、今後3大学の特色を生かしながらの発展が期待される。

〔基準10の改善・向上方策（将来計画）〕

教育方針の一つとして掲げる「音楽芸術の研鑽」を基盤にして、本学は大学の物的、人的資源の社会への提供について積極的に取り組んでいる。しかしながら多様化する現代ニーズに応えていくためには、将来にわたり地域と大学との互惠関係を基礎にして、拡大する人件費、事務費等が、大学の第一義的な使命である教育研究を圧迫することがないように十分に留意し、互いの求める目的の調和と融合について適切な方策を模索していく。

また、「特記事項1」でも述べているように国際的な文化交流と親善に長年にわたり大きな実績を残してきたが、急速に進む国際化の中にあって、これまで以上にそれに対応する適切な組織、環境の構築に配慮し、わが国の音楽文化の向上発展に資するとともに、本学のブランドを高めるための一層の努力を傾注する。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がされているか。

(1) 11-1の事実の説明（現状）

本学の組織倫理の基本的内容は、「武蔵野音楽学園寄附行為」（資料編【資料F-1】参照）の中に規定されている。そして「寄附行為」第3条（目的）」には、「建学の精神および教育理念を根幹として教育研究を行い、社会の要請に応え、我が国の文化芸術の振興に寄与する。」と定めている。

この組織倫理の基本に基づき、「武蔵野音楽学園就業規則」（資料編【資料6-3】参照）（以下「就業規則」という。）、「武蔵野音楽学園個人情報の保護に関する規程」（資料編【資料11-2-(1)】参照）、「武蔵野音楽学園セクハラ防止規程」（資料編【資料11-3】参照）などを現代の社会情勢に対応して整備し適切に運用している。

A. 就業規則の遵守

就業規則は事務室などに備え付け、その徹底を図る他、新規に採用した教職員に対しては、新任者研修時に就業規則全般の説明を行い徹底を図っている。就業規則には、下記表11-1-1のとおり倫理上の遵守事項を明示している。（資料編【資料11-1】参照）
「表11-1-1 就業規則第16条および第17条（抜粋）」

(勤務に関する一般心得)	
第16条	職員は、法令に基づき、法人の定める規則、規程および経営、教育方針を遵守し、同僚相助け、上司の命令に従い、職務の遂行に専念しなければならない。
(遵守事項)	
第17条	職員は、常に次の事項を守らなければならない。
一、	職員としての品位を重んじ、法人の名誉を毀損し、信用を傷つけるようなことをしないこと。
二、	職務に関し、不当な金品その他の利益を受けないこと。
三、	職務に関し、知り得た法人の機密事項および法人の不利益となる事項を他にもらさないこと。その職務を退いたときも同様とする。
十一、	他人の業務を妨害しないこと。
十二、	酒気を帯びて勤務しないこと。
十三、	職場での性的言動によって、他人に不利益や不快感を与えたり、職場環境を悪くするようなことをしないこと。

B. 個人情報の保護

「個人情報保護法」（平成17(2005)年4月1日施行）にしたがい、「個人情報保護に対する基本方針」（資料編【資料11-2-(2)】参照）および「個人情報保護」のための「管理体制」基準（資料編【資料11-2-(3)】参照）を定め、個人情報の取り扱いを行ってき

たが、実行のための手続きや管理責任区分等を、さらに具体的に示す必要から平成20(2008)年度に「武蔵野音楽学園個人情報保護に関する規程」を作成し、その管理にあたっている。

C. ハラスメント防止

「武蔵野音楽学園セクハラ防止規程」に、本学におけるセクハラ防止に関する取扱いを定めている。同規程に基づき「セクハラ相談員」を総務部と学生部に配置し、教職員、学生からの相談に備えている。相談員の役割は、セクハラの実害の確認と被害状況の把握を行い、その結果を「セクハラ防止対策委員会」（武蔵野音楽学園セクハラ防止規程第7条）に報告する。同委員会は、事情聴取、当事者間での話し合いをもとに裁定内容を決定し、理事長に答申する。この答申に沿って被害者の保護と加害者への注意・警告、雇用管理上の措置を行うことができる。

D. 公的資金の取扱い

「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」（資料編【資料5-7-(1)】参照）において、公的研究費の取扱いに関し、最高管理責任者（学長）および統括管理責任者（総務部長）の責任と権限を定めるとともに、研究費の取扱いに関し、教職員が遵守しなければならないこと、それが公的資金によるものであり研究者は研究費についてこれを正しく使用しなければならないこと、などを定め、本学における公的研究費の適正な執行を図っている。

さらに「武蔵野音楽大学科学研究費補助金取扱規程」（資料編【資料5-7-(2)】参照）、「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」（資料編【資料5-7-(3)参照】）、「武蔵野音楽大学厚生補導委員会規則」（資料編【資料2-5-(4)】参照）などの規程を定め、組織としての倫理の確立に努めている。

（2）11-1の自己評価

本学が社会的責務を確かに遂行していくための前提は、自らが建学の精神、教育理念に基づく行動規範を十分に理解し、その上に立って管理運営体制を構築するとともに、法令ならびに社会規範の順守や、さまざまな領域に拡がりつつあるリスク管理について調査・研究した上で教職員の意識を喚起し、これを実践に移していくことにある。

この組織倫理の根幹をなす建学の精神「和」、教育理念「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」ならびに「3P主義」（礼儀、清潔、時間厳守）については、これまで縷々述べてきたように、さまざまな施策により学内で一定の共通理解を得て、具体的な行動へと強く現れてきている。

また一方、複雑に拡大してきた社会規範の中であって、法令等の制・改定に準じて本学の組織倫理を支える行動規範を随時的確に反映させ、これを各種研修会や実践訓練等を通して教職員に徹底してきたので、本学としての管理運営の体制は着実に成長しつつある。

（3）11-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育上、運営上の体制は、寄附行為、就業規則、学則等を根幹とする諸規程の定めにより、その機能を有効に果たすよう密接に構築されている。しかしながら、社会

状況の変化が急激な今日において、この流れに遅れを取ることなく維持・発展を続けて行くには、平素の実践に対しての注意を怠らず、その評価とそれによる改革、いわゆる計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Act）、のPDCAマネジメントを着実に繰り返す工夫と努力こそが最重要課題であるとの認識のもと、その社会的責任を遂行していく。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

本学では、各種危機に対処するため、危機管理の体制を整備し、学生、教職員の安全確保に努めている。

A. 防災

本学では、地震、火災等の災害に適切に対応するため、「武蔵野音楽学園防災規程」（資料編【資料11-6-(1)】参照）、「防災計画」（資料編【資料11-6-(2)】、【資料11-6-(3)】）、「災害対応マニュアル」（基本行動、緊急連絡網、防災資・器材配置図等）（資料編【資料11-6-(4)】参照）、「災害・緊急時の対応＝イザという時のために＝」（資料編【資料11-6-(5)】参照）などの各種防災マニュアルや行動計画等を整備するとともに、自動火災報知機、防排煙設備、消火器設備、担架、ハンドマイク、携帯トイレ、水、毛布等の防災設備、資・器材を設置・保管し、災害に備えている。

訓練の面では、江古田キャンパスにおいて、毎年、学生、教職員が参加する避難訓練を実施するとともに、11月初旬には消防署の指導を受けながら消火器の取り扱い訓練を実施している。江古田キャンパス女子寮「むらさき寮」においても、避難訓練、消火器・消火栓の取り扱いなどについて、消防署の指導を受けながら年2回実施している。入間キャンパスにおいては、毎年、学生、教職員が参加して避難訓練を実施するとともに、高層の入間キャンパス女子寮「武蔵野ハイム」での避難訓練を年2回実施している。

また、入間市防火安全協会主催の「自衛消防訓練大会」に、入間キャンパスの職員が毎年参加し、平成19(2007)年度には個人の部において技量優秀により**最優秀賞**を受けている。練馬消防署主催の「消防訓練」には、平成19(2007)年9月から江古田キャンパスの職員が参加している。

B. 防犯

学生に対しては、多重債務、悪徳商法等防犯を主に生活面全般にわたって、学生部が中心となり、学生の生活ガイド冊子「学生生活」、入学時のオリエンテーション、進級時のガイダンス、学生寮での生活指導などさまざまな場所と機会を活用して注意を喚起している。両キャンパスには学生相談室を設け学生の抱える種々の問題に適切なアドバイスを与えるとともに、学生が教育研究活動中に傷害を被った場合に備えて、「学生教育研究災害傷害保険」等に参加して対応している。

万一、学生に不測事態が発生した場合は、速やかに情報を収集するとともに、学生

部長、管理部長、その他関係部長等が協議し、「厚生補導委員会」に諮り、学長の指示により対応する。

C. 災害発生時の授業等への対応

地震、風水害、大雪等の災害が発生した場合、またはこれが予想される場合は、気象情報、公共交通機関の運行状況などを考慮し、授業等の取り扱いについてその都度判断し、学長の指示により決定している。また、学生への通知は、学内掲示、学内放送、ウェブサイト等により迅速に行っている。

D. 感染症への対応

感染症が発生した場合は、学校保健法等関係法令に基づき処置すべき事項等について関係部長が協議し、「衛生委員会」の審議を経て、学長の指示により対応するとともに、必要な場合には掲示、文書等により、全学生に注意を喚起している。

(2) 11-2の自己評価

災害対策に関し、基準11-2-Aでも述べているとおり、規則、諸計画をより実効性があるように常に改善・整備している。また、防災訓練においても、消防署の指導による避難訓練、消火器・消火栓の取り扱い訓練、大学独自で計画した避難訓練などの実施により、教職員・学生の防災意識が高まり、消火活動、救急処置などの知識・技量が漸次向上してきている。防災関連資・器材については適切に整備している。

防犯教育は、生活ガイド冊子「学生生活」、ガイダンス、学生寮での教養講座や生活指導など、さまざまな機会を活用して積極的に実施しており、学生の防犯意識は向上している。

災害発生時・感染症発生時の授業等への対応については、定められた手続きにしたがい適切に処置している。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

災害対策については、消防署の指導による避難訓練、消火器・消火栓取り扱い訓練等を定期的に行っており、これにより教職員の防災意識が高まった。今後とも引き続き高度でさらに具体的な訓練を実施していく。また平成20(2008)年度中には、両キャンパスにAEDを設置するが、早々にこれを用いた応急救護講習を消防署およびAED関連企業の指導を受け実施し訓練を積み重ねて、救助計画を実効性の高いものへと適宜改善していく。学生、教職員に対しては引き続き災害対応マニュアルなどを活用した防災教育を行い、防災に関する対処要領等の一層の周知徹底を図る。防災関連資・器材、非常食等については、技術の進歩にしたがい常に改良が見られるので、一層操作性、安全性、耐久性の高いものへの更新を検討し、各種災害に備えていく。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

音楽大学の特性上、年間延べ約120回にもおよぶ演奏会・公開講座などの開催は、本学の教育研究成果を学内外に広報する主要な役割を果たしている。その他、毎年1回本学教職員の研究の成果を論文の形で発表する研究紀要、同じく専任教員の長年にわたる教育研究業績の目録をまとめた「専任教員の教育研究業績一覧」を刊行している。また、博士論文の要旨および論文審査の結果の要旨を公表し、修士論文については、その題目をまとめて公表している。さらに、これらについては、それぞれ下記のような処置を講じて、その公正性を担保している。

A. 演奏会活動の広報

演奏会等を広報するために年間コンサートカレンダーを作成し、その他各種演奏会には個々にポスター、チラシ、プログラムなどを作成し、学内外に配布している。これらの多種多様な印刷物の内容と、ウェブサイトへの内容については、演奏部内で繰り返しチェックしている。また音楽関係刊行物も同様である。

B. 研究紀要の発行

教育研究成果を「研究紀要」として制作するにあたっては、「紀要委員会」の委員が論文を査読し、その「紀要委員会」の審議を経て、最終的に学長が掲載を決定している。それを毎年定期的に学内外に配布し公開している。（資料編【資料 11-7-(1)】参照）

C. 「専任教員の教育研究業績一覧」の発行

専任教員が行った演奏会、公開講座、あるいは著書・論文の発表、履歴・資格等の追加、その他学外活動等の実績を「専任教員の教育研究業績一覧」の形に取りまとめ、数年おきに刊行している。（平成19(2007)年度最新版）この業績一覧の刊行は、各教員が自己の教育研究業績を自らの責任においてチェックし誠実に申告することにより各教員が自己の業績の重みを改めて認識し、教育研究に対する教員相互の意識の啓発が図られること、本学に所属する教員の教育研究業績を広く学外に広報することができ、などの重要な意義を有している。

D. 博士論文の内容の要旨、修士論文の題目の公表

博士論文および修士論文の審査は、「武蔵野音楽大学大学院音楽研究科規則」（資料編【資料11-7-(2)】参照）第4章から第6章にしたがって厳格に行っている。

さらに博士論文については、学位規則（文部科学省令第22号）第5章第8条および「武蔵野音楽大学学位規程」（資料編【資料11-7-(3)】参照）に基づき、3ヵ月以内に論文要旨および論文審査の結果の要旨を公表している。なお、学位を授与された者は、1年以内に論文を印刷公表している。また、修士論文については、論文の題目を当該年度の研究紀要に掲載公表し、論文を本学図書館で公開している。

(2) 11-3の自己評価

本学は、教育研究成果を広報するにあたり、演奏会の出演、活動については演奏委員会およびオペラコース委員会の審議により、研究紀要の刊行については紀要委員会の審査および審議により、専任教員の教育研究業績一覧の発刊にあたっては、自己の業績を自らの責任において誠実に申告することにより、博士論文および修士論文の公表については所定の審査を経た後、最終的に研究科委員会の審議および「学位規程」等の法規に

より、公正性、正確性を担保している。

（３）１１－３の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育研究成果の広報の主要な役割を担っている演奏会を、印刷物、ウェブサイト、CDなどさまざまな方法・手段で広報している。ウェブサイトについては、現在全面改定作業中である。改定にあたっては、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入する予定である。これにより各担当部署がコンテンツを作成でき、かつそれらを複数の部署・スタッフがチェックできるようになるため、より正確かつ迅速な情報の公開が可能となる。

〔基準１１の自己評価〕

本学の組織倫理に関する諸規程は、現代社会に対応しながら逐次制・改定を行い、さまざまな機会を通して学内外に周知を図っている。

災害対策については、規則、諸計画を整備し、消防署の指導および大学独自の計画による訓練を適時行い、防災関連資・器材も適切に整備しているが、災害への備えには限界がなく、さらに引き続き改善を続けている。

防犯教育は、ガイダンス、学生の生活ガイド冊子「学生生活」、学生寮における教養講座等で十分行っており、発生時には迅速、的確に対応できる体制を整備している。災害発生時、感染症発生時の授業等への対応についても、定められた手続きにしたがい各担当部署が連携の上、適切に対処している。

教育研究成果の広報にあたっては、各種委員会、それぞれの担当部署などにおいて注意深く審査、チェックを実施しており、公正性、正確性を担保している。

〔基準１１の改善・向上方策（将来計画）〕

日本私立大学団体連合会の「私立大学経営倫理綱領」（平成20(2008)年4月18日）にもあるように社会的責務を果たすということは、管理運営体制、教学運営体制をしっかりと構築して組織倫理や社会規範の遵守を確実に実践していくことに他ならない。そのために倫理に関する諸規程などについては、法令などの制・改正その他社会情勢の変化にあわせて着実に改定・改正を行い、常に改善に向けた努力を継続していくとともに、各種会議や教職員研修会等、さまざまな機会を捉えてその周知徹底を図っていく。

災害対策については、防災関連資・器材等の充実を行うとともに防災訓練等を計画的に実施して、各種災害に備えていく。防犯対策については、犯罪が多様化、凶悪化しており、学生生活の一助として作成した生活ガイド冊子「学生生活」などを活用し、さらにガイダンスなどあらゆる機会を活用して防犯教育を継続し、意識の啓発を図っていく。

IV. 特記事項

本学では、このたびの自己評価報告書を記述するにあたり、次の4つの項目を特記事項として選択した。

1. 多面的な企画を展開する「国際交流」

本学では、教育研究充実のため長年にわたり諸外国から多数の客員教授を招聘し、一方、学生の海外研修演奏旅行を実施するなど、さまざまな側面から国際交流・友好親善の実績を重ねている。

2. 教育職員免許法に定める「免許法認定講習」

本学では、文部科学大臣が認定する講習として、中・高等学校の教科「音楽」の教員免許状の取得、同じく上級免許状の取得を目的とする講習会を毎年開催している。この講習会はわが国唯一のものであり、社会に大きく貢献している。

3. 学生の自主的活動を育成するための学生支援と「人間形成」教育

本学は、教育方針である「人間形成」に則り、その具現化のための一つの重要な方策として課外活動を積極的に支援してきた。その中で、特に顕著な成果を上げている2つの企画について取り上げた。

4. わが国最大規模の所蔵資料を誇る「武蔵野音楽大学楽器博物館」

武蔵野音楽大学楽器博物館は、すでに半世紀にわたり古今東西の楽器および附属資料を収集し、その所蔵する楽器と関連資料はわが国最大級のものである。これは学術的、文化的に大きな意義を持つものである。

1. 多面的な企画を展開する「国際交流」

本学では、その教育研究の主たる対象とするところが西洋音楽であることから、長年にわたり多数の外国人教授を招聘し、国際的感覚の涵養を図り教育指導の実績を重ねてきた。ちなみに、平成20(2008)年度に学年度を通して長期に就任する外国人教授は18人であり、その他短期に招聘する教授は予定者を含め17人である。

このような関係を通して自ずと諸外国の音楽関係者との緊密な関係が培われ、これを教育研究の実践と文化交流の両面に生かして、本学の特色と言える多くの企画を展開している。以下にそのいくつかを特記事項として記述する。

(1) 海外研修演奏旅行

本学管弦楽団、ウィンドアンサンブル（吹奏楽）、室内合唱団による海外研修演奏旅行は、学生たちがヨーロッパ、アメリカなど各国特有の文化・伝統のもとで、平素の勉学の成果を発表する極めて意義深い学外研修の場であると同時に、目的に向かって志を一つに団体行動を行い、協調心を養い協働の価値を知る絶好の機会でもある。

事前の練習への集中、他国での公演に際して身をもって味わう緊張と感動など、全日程を通してのさまざまな体験は、他にかけがえのない貴重な思い出として、生涯にわたり学生たちの胸に刻まれる。

さらに、これら音楽を通しての他国の人たちとの交流は、最も端的な文化交流の側面を持っている。

本学では、このような趣旨から、戦前も当時の朝鮮半島、あるいは台湾などに演奏旅行を試みた記録があるが、戦後は特記事項 表-1のとおり、昭和52(1977)年、管弦楽団がボン市主催による「ベートーヴェン没後150年記念行事」の一環として招かれた第1回を皮切りに、平成13(2001)年、ウィンドアンサンブルが、米国同時多発テロのために出発直前に中止せざるを得なかった計画を除いても、現在まで12回の海外研修演奏旅行を実施しそれぞれ成功を収めている。

近年の実績を見ても、平成11(1999)年、管弦楽団が、本学創立70周年を記念して実施した「ヨーロッパ研修演奏旅行」が成功を収め、また、平成13(2001)年の「ヨーロッパ研修演奏旅行」はハンガリーのフンガロトン社からリリースしたCDが好評を博したことにより、ハンガリーの「ブダペスト・スプリング・フェスティヴァル 2001」に招かれ歓迎を受けた。この時の企画の中心となった演奏会はブダペストのリスト音楽院大ホールで行われ、この様子がハンガリー国立放送で放映されて絶賛を浴び、文化交流の成果を上げた。

一方、ウィンドアンサンブルは出演の要請を受け、平成7(1995)年に続いて平成18(2006)年に、米国のシカゴ市で毎年開催される世界的な吹奏楽、管弦楽のフォーラム「ミッドウェスト・クリニック」に出演し、両年ともにここでの公演を成功に導いた。このフォーラムは毎回、全米をはじめ世界各国から音楽関係者約1万数千人が集う斯界最大のイベントであり、昭和21(1946)年の第1回から60年余の歴史が刻み込まれている。この世界の檜舞台で、現在のわが国吹奏楽の高い水準を示したことの意義は大きい。

ロン ネルソン（作曲家）、ハリー ベジアン（イリノイ大学、名誉バンドディレクター）、ジョン カリアーノ（ピューリッツァー賞受賞作曲家）、トム オネアル（ミズリー大学、バンドディレクター）等をはじめ、多くの識者から寄せられた数々の賛辞は一樣に感動を伝え、その演奏は高く評価され、文化交流に果たした役割は大きい。

「特記事項 表-1 海外研修演奏旅行実績」

	実 施 内 容	実施年	公演回数	出演者数
第1回	管弦楽団ヨーロッパ旅行 「ベートーヴェン没後150年記念行事」出演	昭和52年	14	70
第2回	管弦楽団ヨーロッパ旅行	昭和56年	15	73
第3回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行	昭和58年	9	66
第4回	管弦楽団ヨーロッパ旅行	昭和61年	15	76
第5回	管弦楽団ヨーロッパ旅行	平成3年	10	82
第6回	管弦楽団中華民国旅行	平成5年	2	88
第7回	室内合唱団ヨーロッパ旅行 「Cantemus'93国際合唱フェスティバル」出演	平成5年	3	41
第8回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「ミッドウェスト・クリニック」出演	平成7年	4	67
第9回	管弦楽団ヨーロッパ旅行	平成8年	2	98
第10回	管弦楽団ヨーロッパ旅行	平成11年	8	87
第11回	管弦楽団ヨーロッパ旅行 「ブダペスト・スプリングフェスティバル」出演	平成13年	2	91
中 止	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 (米同時多発テロ発生で中止)	平成13年		
第12回	ウィンドアンサンブルアメリカ合衆国旅行 「ミッドウェスト・クリニック」出演	平成18年	4	64

（２）海外大学等との交流

長年にわたり本学は、上記1 のとおり多数の外国人教授を招聘しているが、ウィンドアンサンブルの指導者は主として吹奏楽のメッカとも言える米国から招き、近代、現代吹奏楽の教育研究に務め、多数のオリジナル作品の本邦初演を行うなど、その普及向上に寄与してきた。また、このような活動の一環として米国の著名な大学吹奏楽団を受け入れ、本学ベートーヴェンホールで演奏会を開催して、これを一般に公開し、また当該大学学生と本学学生との交流を図って国際親善を推進している。

近年では、平成17(2005)年に「ルーサー大学コンサートバンド」、平成18(2006)年に「オクラホマ州立大学ウィンドアンサンブル」を招き、学生同士の意義ある交流の機会を作った。平成20(2008)年12月には、著名な米国沿岸警備隊のバンドを招く予定である。一方、本学ウィンドアンサンブルが平成18(2006)年に、シカゴ市における「ミッドウェスト・クリニック」に出演した際は、近郊のバルパライソ大学とウィスコンシン大学ミルウォーキー校に招かれ公演し交流を深めた。

平成19(2007)年には、台湾の東呉大学と本学とが本学において2日間にわたる研究

会を行い、両大学学長をはじめ教授間で「台湾と日本の音楽の現状」、「東呉大学の音楽教育」、「武蔵野音楽大学の音楽教育」をテーマに意見発表と討議を行った。また、学生は専攻楽器別の5グループに分かれ両大学の特徴的なカリキュラム、大学の音楽科に入学するための準備（入学試験）、大学卒業後の職業、台湾のプロの管弦楽団等について、熱心な討議を行い相互に貴重な示唆を与えた。また、本学の個人レッスンおよび楽器博物館の見学なども行った。第2日の夕刻には、本学ベートーヴェンホールで「東呉大学管弦楽団演奏会」を開催し、これを一般公開して意義ある国際親善と文化交流の成果を上げた。

さらに、平成18(2006)年8月末から9月にかけて日露青年交流センターが「日露通好条約調印150周年」を記念して、モスクワにおいて日本とロシアの青年たち合わせて約150人が集う回航事業を実施した。その際モスクワ国立大学等の提案と協力により日露青年交流事業「日露学生フォーラム」が開催され、これに本学からは大学院生等代表4人が参加し文化交流を果たした。また、9月1日のモスクワ国立大学での入学式典および新入生歓迎コンサートに本学学生と東京芸術大学学生が招かれ、本学学生はソプラノ独唱および木管室内楽を披露し多くの聴衆に感銘を与えた。それらの模様は都市出版株式会社発行の「外交フォーラム2006年11月号No.220」の中の「日露関係を見る学生の視点」にも克明に掲載されている。

(3) 武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ

本学では教育研究上、また国際交流にとって意義深い事業として「武蔵野音楽大学 インターナショナル・サマースクール・イン・トウキョウ」を平成7(1995)年から開催し、平成19(2007)年現在、第13回目を終了した。

これは、音楽の道を専門として志す者のために、居ながらにして世界の著名な音楽家、教授たちに接し、演奏実技の個人指導を受けることを主たる目的としたコースで、毎年7月、江古田キャンパスにおいて11日間にわたり開催し、受講生は広く一般から募集し録音（MD）審査により選考している。実施にあたっては毎回12人から14人の教授が指導に携わるが、これまで招聘した教授陣は11ヵ国から45人延べ178人で、その一部は以下のとおりである。

ピアノ：アレクセイ ナセトキン、エルジェーベト トゥーシャ、コンスタンティン ガネフ、アルヌルフ フォン アルニム、イエネ ヤンドー、ローラント ケラー、ボリス ベルマン、ケマル ゲキチ

ヴァイオリン：ロバート ダヴィドヴィッチ、クルト グントナー

ヴィオラ：故ウルリッヒ コッホ

チェロ：ナターリヤ シャホスカヤ

フルート：故アラン マリオン、フェリックス レングリ、アンドラーシュ アドリアン、故カールハインツ ツェラー、ソフィー シェリエ、オーレル ニコレ、マクサンス ラリュー

声楽：エレナ オブラスツォワ、松本美和子、ヴィットーリオ テッラノーヴァ、ウィリアム マテウツィ、シルヴィア シャシュ その他。

現在まで13回にわたる受講生の人数は学内外から延べ1,830人を超え、上述の個人

指導はもとより、期間中には招聘教授による演奏会「世界の名教授たちによるスペシャル・コンサート」、ショパンのエチュード、プロコフィエフのソナタ、ラフマニノフの音楽等をテーマにした「ピアノ音楽シンポジウム（セミナー）」、さらにレッスン形式による「指導法講座」などを開催し一般に公開しているので、学外からの関心も極めて高い。また、講師と受講生との「懇談会」、最終日の各クラス選抜メンバーによる「受講生によるコンサート」などは、国際的な雰囲気溢れ文化交流の場としても大いに賑わっている。

その結果、受講生の中には、この講習会に啓発され各教授の母国の音楽大学、音楽院等に留学し、さらに研鑽を続ける受講生も多数見受けられる。また、近年、多くの受講生がすでに一流の音楽家として、また教育者として社会で活躍するようになり、さらに受講生はアジア諸国にも広がって国際交流の拠点としてのみならず、音楽家の人材育成事業として高い評価を得ている。これら長年にわたる実績が高く評価され、この事業は平成19(2007)年度および20(2008)年度「文化庁芸術団体人材育成支援事業」に採択された。

〔 附記 〕

長年にわたり本学では、さまざまな面で諸外国との文化交流、国際親善に努力を傾けてきた。これらの成果の結晶として、多くの国々の公的機関、大学から、下記のように、それぞれの国が誇りとする作曲家の胸像が贈られていることは、基準9-2-B-eで述べたとおりであり、本学の大きな誇りである。

これらの胸像は、江古田、入間両キャンパスの佇まいの処々に設置され美観を添えている。ここに学ぶ学生たちは日々これらの像に接し、それぞれの楽聖が歩んだ道を思い浮かべ、音楽に青春をかける彼らの人生にとって、それは大きな励ましともなろう。

モーツァルト像 （オーストリア共和国・ウィーン国立芸術大学）昭和35(1960)年
 ベートーヴェン像 （ドイツ連邦共和国・ボン市）昭和35(1960)年
 ラヴェル像 （フランス共和国）昭和37(1962)年
 スメタナ像 （チェコスロバキア社会主義共和国）昭和40(1965)年
 ショパン像 （ポーランド人民共和国）昭和49(1974)年
 ヴェルディ像 （イタリア共和国）昭和51(1976)年
 J. S. バッハ像 （ドイツ民主共和国）昭和52(1977)年
 バルトーク像 （ハンガリー人民共和国）昭和52(1977)年
 シベリウス像 （フィンランド共和国）昭和54(1979)年
 コープリンド像 （アメリカ合衆国）平成元(1989)年
 コダーイ像 （ハンガリー共和国・リスト音楽院）平成3(1991)年

*国名はすべて受贈当時のまま

2. 教育職員免許法に定める「免許法認定講習」

本学では、「免許法認定講習」（以下「講習」という。）を昭和50(1975)年から現在までの33年間にわたり、文部科学大臣が認定する講習として開講している。この講習は、現職教員からの強い要望や社会的ニーズに応じて開講したもので、中学校および高等学校 教科「音楽」の上級免許状の取得、新たに 教科「音楽」の教員免許状追加取得を目的としている。これは、本学で開講するものが唯一であることから、特記事項として取り上げた。

戦後の新しい教育制度の改正により、中学校、高等学校の「音楽」教科が充実されたが、当時は中学校、高等学校で音楽を担当する正規の教員資格者が少なく、臨時免許状または仮免許状取得者の音楽担当教員が全国に多く在職していた。これら教員から正規の「音楽」教員免許状取得を希望する声は強く、その目的のもとに昭和25(1950)年から東京芸術大学音楽学部資格取得のための通信教育が開設された。全国各地から多数の受講者が応募したこの通信教育は、「音楽」教員の養成、資質向上に寄与したところが大きかったが10数年を経て廃止された。そのために、全国の教員からこれに準ずる講習会の開催を待ち望む声が強くなり、これら社会的要請に応じて、本学は昭和50(1975)年度に文部大臣の認定を受け初回の講習を開催し、以後毎夏、単位授与講座としてこの講習を継続してきた。

第1回講習は、昭和50(1975)年7月28日から8月4日まで夏期休暇中の8日間、本学江古田キャンパスにおいて開講、開設科目は、教科に関する科目として、「ソルフェージュ」、「声楽」、「器楽」、「指揮法」、「音楽理論」、「音楽史」、教職に関する科目として、「音楽科教育法」の7科目であった。この基本形態は現在も踏襲されているが、平成12(2000)年6月の教育職員免許法施行規則の改正にしたがい、「声楽」を「声楽（合唱および日本の伝統的な歌唱を含む。）」とし、「音楽史」を「音楽史（日本の伝統音楽および諸民族の音楽を含む。）」に改め現在に至っている。また、各科目の授与単位を（2単位）とし、合計2科目（4単位）まで修得できる講習としている。

第1回講習には、北海道から鹿児島・沖縄まで全国から実に221人が参加し、1単位または2単位までの単位修得者数は延べ331人の多きに達した。以来今日まで、33年間にわたり毎年継続して開講し、受講者が修得した単位および成績は学籍簿に保管（20年間）して、教員免許状の取得申請に役立てている。また、受講者の中には10数年にわたり継続して履修する者もあり、それら受講者が自主的に交流の会を作り、単なる相互の親睦にとどまらず、音楽の授業内容、授業全般に関する情報交換等の場として、現職教員として日常の実践に生かしている。

受講者数は、教育職員免許法改正等もあり年々減少傾向にあるが、現在もこの講習には全国から多くの教員が参加し、資格取得や資質向上に役立てている。当初講習期間は、8日間であったが、昭和53(1978)年度から12日間に延長、平成4(1992)年度から1回の受講で単位数を4単位まで修得できるよう改定した。ちなみに平成18(2006)年度の受講者

数は延べ66人、平成19(2007)年度の受講者数は延べ67人で、その数は現在まで延べ4,927人の多きに達している。

この講習は、中学校・高等学校の「音楽」の2種免許状から1種免許状への上級資格取得または他教科教員が「音楽」の教員免許状を取得できる唯一のものである。（「音楽」の小学校教員免許状資格取得に関わる講習または通信教育は、他の音楽系大学に見受けられる。）したがって、本学が開催するこの講習の持つ役割は、教員の資格および資質向上、教員への研修機会の提供などを通して、社会に対し重要な役割を担っているものと自負している。

3. 学生の自主的活動を育成するための学生支援と「人間形成」教育

本学の建学の精神「和」および教育の方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」については巻頭文Ⅰで詳述したが、特にその巻頭文Ⅰ-3-(2)で、この「人間形成」教育についての学校行事、課外活動、部・同好会活動、あるいは学生の自主的活動等の重要性に触れたところである。このことから、本学では課外活動の振興を図るために、学校行事、学友会活動等への積極的な支援、助成を行い、指導する側と学生が信頼関係に立って建学の精神、教育の方針の具現化に努めている。

本学では、主として低学年の学生が学ぶ入間キャンパス、高学年の学生が学ぶ江古田キャンパスそれぞれに全学生による「学友会」が組織され、自主的な運営・活動がなされている。この学友会は規約にしたがい、個々の学生の課外活動の拠り所となる部・同好会等を傘下に統括していて、これらの独立した各グループは緊密な連携のもとに活動する。

ややもすると専門の技能の向上に目が向き、個人の枠に閉じこもって協力、協同の価値や重要性に気付きにくい音楽大学の学生は、それぞれの趣味を生かすのみならず、専門分野やそれに関わる知識や技能を伸長する場として、さらにそれにも劣らず大切な人間的交流や友人同士の信頼関係を育む場として、特に部・同好会等の活動が重要であることは言うまでもない。したがってこれらを統括する学友会の運営は、まず健全であり公正であって、広く全学生から好感をもって支えられるものでなければならない。この考え方こそ本学が長年にわたり培ってきた伝統である。

これら学生の組織を意味あるものとして位置付けるためには、その活動の中心となる執行部および部・同好会の部長である学生すなわちリーダー自身が、責任感、協調性などの人間性と、企画力、実践力など組織運営の力量を備えていなければならない。しかし、音楽を専門として本学へ入学する学生たちには、学業と併せて行う音楽の修練に少なからず時間と労苦を費やしているので、このような経験と能力は比較的浅く、専門分野の研鑽と併せこの能力を培うためには、まず活動の前段階から大学が積極的に関与し、その資質の伸長を促すことは本学の教育方針に則ったものである。

上述のように、これら課外活動に関して、本学ではこれを特色の一つとして、長年にわたり教職員が協力しつつ積極的な指導と活動を展開し、大きな成果を上げてきたと自負している。幸い、その成果として「リーダー養成のための合宿」については平成11(1999)年度から平成19(2007)年度まで毎年、また「学生の自主的研究の発表の場＝ミューズフェスティバル」については平成19(2007)年度に、日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金特別補助「学部教育の高度化・個性化支援メニュー群」の採択を受けたので、これを特記事項として記述することとした。

(1) 学生リーダー養成のための合宿

課外活動は一般的に学生の自主的な活動の場とされ、往々にして大学側の指導の範囲外であることが多い。しかし本学では、前述のとおり課外活動であっても教育活動の一環としてとらえ、まず自主的活動を行う前提として、①社会人として不可欠な責任と義務を理解し、それを備えていること。②社会人として当然必要とされるマナー

と団体生活の秩序を理解すること。③このような能力、資質を備えた上で、広く一般学生の理解のもとに、学生らしい新鮮かつ創造的な活動を展開すること。を目標としている。これらの理念や能力は、諸々の活動を通して時間とともに学生自身の中に醸成されることが理想であろうが、専門分野の学習と併行し、かつ限られた歳月のうちにこれを体得して十分な結果を求めることは決して容易ではない。

本学では、上述のような課外活動の活性化を目指し、またその活動が日々の学生生活全般にわたり潤いと充実感をもたらすには、まず第一に、それを運営する学友会の執行部、および部・同好会の部長等、すなわちリーダーの資質が大きな要素であると考え、リーダーの養成についてさまざまな試みをくり返しながら実績を重ねてきた。リーダーが、その折々の背景に即した一般学生の意見や希望を汲み上げ個々の活動に反映するのみならず、大学との間で積極的に協議を進め意思の疎通を図って、これを学生全般にわたる学習意欲の向上、学習環境の改善に生かすならば、適切な資質を備えたリーダーの養成は、大学全体の教育運営にとっても意味のあるものとなる。

そこで本学では、江古田キャンパス、入間キャンパスの学級の代表、また学友会の執行部、および部・同好会の部長等と、学生部長を中心とする大学側担当者が信頼関係を築き、忌憚なく意見の交換を行う機会として逐次協議の場を持っているが、特に年3回、1泊から3泊の合宿を行って所期の成果を上げている。

この合宿では、それぞれの所属母体の抱えている問題を共有し、学生たちの公私にわたる希望や意見を吸収して、その解決のための議論を深めることにより問題に対する視点や背景を理解し、立場の違う学生同士の連帯感を培うことができる。一方、大学は、建学の精神、教育の方針等その由来や意図するところを説明し共通理解を得ているが、大学と学生との連帯を深め、統率力、マナー、コミュニケーションの持ち方、討議の進め方など、リーダーとしての素養を涵養することは、次のように極めて効果的かつ有意義であると考えられる。

すなわち①リーダーとしての経験のなかった学生たちが、その立場に対するそれぞれの考え方を互いに整理し共通理解を持って、各自の解決すべき課題を知ることにより、協力体制のもとで活動展開への自信と安堵感を身に付けることができる。②学友会、あるいは傘下の部・同好会等諸団体の中での自分の立場を知り、自ずと多くの関係学生に対しての自己の持つべき責任と協調心を涵養できる。③その結果、彼らが多くの一般学生に影響を及ぼすところから、彼らを通して建学の精神、教育の理念、また課外活動への考え方等、大学の姿勢をきわめて自然に広く学内に伝えることができる。④合宿を通して構築できる大学職員と学生、また学生同士の厚い信頼感と親密な関係は、大学全体の教学活動にとって効果的であることは言うまでもない。

本学卒業生の多くが就職をする教育現場、演奏団体あるいは音楽関連企業等から、本学出身者の長所として協調性や仕事への真摯な取り組み、また礼儀の励行など、総じて円満な人格によって周囲から信頼を得ているとの評価があるが、彼らの多くが在学中、上述の自主的活動と学習とを両立させている事実からして、このリーダー養成のための取り組みも学生のキャリア教育にとっての大きな力であり、ひいては本学の建学の精神、教育理念の具現に着実な成果を上げているものと確信できる。

（２）学生の自主的研究発表の場＝ミューズフェスティバル

本学の課外活動において重要な役割を演じている学友会の活動のうち、年間を通して最大の行事が、毎年秋に開催される「ミューズフェスティバル（大学祭）」（以下「フェスティバル」という。）である。江古田キャンパスにおいて3日間開催されるフェスティバルは、平成19(2007)年度第56回を数え、一方、施設・設備の拡充のために昭和51(1976)年に大学の授業を開始した入間キャンパスにおいては毎年2日間開催され、すでに32回の伝統を重ねている。特に入間キャンパス内には、附属高等学校、附属幼稚園が所在するので、この両者との連携のもとで開催している。

掲題のとおり、このフェスティバルを通して学生の自主的活動、また自発的な研究発表（演奏、古楽器・雅楽などの公演、ワークショップ、展示等）を助長するために、まず学年当初の4月に、フェスティバルの企画運営にあたる実行委員を広く学生から募集して委員会を構成する。その後、約半年をかけて本学の教育方針に沿ったフェスティバルの理念、それに則ったテーマ、内容、研究発表のあり方等を議論して共通意識を形成する。その後このフェスティバルの中心をなす平素の学習成果の発表について、当年度の開催理念、目的等の理解を前提として、全学生を対象に演奏プログラムまたは展示内容等とともに参加者の募集が行われる。これには在学生誰でもが参加可能であるが、演奏時間、プログラム、準備の様子などを勘案して、学生が主体となりその出演・参加の可否を決定する。

このように実行委員会、また企画の中心をなす研究発表者は、ともに学生によって自主的に決定されるが、その過程におけるさまざまな議論あるいは段階を追った企画の進行に伴い、関係する多くの学生の参加意識、共通認識が形成され、協調、協同の価値を理解するようになる。

平成19(2007)年度のこのフェスティバルの企画へ直接参加した学生の参加状況は表-2のとおりであり、その率、参加人数はきわめて多い。なお、大多数の学生が何らかの形でこのフェスティバルに出席しこれを盛り上げているが、これは音楽大学としては破格の規模を持つ行事と推量する。

「特記事項 表-2 フェスティバル参加状況（平成19(2007)年度）」

	実行 委員 (実数)	演奏 発表 (延べ人数)	展示 (延べ人数)	模擬店 (延べ人数)	合計 (実数)	在籍 学生数 (大学院含)	参加率 (注1)
入間キャンパス	334人	72団体 464人	4団体 95人	10団体 175人	598人	904人	66%
江古田キャンパス	310人	91団体 582人	9団体 127人	17団体 235人	641人	1,113人	58%
計	644人	163団体 1,046人	13団体 222人	27団体 410人	1,239人	2,017人	63%

注1：直接企画に携わった学生参加率

すでに半世紀以上にもわたり、毎年欠かすことなく続いてきたこのフェスティバルも、言うまでもなくその間の世相の変遷の影響を受け、当初は外部からの著名人タレントを招待する他人まかせの企画が中心となるなどの試行錯誤を繰り返したが、学生が主体となり手作りの大学祭をという気運が学生自身の中から湧き上がり、以後、

着実に伝統を築き上げて現在に至っている。実行委員会は彼らが求めるフェスティバルの理想をテーマとして設定する。そのテーマのもとで、専攻実技の演奏等の研究発表を中心とする充実した内容により整然と行われ、その成果は大学の建学の精神、教育理念を助長するものとなっている。このフェスティバルのテーマは、近年の世相を反映して人間関係の潤いや重要性を訴えるものが多いが、ちなみに平成17(2005)年度、平成18(2006)年度、平成19(2007)年度の過去3回を見れば、入間キャンパスでのフェスティバルでは、それぞれ「絆」、「愛～Heartful Mind～」、「彩」、また江古田キャンパスでは、「Linksー 感動空間 ー」、「和音～無限に広がるハーモニー～」、「心～ Present for you ～」、であった。

また、この期間中、部・同好会、楽器会あるいは県人会などのグループによって思い思いの模擬店が出店され、学生および教職員、同窓生、保護者、近隣住民等で大いに賑わい交友の輪を広げるが、入間キャンパスにおいては、低学年が主体であるためにアルコール類は厳禁とし、また江古田キャンパスでは、一連の演奏のプログラムが終了した後、午後5時から午後8時までの3時間に限定され、この飲酒時間が学生自身の意志と責任において厳しく守られてきていることは自負できる。

さらに、このフェスティバルを契機に、特に江古田キャンパスにおいて地域住民との連携が深まり、地域の町会役員等との合議のもとで協力関係が確認されて、近隣住民と共同でのパレード、街角コンサート等が多彩に展開され、地域との多面的な交流が年々深まっている。

以上のとおり、フェスティバルの実施期間中、学生の指導、支援にあたる教職員の負担は決して軽いものではないが、活動を通して得られる次のような成果は全学にわたる学生生活の向上にとって直接、間接的に極めて有意義で、とりも直さず建学の精神、教育理念に相通じるものであり、これを考えれば教職員の苦労も報われる。

すなわち①実行委員会に所属する学生は、準備期間を通して与えられた仕事に対する責任感を涵養する。②仕事を進める間に、他の学生や教職員との関わりの中から、協調すること、他人に対する思いやり、礼儀の大切さなど、本学の「3P主義」を身に付ける。③討議や報告、連絡等の作業を通し、整理された言葉の遣い方、コミュニケーション能力を身に付ける。④フェスティバル終了後は、学生同士、教職員とともに味わう達成感、感動は大きく、人間的に豊かな心を育む。それは、また母校に対する深い愛校心につながるものでもある。⑤近年は、前日祭のプログラムに地域住民の参加の機会を工夫し、期間中の学生による街角での演奏やパレードも好評で、音楽的雰囲気醸し出していることから、地域との協力関係が格段に密になった。⑥一般学生、卒業生、音楽愛好家、近隣の住民は、このフェスティバルを毎年期待し、楽しみにして、年ごとに参加者が増加している。このことは、このフェスティバルが広く受け入れられ、学内外にしっかり根付いた証左である。

4. わが国最大規模の所蔵資料を誇る「武蔵野音楽大学楽器博物館」

武蔵野音楽大学では、昭和28(1953)年以来、古今東西の楽器、楽器附属品、および音楽に関連した装置・器具類等の収集を続け、昭和35(1960)年より江古田キャンパス「楽器陳列室」内にそれらの資料を保管し、教育研究に供してきた。さらに学内のみならず一般に対してもこれらの資料を公開する目的で、昭和42(1967)年に楽器陳列室を改組し「武蔵野音楽大学楽器博物館(以下「博物館」という。)」として開館した。また昭和53(1978)年には入間キャンパスに、平成5(1993)年にはパルナソス多摩に、それぞれ楽器展示施設、展示室を開設し、今日に至っている。

博物館は、博物館法が規定する指定要件を満たしていると認められて、東京都教育委員会より「博物館相当施設」としての指定を受けている。博物館の大きな特徴は所蔵資料の幅広さと豊富さにあり、現在の所蔵資料点数はわが国楽器博物館最大規模を誇っている。これらは学内の教育研究に役立てるとともに無料で学外に公開し、毎年多数の見学者が来館する。以下に述べる博物館の諸活動は、本学独自の教育研究活動であると同時に、大きく社会に貢献していると考えられることから、特記事項として取り上げた。

(1) 資料数・資料の価値

平成20(2008)年5月1日現在の資料数は楽器3,702点、楽器附属品560点、装置・器具類164点、その他音楽関係資料922点の計5,348点で、これは楽器博物館としてわが国最大の規模を誇る。

代表的な資料として、まず楽器資料には、クララ シューマンおよび同時代作曲家の作品分析に役立つ「クララ自身が愛用したグランドピアノ」、ナポレオンⅢ世の結婚に際しヴィクトリア女王が祝品として贈った「ナポレオン ボナパルトの使用した帽子型のアップライトピアノ」、実用性が薄く定着こそしなかったが、変形鍵盤の試作を例証する世界的に希少な「ヤンコ型鍵盤のアップライトピアノ」等の史実的な資料を含む約200点のピアノを始めとし、10点を超える17世紀から18世紀に製作されたオールドヴァイオリンの銘器、木管楽器の発展の足跡を辿ることができる貴重な「体系的な木管楽器コレクション」(フルート43点、クラリネット45点、オーボエ32点、ファゴット28点で構成)、楽器名の起源ともなった創案者アドルフ サックス自身の製作した「サクソフォーンの4点セット」など、西洋クラシック楽器の歴史と変遷の検証に供するものが豊富にある。また、民族楽器の分野では、ヨーロッパ・アジア・アフリカ・中南米・中近東・オセアニアといった世界各地の楽器を多数所蔵するとともに、鎌倉時代に製作された笙を始め、華やかな装飾の施された江戸時代の箏や小鼓などの邦楽器の銘器を収集した、箏の製作と邦楽器研究で高名な故水野佐平氏寄贈による「水野コレクション」を所蔵し、日本の歴史的・美術的文化財を後世に伝える役割を果たしている。

楽器附属品には210本を超えるヴァイオリンやチェロの名弓コレクションなど、装置・器具類にはディスク式オルゴールや45点に及ぶ蓄音機・蠟管機のコレクションなど、またその他の音楽関係資料にはヴァイオリンや尺八の特殊な製作工具類などを所蔵している。

（２）資料の整理

博物館では、膨大な資料の情報をデータベース化している。この作業では既存の博物館用データベース・ソフトではなく、独自の整理システムを開発し、利用している。これは、博物館が独自の楽器分類法、地域分類法、楽器計測法を採用していることと、資料自体のデータのみならず、それらをその展示・保管の位置、写真等の二次資料とも関連付ける必要があるためである。このデータベースには、名称、製作者名、製作地、製作年、寸法といったデータを始め、写真、入手経緯などを一括して整理し、さらに資料の所蔵場所、写真資料の番号と保管位置等も入力しており、それらは相互にリンクが可能になっている。これにより、基本的なデータの遡及のみで台帳や目録カード、展示用ラベルが自動的に作成され、さらに写真の貸し出し、展示替え作業などの履歴も記録される。このシステムにより、業務の効率化を図っている。

全ての資料に台帳を作成しているが、ピアノ、ヴァイオリン、木管楽器といった本学の授業に密接に関係する楽器類に対しては、より詳細な計測データを記録した特別台帳を作成し、実物資料に基づく高度な研究に対応する体制を整えている。また、写真資料は全て整理し、その一部はCD-Rに記録して、パソコン上での閲覧が可能になっている。

（３）施設と展示

所蔵資料は江古田キャンパスの展示施設、入間キャンパスの展示施設、およびパルナソス多摩の展示室に分けて展示している。

江古田キャンパスの展示施設には、約2,300点の資料を次のとおり地域別に分類し、展示している。1階：鍵盤楽器展示室には約100点の歴史的なピアノやチェンバロ、パイプオルガン等を見ることができる。2階：西洋楽器展示室にはヴァイオリン・ヴィオラ・チェロの銘器、木管楽器コレクション、歴史的な金管楽器、ヴァイオリン改良の試みの例である変形ヴァイオリンや、西欧の民族楽器を展示している。3階：民族楽器展示室はインドとアラブ、アフリカ、中南米とオセアニア、アジア、日本の5室からなり、各地域の民族楽器を多数展示している。この江古田キャンパスの展示施設には、防犯のための監視カメラを設置している。

入間キャンパスの展示施設では、全展示室がコンピュータによる完全空調の良好な環境で、約1,000点の資料を展示している。1階：鍵盤楽器展示室には約60点のピアノ類を展示し、さらに壁には音楽画8点を掛けている。これらの音楽画は、音楽と絵画の融合を目指し、油絵の新しいジャンルを開いた著名なアメリカの画家、故I.J.ベルモント氏が、ベートーヴェンやワーグナー、プッチーニなどの作品から受けた印象を表したもので、昭和52(1977)年に、同画伯夫人より寄贈を受けた。2階：邦楽器展示室には、「水野コレクション」の歴史的邦楽器の数々と、三味線と箏の原材料、尺八の製作工具類などを展示している。3階：世界の楽器展示室には世界各地の民族楽器と西洋クラシック楽器の数々、蠟管機・蓄音機のコレクションと弦楽器製作工具類を展示している。なお入間キャンパスでは、バッハザール内ロビーにも、直径が2mを超える日本の桶胴太鼓や、長さ3.5mのバヌアツ共和国のスリットドラム等の大型楽器を計10点展示している。

パルナソス多摩の展示室は、西洋クラシック楽器の歴史を辿る常設展示と、半年毎にテーマを替える企画展示を合わせた約100点からなる。特に企画展示は、系統的・体系的な視野による学術的内容を誇り、地域の文化活動に寄与している。

また、資料は各展示室に展示するほか、江古田キャンパス内4室、入間キャンパス内2室の収蔵庫に保管している。

(4) 資料の活用、公開活動

A. 学内の教育研究への活用

博物館は、高度な学術資料を提供する施設として、本学の「音楽史」、「楽器学」、「日本音楽概論」等の授業のために随時実物資料を提供するとともに、年間を通し大学および附属高等学校を対象に授業見学会を行っており、高等学校については、例年の見学会の他に「ピアノの歴史」等の題目で講話も行っている。また、学士論文、修士論文、博士論文などの論文作成や演奏研究のための資料提供などにより、学内の教育研究に大いに活用されている。ヴァイオリンの銘器は本学学生と生徒のコンサート用に貸し出しを行っており、ヴィオラ・ダ・ガンバ等の古楽器と箏および雅楽の楽器類は授業で活用され、特に雅楽においては、宮内庁の専門家の指導のもとに学生が自ら演奏と舞を行い、その成果を「ミューズフェスティバル（大学祭）」で研究演奏として発表している。さらに、本学パルナソス エミネンス（特修科）では「楽器の素材と音響特性」、「楽器の素材と地域性」、「ピアノ・ヴァイオリン・打楽器の歴史」等の題目で楽器をテーマにした講話をたびたび行っている。

B. 学外の教育・研究への協力

a. 公開活動

博物館は、前述の各施設を学内のみならず広く学外にも無料公開している。平成19(2007)年度の見学者総数は、6,088人である。開館時間は、江古田キャンパス展示施設およびパルナソス多摩展示室が毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時、入間キャンパス展示施設が毎週火曜日の午後12時から午後3時（いずれも学園休暇中および休日を除く）である。開館時間内の見学者に対しては、江古田キャンパス展示施設に展示ピアノの音を試聴できる装置を設置し、また、民族音楽の映像（DVD）を上映することで見学者の理解を助ける工夫をしている。パルナソス多摩楽器展示室では、展示資料の解説の小冊子を手にしながら見学することができる。

また、博物館では、これらの一般公開以外にも随時団体の見学も受け入れており、その際には、博物館の2人の学芸員と2人の学芸員補の展示解説を伴った案内を行っている。この案内では解説とともに楽器を実演し、楽器によっては見学者に直接手で触れてもらうことにより、資料の特徴をより印象付けることができるよう工夫している。この団体の見学は、平成19(2007)年度では142件1,592人を数え、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等の教育機関のほか、数多くの音楽愛好家等の団体も受け入れている。平成19(2007)年度の見学団体は小学校4校、中学校34校、高等学校63校、大学・専門学校9校であり、また、福祉園2件、楽器製造会社2件、演奏団体3件、その他音楽愛好家、生涯学習の団体等25件の見学があった。

b. 教育普及活動

博物館では、高等教育の成果を社会に還元するために、広く学外への教育普及活動を展開している。その活動には、博物館の代表的なコレクションの楽器を使用した演奏会を始め、練馬区主催の公開講座への協力、放送機関関係への協力、出版社への資料提供などがある。

本学主催の「社会人のための夏期研修講座」での「楽器博物館シリーズ」は、代表的な西洋クラシック楽器の歴史と変遷を学ぶ講話で、テキストとOHPを利用した解説のみならず、実際に楽器も演奏した。参加者からは、高度な学術的内容でありながら一般の社会人にも分かりやすいと大変好評であった。

「公開演奏会」は、博物館でしか実現できない企画である。「クララ シューマンの夕べ」は、著名な作曲家クララの作品を実際に彼女が愛用したピアノで演奏することで当時の響きを忠実に再現し、作曲家の意図を正確に現代に伝える意義深いものであった。また「室内楽の夕べー宮本金八製作弦楽器による」は、さまざまな形態の室内楽をヴァイオリン製作の名工宮本金八氏の最高傑作といわれる弦楽四重奏用楽器を使用して演奏したもので、わが国のヴァイオリン製作の礎となる名工の手による楽器の響きは聴衆を魅了した。近年の活動は以下のとおりである。

「講座」

社会人のための夏期研修講座「楽器博物館シリーズ」：平成9(1997)年度から平成13(2001)年度まで

「ピアノの歴史」、「ヴァイオリンの歴史」、「リード楽器の歴史」、「フルートの歴史」、「金管楽器の歴史」

練馬区教育委員会主催「人権セミナー」講話

「楽器の素材から見る地域性」：平成16(2004)年度

「ピアノの歴史・ヴァイオリンの歴史」：平成17(2005)年度

「公開演奏会」

「クララ シューマンの夕べ」：平成11(1999)年度

「室内楽の夕べー宮本金八氏製作弦楽器による」：平成13(2001)年度

「放送大学」

放送大学共通科目『物理の世界』『楽器の物理』：放送授業科目（TV）として平成11(1999)年度からで4年間放映

「テレビ・ラジオ取材」

平成15(2003)年度：日本テレビ、平成16(2004)年度：NHK総合テレビ・TBSテレビ、平成17(2005)年度：J-COM・NHK総合テレビ・BSジャパン・BS-i・NHKラジオ・文化放送・FM多摩、平成18(2006)年度：日本テレビ・テレビ朝日・FM多摩、平成19(2007)年度：NHK教育テレビ・日本テレビ・J-COM・NHK,BS・SKY perfectTV・FM多摩

「新聞社」

平成15(2003)年度：毎日新聞、平成16(2004)年度：The Japan Times・読売新聞・アサヒタウンズ、平成18(2006)年度：朝日新聞、平成19(2007)年度：読売新聞

「出版社等」

平成15(2003)年度：7件、平成16(2004)年度：6件、平成17(2005)年度：4件、平成18(2006)年度：6件、平成19(2007)年度：14件
日本ピアノ調律師協会制作カレンダー：平成17(2005)年度より3年間ピアノの写真とその解説文を提供

(5) 調査研究活動

博物館では、所蔵楽器のデータを数年ごとに目録にまとめ、現在第7巻まで刊行している。また、研究活動として「武蔵野音楽大学楽器博物館研究報告」を制作しており、博物館所蔵の歴史的三味線の詳細データを計測し、その価値を再評価する「三味線 ―楽器博物館所蔵楽器の計測・調査―」（平成13(2001)年度）、同じく琵琶の各流派をまとめ、博物館所蔵の琵琶の詳細データを計測した「琵琶 ―楽器博物館所蔵楽器の計測・調査を中心に―」（平成15(2003)年度）、宮本金八氏の生涯を辿り、宮本氏製作楽器の詳細データを計測した「ヴァイオリン製作の名工宮本金八の研究」（平成19(2007)年度）など、現在までに全10巻が刊行されている。さらに本学園の広報誌「MUSASHINO for TOMORROW」に、「楽器博物館だより」として昭和62(1987)年の第1号より現在まで毎号の計85回、所蔵楽器の写真と解説を掲載し、さらにそれらを基にして制作した解説付き写真集「カレイドスコープ」Ⅰ（楽器37点）およびⅡ（楽器41点）を刊行している。この写真集は、美しい楽器の写真とともに、その楽器の持つ歴史的・文化的背景を分かりやすく解説し、楽器の魅力を紹介している。その他、所蔵楽器の絵はがき集を各種発行している。

また博物館は研究活動の一環として、ガラスや石といった新たな素材による楽器の製作に協力してきた。クリスタルガラスを素材とする温度や湿度に全く影響されない新たな楽器「クリスタル・アルプホルン」、「クリスタル・グラスハーモニカ」等は佐々木硝子株式会社と本学楽器博物館で共同開発したものである。また、瀬戸内開発株式会社に楽器についての専門的な助言をし、「サヌカイト」というわが国のみで産出される讃岐地方特産の音の響く石を使用した、独自の工法による石のチャイム「琮^{そう}」の製作に研究協力した。さらにこのサヌカイト製の琮による演奏を収録したCDを制作し、現在本学の4つのコンサートホールで、開演を知らせるチャイムとして使用している。以上の目録、写真集、絵はがき類、CDは窓口等にて販売している。

その他の研究活動として、所蔵資料のオリジナル修復が挙げられる。歴史的なグランドピアノ、テーブルピアノ、自動演奏ピアノ、手回しオルガン等を演奏可能な状態にまで修復した。

(6) 学芸員実習

博物館は、学芸員資格取得のための博物館実習の実習施設として、昭和51(1976)年より他大学から毎年数人の実習生を受け入れ、各々10日間の実習を行ってきた。また、平成19(2007)年度から本学で新設された音楽環境運営学科学生の学芸員課程の実習のために、平成21(2009)年度からは学内の実習生も受け入れる予定である。